

令和7年度
アートエコシステム基盤形成促進事業

アート市場における 美術品の流通促進のための基盤整備 国際比較調査 最終報告書 本紙

2025/11/30

株式会社QUICK

エグゼクティブサマリー

1. 本調査の背景、目的

- 本事業では、国際アート市場における我が国のシェア拡大と国際的なプレゼンス向上に資することを目的として、国際動向との比較分析を実施し、我が国アート市場における課題の特定を行った。現在欧米中心となっている世界の美術界において、我が国が国際アート市場におけるシェアを拡大し、プレゼンスを向上させるためには、各国の制度や事例を調査し、我が国との比較も行うことによって、正確な情報及び課題設定に基づいた的確な施策を打っていくことが必要である。
- 自由民主党政務調査会文化立国調査会「文化立国実現に向けた国家戦略の構築（提言）」（令和7年5月20日）（以下「提言」という。）において、「個人や法人が所有する美術品に関し、美術館等への寄託・公開を促進する方策について税制を含めた検討を進めるなど、わが国アート市場の活性化に関連する様々な観点からの取組を国際的にも遜色ないものとするため、国際動向を十分に調査し、必要な措置を講じるべきである」とされている。こうした指摘もふまえ、必要な調査を行った。

2. 本調査の内容

- 単に各国の制度や事例等を調べるのではなく、海外制度や事例との比較を通じ、文化庁委託事業「我が国の現代美術の海外発信事業」美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業」（平成30年3月・株式会社日本総合研究所）（以下「平成30年調査研究事業」という。）も参照して、日本のアート市場に係る課題を洗い出し、課題に対する解決策を検討した。

3. 本調査の対象、手法

- 調査対象国・地域は、平成30年調査研究事業に調査した8か国・地域（アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、シンガポール、韓国、香港、台湾）を中心に、各地域から選定した合計44か国・地域である。具体的な対象国・地域は第4章を参照。
- アートエコシステムの構築（アート市場における美術品の流通促進）に資する論点、法制度や税制、美術品の評価・鑑定、美術品に係る運送・保管・保険・金融が必須の調査項目である。それらに加え、美術館に関するエコシステムや美術教育の国際比較、アートの金融化と各種規制、コレクターを中核としたインセンティブ設計などについても調査を行った。
- 本調査における「美術品」は、令和6年4月23日に決定した「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」において価格評価の対象となる美術品（近現代に制作され、且つ、作家が明確である作品）を指す。

現状の課題および解決策、提言

1. 現状の課題

- 日本で所有される美術品は「鑑賞対象」であり、アートエコシステムが発達した諸外国のように、コレクターが美術品を多様に活用できる選択肢が整っていない。結果、価値のある作品の多くが「死蔵（ストック）」されており、文化的資産・経済的資産の両面で付加価値を生み出す機会を逸している。
- 平成30年調査事業で扱った「寄附」中心モデルは、美術館への寄贈や売買といった出口戦略に主眼が置かれた。一方、所有期間における活用（例：アートファイナンスの利用による流動化など）について社会全体でどう位置づけるか、また多様なコレクターのニーズへどう対応するかといった体系的な検討が必要となった。

2. 解決策

- 韓国や台湾に存在する芸術銀行（アートバンク）に倣い、日本の現況を鑑み、かつエコシステムの継続的发展可能にする「アート・レジストリー制度」を新設して、社会的インセンティブを提供するハブ機能を持たせる。「金融（担保融資の実施・信用創造の促進）」「税制（相続時に低い時価を採用することで実効的な税効果を提供）」「産業（企業のアート活用の促進）」を連結させる。
- アート業界、美術館、コレクター、近接するエコシステム（金融業界、広告業界、マーケティング業界）、美術愛好家をステークホルダーとする「アート・レジストリー制度」を中心とした日本型アートエコシステムの例は、次ページを参照。

3. 提言

- 各国・地域の調査の結果、アート市場の拡大において、政府に期待される役割は「補助金」の提供ではなく、「市場のインフラ（適切な価格評価制度の確立、流動性を向上させるエコシステムなど）」の提供である。
- 「アート・レジストリー制度」を中核にエコシステムを構築することで、コレクターのニーズに対応し、活動を継続的に促進する。その内容には、作品の貸し出し・展示による社会貢献（社会的価値創出）と価値向上（経済的合理性のあるインセンティブ）、担保融資による追加購入の資金確保、美術品の長期的・複数回の貸し出し実績に基づく相続時の合理的な最低評価額の適用などの機会を提供することが含まれる。

エグゼクティブサマリー	p.2
第1章 【序論】アート市場の変容と「平成30年調査研究事業」からの転換	p.7
第2章 【制度の比較分析】蓄積と循環を決定する法的枠組み	p.12
第3章 【主体（プレイヤー）の比較分析】制度変更がもたらす行動変容	p.21
第4章 44カ国・地域 国別サマリー報告	p.25
第5章 【結論と提言】「アート・レジストリー制度」を中心としたエコシステム再構築	p.78

第1章

【序論】アート市場の変容と「平成30年調査調査研究事業」からの転換

1.1 経済規模と市場規模の関係性考察（マクロ視点）（1/2）

1. GDPに見合わない日本のアート市場の現状

日本は世界有数の経済基盤を持ちながら、アート市場の規模においては非対称性が見られる。これは一時的な需要不足ではなく、市場構造そのものの不全、非効率的市場を示唆している。

指標	日本（現状）	米国（比較対象）	特徴
経済規模 (GDP)	約4.2% (世界4位)	約26.0% (世界1位)	日本は米国の約1/6の経済規模を持つ強固な実体経済。 (出典元：IMF "World Economic Outlook Database" (Oct 2023))
富裕層人口 (HNWI)	約380万人 (世界2位)	約750万人 (世界1位)	日本の富裕層は米国の約半数規模であり、潤沢な潜在購買力が存在。 (出典元：Capgemini "World Wealth Report 2024")
アート市場シェア	約1% (推計1,000億円)	42% (約4.2兆円)	米国はGDP比で市場が突出しているが、日本はGDP比で市場が過小。 (出典元：Art Basel & UBS "The Art Market 2024")

2. GDPとアート市場規模の乖離を生む要因

なぜ日本の富はアート市場へ流入しないのか。欧米主要国との比較から、以下の構造的要因が浮き彫りとなる。

- 「資産」としての機能不全： 欧米ではアートが「金融資産・保全資産」として機能しているが、日本では評価・鑑定・制度の未整備により、資産としての流動性が低いものとみなされている。
- 「産業」としての集積不足： CCIIs（カルチャー・クリエイティブ産業/カルチャークリエイティブセクター）としての産業間連携、政策的連携が弱く、輸出入や金融を含めたエコシステム間連携が分断されている。
- 「インセンティブ」の欠如： 購入・保有・寄付のサイクルを回すための経済的合理性（税制メリット等）、選択肢が設計されていない。

1.1 経済規模と市場規模の関係性考察（マクロ視点）（2/2）

3. アートの売買シェアの大きな先進国のアートエコシステムから得られる示唆

- CCIがGDPの4%前後を占め、かつ、国全体のGDPと比較し、数倍（例えばイギリスではCCIが粗付加価値の5.7%を占め、2010年以降、経済全体の2倍以上の速度で成長している）となっているケースがみられる。
- アート産業は通常売買市場がグローバルであることが基本であり、輸出入政策と税制、適切な市場形成を誘導する文化政策の三位一体が連携されてはじめてCCIのエコシステムが機能する。
- CCIが形成されると雇用創出（フランスは約64万人の雇用を創出し、自動車産業の2倍の経済規模を持つ）の効果があるのみならず、輸出産業（イタリアはCCIがGDPの5.6%を占め、観光やデザイン産業と連動した輸出で存在感を示す）、金融システム（スイスはUBS等の金融機関がアート・バーゼルを支援し、ウェルスマネジメントの一部としてアートファイナンスが活用されている）の参入が促され、1つの巨大産業クラスターが国内に形成される（アメリカはCCIがGDPの4.2%を占め、農業や輸送産業を上回る規模を持ち、世界シェアの4割以上を握る産業となっている）。

4. 国内に文化資産のストックを保持

市場規模の大きな国家では、国内の美術品のストック機能を国に積極的に集中する。その一方で、自国に付加価値の高いアート売買が行いやすいようアート産業（美術館、画廊街など）の地域的な集積を行い（イギリス、韓国）、保税区画の整備と輸出入に関して国が深く介入する（シンガポール、スイス）。

5. 市場規模を決定づける要因、構造的特徴としての「税制」

市場規模を決定するのは「愛好家の数」ではなく「制度設計（インセンティブ）」である。

- 前提として、市場規模の大きな国家では、「アートの持つ資産性から起因する経済的機能」に着目し、物納制度（フランス、イタリア）や寄付制度（アメリカ）を通して、「公共財へと転換可能な資産」として位置づける。特に、寄付制度は善意の文化行為ではなく、富裕層への経済的インセンティブを通じた文化資産の富の再分配機能の社会実装と捉えるべきである。
- アメリカの場合、富裕層コレクターが長期保有した高額な美術品を市場で売却した場合、売却益に対して高いキャピタルゲイン税が課税される。一方、公的機関に寄付した場合、そのキャピタルゲイン税が免除されるだけでなく（優遇A）、寄付額が市場価格で評価され、所得税の課税所得から控除される。実質的な税負担が大幅に軽減されるか、あるいは売却する以上の経済的利益が得られる場合がある。
- この経済合理性に基づき、コレクターは売却をせずに寄付を選択する。私的な「長期保有資産」であった美術品が、税制優遇というインセンティブを通じて公的な文化資本（美術館のコレクション）に転換される。
- 公的資金の代替性を実現すると同時に寄付された優良なコレクションは、美術館に恒久的にストックされることで、「鑑賞者育成」の基盤を築き、結果として、市場全体の文化資本の質と権威を長期的に高める（市場の質の担保）という、好循環を生み出している。

1.2 平成30年調査事業と本調査の比較フレームワーク

1. 平成30年調査事業と本調査の比較結果

- 平成30年調査事業では、文化振興のアプローチから「寄附税制」を調査した。しかし、本調査と比較した結果、現在の各国の政策は「資産防衛（インフレヘッジ）」「金融サービス化」「AML（アンチマネーロンダリング対策）」が強化されている。ここから、アートは資産保全の対象とみなされ、資金が流入するようになったと考えられる。
- 世界の潮流としては、美術品は「文化財として保護」する対象から「文化資産として活用し循環させる」段階へと転換している。

国・地域	平成30年調査からの変化がない点（基盤・構造）	平成30年調査から変化があった点（進化・変容）
アメリカ	[フィランソロピー主導] ・NEA（全米芸術基金）等による独立した資金配分構造 ・所得の50%等を上限とする寄附金控除制度 ・IRSのアート・アドバイザー・パネルによる評価監視	[資産税制緩和と規制強化] ・遺産税（相続税）基礎控除額の大幅引き上げ（549万ドル→1,361万ドル） ・AML（マネロン対策）の強化（Art Market Integrity Actの提案など）
イギリス	[アームズ・レングス原則] ・政府と芸術の距離を保つ助成構造の維持 ・相続税の物納制度（AIL）および生前寄附（CGS）の継続 ・輸入VATの軽減税率（5%）による市場誘引	[コンプライアンスの厳格化] ・EU第5次マネロン指令（5AMLD）の適用による美術商への顧客確認（CDD）義務化
フランス	[国家主導の文化戦略] ・相続税の物納制度（Dation en Paiement）による国庫充実 ・美術品の富裕税（IFI/旧ISF）対象外措置 ・国家による強力な文化財保護と市場介入	[市場の復権とメセナの高度化] ・世界市場での地位向上（取引量で世界第2位へ） ・企業財団（LVMH等）による美術館運営等のメセナ活動の高度化・主導化
オランダ	[合理的税制インセンティブ] ・相続税物納時の評価額上乘せ（市場価格の120%） ・個人所有美術品の富裕税相当（ボックス3）からの除外	[透明性の確保] ・AML規制（Wwft）の導入による美術商への顧客確認義務化
シンガポール	[税制優遇によるハブ機能] ・相続税・キャピタルゲイン税の不在（2008年撤廃以降継続） ・寄附金に対する高率な税額控除（250%～）	[地政学的シフトとインフラ強化] ・香港からの資本シフトによるハブ機能の強化 ・フリーポート（FTZ）を活用した保管・取引機能の高度化
韓国	[譲渡益課税の枠組み] ・存命作家および低額作品（6,000万ウォン未満）の譲渡益非課税 ・書画・骨董品を「その他所得」として分離課税	[市場爆発と制度近代化] ・相続税物納制度の導入（2023年～） ・市場規模の1兆ウォン突破と国際化（フリーズ・ソウル開催） ・アート金融（信託、STO）の進展

1.3 アートエコシステムの3つの類型と「第4のモデル」

1. アートエコシステムのモデル

- 各国の調査結果から、市場規模が近似する国・地域は、アートエコシステムの特徴やCCIsのGDPへの貢献度、その市場の役割に共通した傾向性がある。概ね以下の表のように分けることができ、アメリカや中国のような市場規模が大きい国は「国家戦略・文化遺産保護型」、市場規模は中くらいだが国際的なアートハブとなっているシンガポール、スイスなどの「国際アートハブ・資産運用型」、市場規模が小さく政府の支援が多いノルウェーやフィンランド、ラトビアの「公的資金・文化育成型」の3つがあると考えられる。
- その中で、「第4のモデル」として芸術銀行（アートバンク）を国内のアート取引のハブとして活用している韓国や台湾の「循環創出型」がある。市場の規模は中程度であるが、急成長を続けている。
- 日本のエコシステム、制度を踏まえたうえで、世界の潮流に乗り、美術品を「文化資産として活用し循環させる」アートエコシステムを早期に確立するには、政府が制度設計を行い、美術品の「需要」を喚起して、取引の「信用」を創出する必要がある。そのハブとしては、「日本版アートバンク」に相当する「アート・レジストリー制度」が考えられる。国が文化的、経済的に価値の高い美術品と付随する情報を把握できるように登録・認可制度を設け、美術館に展示して国民のアクセスを確保し、作家や作品の評価を上げるため、アート市場の拡大のために欠かせないハブ戦略である。

市場規模	アートエコシステムの特徴	代表国（例）	経済的貢献度（対GDP）	構造的な市場の役割
大	国家戦略・文化遺産保護型	米国、中国、フランス、ドイツ、イタリア	世界市場の76%超を占める。米国（4.2%）、伊（文化・CC 5.6%）など、国の主要な経済エンジンである。	市場の牽引役
中	国際アートハブ・資産運用型	シンガポール、スイス、ルクセンブルク、UAE	取引規模は相対的に小さいが、金融・資産管理への波及効果大。ルクセンブルク（0.2%未満）など直接的貢献は限定的である。	国際資本の中継地
小	公的資金・文化育成型	ノルウェー、フィンランド、ラトビア	商業取引は小さいが、政府支出の割合が非常に高い。フィンランド（3.4%）、ラトビア（総付加価値の8%超）など、文化セクター総体として経済を支える。	国内文化資本の基盤
中 （急成長 フェーズ）	循環創出型（アートバンクモデル）	韓国、台湾	CCIs全体の中で、アート市場・視覚芸術産業が最も高い成長率（台湾の視覚芸術産業は2021年にCCIs中最高の成長率22.21%）を記録するなど、成長を牽引する中核セクターである。	アジアの国際ハブ機能

第2章

【制度の比較分析】

蓄積と循環を決定する法的枠組み

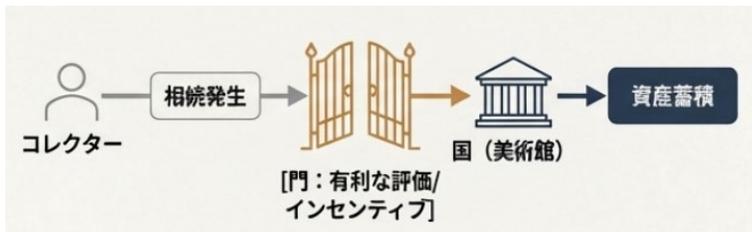
2.1 資産蓄積（ストック）のための税制：出口戦略の再構築（1/2）

1. 高率な相続税と硬直的な物納要件：文化資産の散逸を招く「出口」の欠如

日本の相続税は税の平等性を要視する視点から、金銭納付優先の原則に基づく。よって物納は、金銭による納付が困難と認められた場合に限る。また、物納の対象には順位があり、美術品を含む動産は第3順位である。そのため、日本では相続税を美術品で物納することが極めて困難である。なお、登録美術品制度に登録した美術品の場合は、物納対象の第1順位になる。しかし、金銭での納付が優先されるため、美術品での納付は実質、選択できない。結果として、美術品の多くは資金を確保するために市場で売却され、散逸を招いている。日本では、限られた文化資本のみを公共財（個人所有の文化資本は基本的に私財）と位置付ける一方、イギリスやフランスは文化資本は公共財であると認識し、物納を「文化資本の移転」という戦略的ツールとして活用して、美術品を公的な資産として蓄積を進めている。

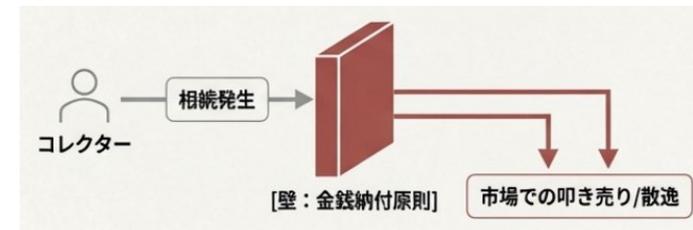
■ 海外の成功事例-経済合理性に基づく誘導

- イギリス：現物納税制度 (Acceptance in Lieu: AIL)
 - インセンティブ：相続税額よりも美術品で納付した方が手元に資産が多く残る「ドゥスール (Douceur)」制度（税額控除の上乗せ措置）が存在。
 - 効果：コレクターは自身に得になる選択として、自発的に国への納付を選ぶ。
- フランス：代物弁済制度 (Dation en Paiement)
 - 柔軟な評価：相続税だけでなく、富裕税 (IFI) 対策としても機能。国が戦略的に重要な作品（国宝級）と認めた場合、柔軟な評価額で受け入れる。
 - 実績：ピカソ美術館など、主要な国立コレクションの形成基盤となっている。



■ 日本の現状課題 - インセンティブの不全

- 「徴税」優先の制度設計
 - 高率な相続税：最高税率55%は世界的に見ても高水準。
 - 物納のハードル：「金銭納付優先」要件があり、美術品による物納は実質選択できない。
- 経済的帰結
 - 換金売りの圧力：納税資金を確保するため、相続が発生した直後に性急に売却され、市場価格の下落やコレクションの散逸（国内市場からの流出）を招く。
 - 死蔵：評価額への懸念から、市場に出ることも美術館などの公的機関に入ることもなく、倉庫等に秘匿・死蔵されるケースが多い。



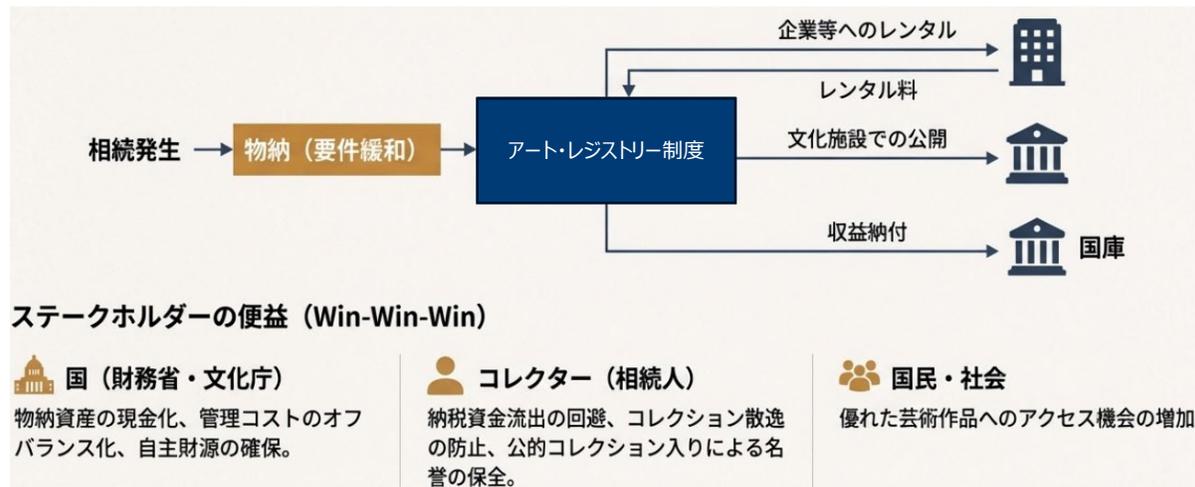
2.1 資産蓄積（ストック）のための税制：出口戦略の再構築（2/2）

2. 物納と登録制度の連携による「循環型」のアート資産の運用モデル

物納要件を緩和し、国が認定した美術品を「アート・レジストリー制度」に登録することで、「死蔵」されていた資産を新たな財源を生む「資産」へと転換する。

■新スキームの構造 - ストックからフローへ

- 入口戦略：物納要件の柔軟化
 - 「金銭納付困難」要件を撤廃または緩和し、国として保存すべき質の高い美術品については、積極的な物納を認める。
 - 真正性と評価：受入時に「アート・レジストリー制度」の専門家委員会（または連携する評価機関）が真正性と時価評価を行う。
- 運用戦略：「アート・レジストリー制度」による物納された美術品の活用
 - 管理の移管：物納された作品は、財務省（国庫）で塩漬けにせず、「アート・レジストリー制度」の管理下へ移管する。
 - 賃貸・活用：官公庁、地方自治体、民間企業（オフィス・ロビー等）へ有償レンタル。
 - 流動性の供給：レンタルによる収益を原資に、維持管理費を賄い、将来的には市場の需給バランスを見ながら適切なタイミングでの売却（入れ替え）も検討する。



2.2 取引循環（フロー）と物理インフラ：輸出入・保管・保険（1/2）

1. 「摩擦なき」取引環境の創出：フリーポートと保税制度による国際資本の誘致

国際的なアートハブ（シンガポール・スイス）は、フリーポート（保税地域）を活用して「税と手続きの摩擦」を極小化し、自国市場を経由する「中継貿易」によって海外資産を呼び込んでいる。

■ 国際的なアートハブの成功モデル - 取引コストの最小化

- シンガポール：国家戦略としての「フリー・トレード・ゾーン (FTZ)」
 - 税制優遇：チャンギ空港等のFTZ内では、輸入GST（9%）の支払いが猶予される。再輸出時は課税ゼロ。
 - 効果：アジアの富裕層のアート資産を「一時保管」させ、その間に商談・売買を行う「中継地」としての地位を確立。
- スイス：資産の「セーフハーバー（安全な避難港）」
 - 機能：ジュネーブ・フリーポート等は、関税・VATの無期限繰延に加え、高度なセキュリティと専門修復サービスを提供。
 - 価値：単なる倉庫ではなく、資産価値を維持・向上させながら取引できる「準市場」として機能。



■ 日本の課題と解決の方向性 - ボトルネックの解消

- 現状の障壁
 - 輸入消費税の壁：アートフェア等での持ち込み時に輸入消費税（10%）のキャッシュフロー負担が発生する（保税展示場の活用は限定的）。
 - インフラ不足：高額美術品に対応した、国際水準のセキュリティと温湿度管理を兼ね備えた保税倉庫が不足している。
- 示唆
 - 通過点としての価値：「輸入 = 課税」という硬直的な発想を転換すれば、国内で消費されなくても、通過・保管・商談が行われるだけで関連産業（ロジスティクス、金融、保険）に経済的な波及効果を生むことが可能である。

2.2 取引循環（フロー）と物理インフラ：輸出入・保管・保険（2/2）

2. リスクヘッジと規制の最適化：高額な資産の循環を支えるインフラ

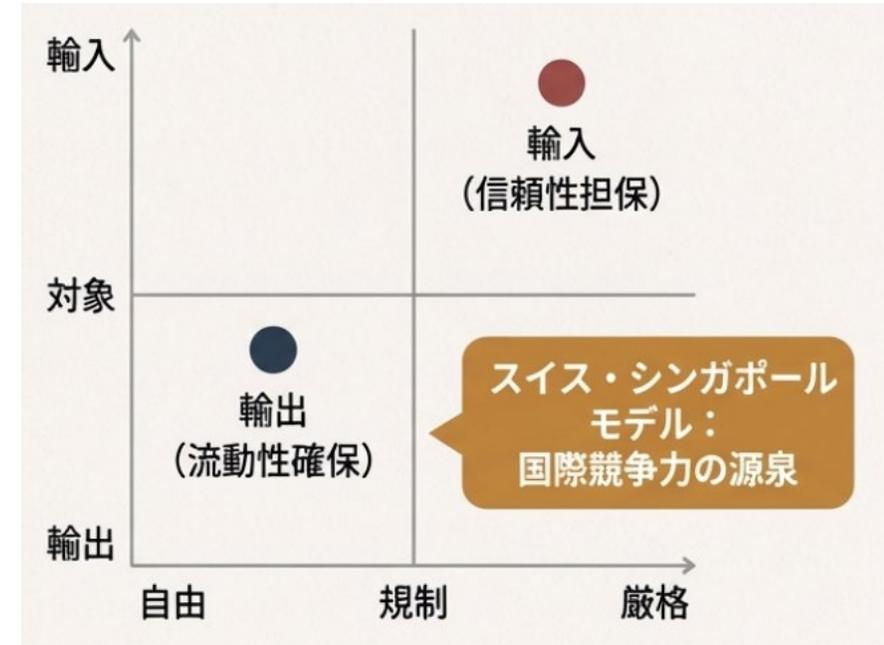
高額なアート資産を動かすには、評価額と連動した「保険制度」と、市場の流動性を阻害しない「合理的で予測可能な輸出入規制」が不可欠である。

■ 保険 - 流動性の担保

- リスク移転メカニズム
 - 高額作品の輸送・展示には莫大なリスク（破損・盗難）が伴う。これをカバーする専門保険がなければ、物理的な移動（貸出・売買）は停止する。
- 評価額との連動
 - 時価評価：市場価格の変動をリアルタイムに反映した評価額で付保できる仕組みが必要。
 - 国家補償制度：超高額作品の展覧会（海外からの借用）においては、民間保険だけではカバーしきれないため、国が補償を肩代わりする制度の活用・拡充が重要。

■ 輸出入規制 - 保護と流通のバランス

- 「非対称」な規制デザイン（スイス・シンガポールモデル）
 - 輸入（厳格）：不正取引（マネロン・略奪品）を防ぐため、原産国の輸出許可証確認などコンプライアンスを徹底し、市場の「信頼性」を高める。
 - 輸出（自由）：一方で、適法に所有された個人の美術品については、輸出許可を原則不要とし、資産の「流動性」を保証する。
- 日本への示唆
 - 文化財保護法による「指定品」の流出防止は堅持しつつ、それ以外の近現代アート等については、自由な国際取引を阻害しない明確なルールの運用が必要。過度な規制は「日本パッシング（市場忌避）」を招く。



2.3 金融（ファイナンス）と信用インフラ（1/2）

1. AML規制のパラダイムシフト：「コスト」から「国際市場への参加資格」へ

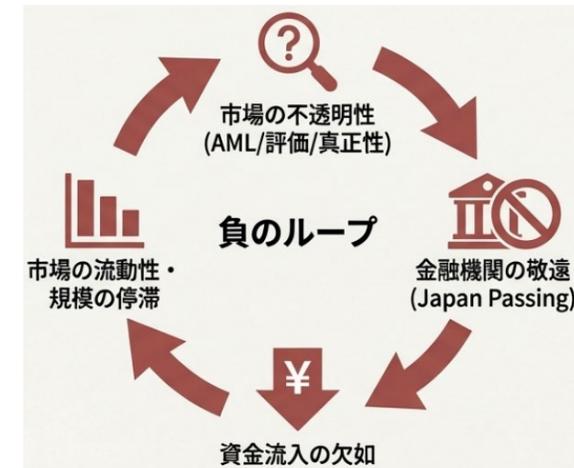
欧米においてAML規制は、市場の透明性を担保し、機関投資家や銀行の参入を可能にするための必須のインフラとして機能している。

■グローバル・スタンダード（欧米・EU）

- 規制の進化（EU第5次マネロン指令：5AMLD）
 - 対象拡大：従来対象外だったアートディーラー、ギャラリー、オークションハウス（取引額1万ユーロ以上）も「報告義務者」として指定。
 - 義務内容：金融機関と同水準の「顧客確認（KYC/CDD）」、「実質的支配者（UBO）の特定」、「疑わしい取引の報告」が義務化された。
 - スイス・英国の動向：スイスは銀行セクターへの厳格な規制で「セーフハーバー」の地位を維持し、英国も2020年から規制を強化し、市場の浄化を進めている。
- 経済的効果
 - 厳格な規制は「参入障壁」ではなく、違法資金を排除した「安全な市場であることの証明」となり、コンプライアンスを重視する大手金融機関（UBS, J.P. Morgan等）のアートファイナンス参入を促進する土壌となっている。

■日本の課題と提言

- 現状の「非対称性」
 - 日本のアート市場は犯罪収益移転防止法の対象外（一部を除く）であり、国際的な金融機関からはコンプライアンス上の「ハイリスク市場（グレーゾーン）」と見なされ、資金流入が阻害されている。
- 提言
 - AML規制を「コスト増」と捉えず、国際的な信頼を獲得するための「品質保証」と再定義する。
 - 「アート・レジストリー制度」と連動させ、真正性や来歴の確認プロセスをAML確認と統合し、取引コストを合理化しつつ透明性を高める。



2.3 金融（ファイナンス）と信用インフラ（2/2）

2. アートファイナンスの実効性：「占有を伴わない」担保権の設定

コレクターが作品を手元に置いたまま資金調達できる法制度（フランスの動産譲渡登記）を参考にすることで、美術品の活用を高め、死蔵されている資産の流動性を高められる可能性がある。

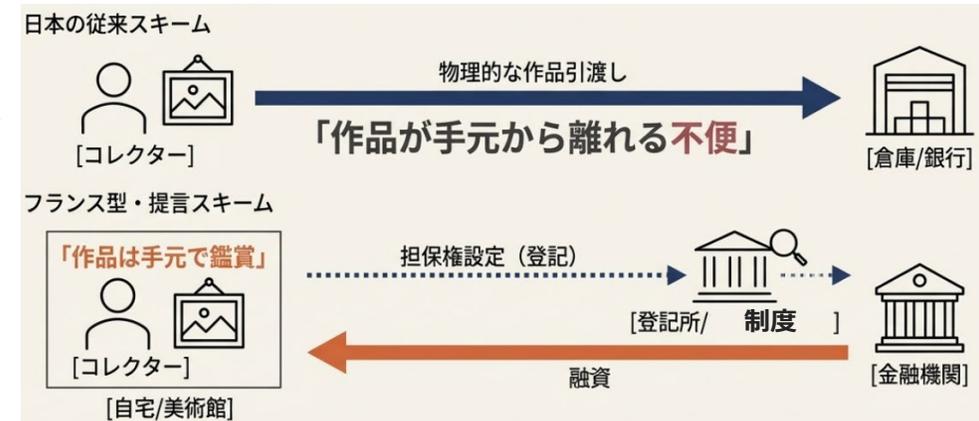
■ ノンリコース型ローンのメカニズムと障壁

• 資産担保型（Asset-Backed）

- 個人の信用力（リコース）ではなく、美術品そのものの価値とキャッシュフロー（将来の売却益）に依存する融資モデル。欧米ではLTV（掛目）40～60%程度が標準。
- ボトルネック: 多くの国（日本含む）では、質権設定のために債権者への「引渡し（占有移転）」が必要となり、コレクターが作品を手元で鑑賞・管理できないことが利用の妨げとなっていた。

■ 法的インフラの解決策

- フランス：「占有を伴わない質権（Gage sans dépossession）」
 - 民法典の整備により、作品を自宅や美術館に置いたまま、公的な登記制度を通じて質権設定が可能。これがアートファイナンス普及の突破口となった。
- 米国：「UCC（統一商事法典）」
 - 担保権の登録システムが完備されており、貸し手の権利保全が容易。
- 日本への提言：「動産譲渡登記」の拡充
 - 現状の「動産譲渡登記」は法人が主な対象であり、個人コレクターが利用しにくい。
 - 制度設計：「アート・レジストリー制度」の登録作品を優先的に認定し、個人でも利用可能な「登録対抗要件」の特例措置、あるいは信託機能を用いた担保スキームを構築。



2.4 評価と真正性の担保（1/2）

1. 「情報の非対称性」の解消：「アート・レジストリー制度」が収集したデータの提供

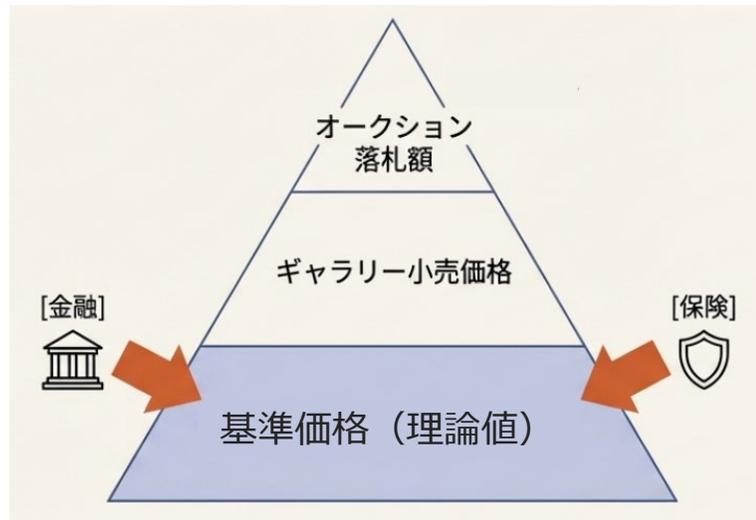
金融機関が参入できない最大の要因は「価格の不透明性」にある。「アート・レジストリー制度」が蓄積した取引データや、価格評価事業者等が評価時に参照するデータを提供する。なお、今回対象としている「美術品」は、近現代に制作された作品であり、且つ、作家が明確な美術品である。

■ 評価の多層構造

- 市場価格：オークション結果等に基づく、変動の激しい価格。投機的要素を含む。
- 理論値・担保掛目（LTV Base）：金融機関が融資審査に用いるべき、ボラティリティを割り引いた保守的な価格。
 - 課題：日本にはこの「保守的な評価」を行う公的な・信頼できるデータが不足しており、銀行は「評価不能＝融資ゼロ」と判断せざるを得ない。

■ 「アート・レジストリー制度」によるソリューション

- データ集積ハブ
 - 物納作品、購入作品、官公庁へのレンタル実績などのデータを一元管理し、ブラックボックス化している取引データを可視化する。
- 「簡易評価」と「指数」の提供：
 - 令和6年4月23日に決定した「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」では、評価価格を客観的かつ合理的なものにするための評価手法が提示されている。この中で、価格評価事業者は過去の取引事例を参考データとして用いるが、令和6年度の「アートエコシステム基盤形成促進事業」の最終報告書では、計量経済学的アプローチによる推定価格（例：QUICKのアート価格推定モデルが算出した推定価格）を用いる方法も提案されている。このような推定価格を認定した事業者が算出し、金融機関に参照データとして提供する。
 - 効果：銀行員が稟議書を書けるだけの「客観的根拠（エビデンス）」を提供し、審査コスト（取引コスト）を下げる。



2.4 評価と真正性の担保 (2/2)

2. 真正性登録制度：金融・保険引受のための「身分証明書」

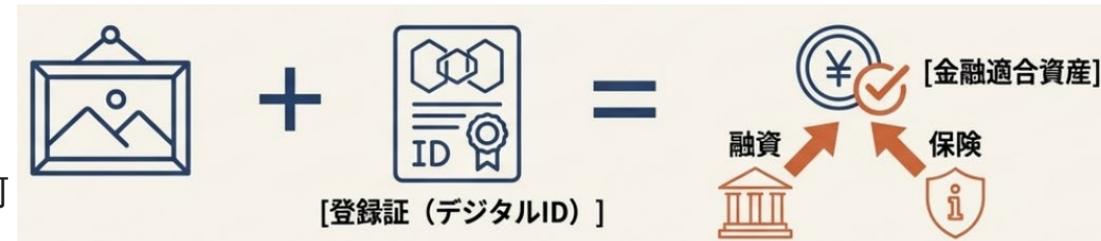
作品の「真正性」と「来歴」を公的に登録・担保する仕組みが、贋作リスクを排除し、金融資産としての適格性を付与する。

■真正性登録の流れ

- 登録申請
 - コレクター/ギャラリーが作品情報を申請。
- 審査・認証
 - 必要に応じて作家本人や遺族、鑑定家、専門家等によるクロスチェック。
- デジタル証明の登録
 - 審査を通過した作品に、改ざん不可能なデジタルID（NFT等）を付与。
 - このIDに、所有権の移転履歴（来歴）、修復履歴、展示履歴が紐づく。

■登録がもたらす経済的メリット（レモン市場の解消）

- 金融機関：贋作を担保に取るリスク（担保割れ）が低くなるため、低金利での融資が可能になる。
- 保険会社：リスクプレミアムが下がり、保険料率が適正化される。
- 市場全体：「登録済み作品 = 安心」というブランドが形成され、二次流通市場の流動性が向上する。



第3章

【主体（プレイヤー）の比較分析】 制度変更がもたらす行動変容

3.1 コレクター（個人・企業）：所有から活用へ

1. 「死蔵」から「運用」への合理的選択：インセンティブ設計による行動変容

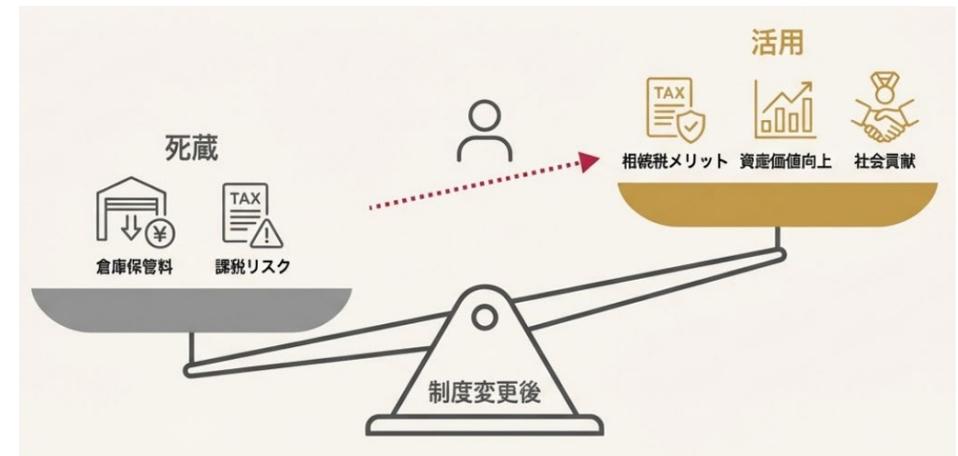
税制と評価向上による利益という「経済的リターン」を付与することで、コレクターは倉庫での「死蔵」よりも、「アート・レジストリー制度」を通じた「活用」を合理的に選択するようになる。

■個人コレクター（資産防衛と名誉）

- Before（現状）
 - 行動：作品を倉庫に保管したまま、秘匿と同様の状態になる。
 - 動機：相続税の評価額が上がることを恐れる（公開＝課税リスク）。
 - 結果：文化資産の死蔵、市場からの退蔵。
- After（制度変更後）
 - 行動：「アート・レジストリー制度」に登録し、貸出に協力する。
 - 動機：
 - 税制メリット：貸出の実績に応じた相続税における作品評価額を合理的な低い価格を選択（貢献度評価）。
 - 資産価値向上：美術館の展示履歴による来歴価値の向上。
 - ポイント：「死蔵のコスト（保管料＋流動性欠如）」が「活用のリターン（節税＋価値向上）」を下回る分岐点を作る。

■企業コレクター（ブランディングと損金算入）

- 「所有」から「利用（サービス）」へ
 - 購入に伴う減価償却の複雑さを回避し、レンタル料として全額を損金算入できるモデルを普及させる。
 - 韓国・台湾事例：オフィス展示による損金算入を明確化し、企業の福利厚生・ブランディング投資としての需要を喚起する。
- ESG/CSR投資としての位置づけ
 - 作家支援（「アート・レジストリー制度」からのレンタル）を企業のSDGs活動として可視化し、株主・社会への説明責任を果たすツールとする。



3.2 金融機関と専門家：市場の仲介者

1. リスクの移転と分散：金融機能によるアートの「資産化」プロセス

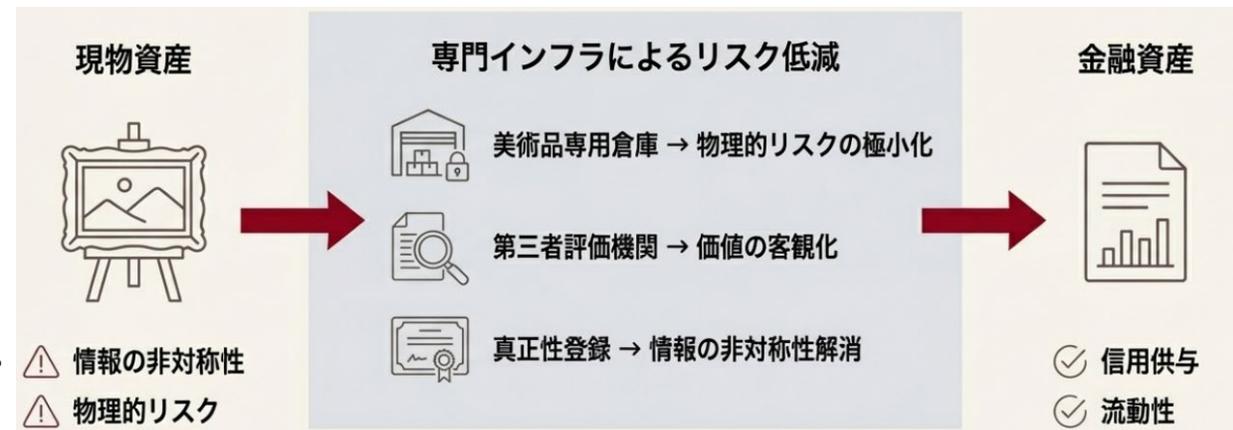
銀行・信託・倉庫業者が連携し、アート特有の「情報の非対称性」と「物理的リスク」を低減させることで、アートは初めて金融商品として扱われる。

■金融機関（銀行・信託）の役割 - 韓国・ハナ銀行の事例

- アート信託
 - 顧客の作品を信託財産として預かり、管理・展示・処分を代行。
 - メリット：資産の保全と、スムーズな承継。
- アート担保ローン
 - 2.4の「真正性登録」と「基準価格」を前提に、LTV（掛目）を設定して融資。
 - 動産譲渡登記の活用：フランスの「占有を伴わない質権」同様、作品を倉庫に入れずに（オフィス等に展示したまま）担保化するスキームの実装。

■専門家（倉庫・鑑定）の役割 - インフラの高度化

- 物理的リスクの極小化
 - 美術品専用倉庫（保税・温湿度管理）による劣化リスクの排除
→ 保険料率の低減。
- 価値の客観化
 - 鑑定家・税務評価士による、恣意性を排除した第三者評価。
 - これらが金融機関の「信用供与」の前提条件（担保適格性）となる。



3.3 公的マーケットメーカー：韓国・台湾の成功事例分析

1. 美術品の流動を喚起する存在としての国家：循環創出型モデル（アートバンク）の成功要因

市場の成熟を待つのではなく、国が有望な作家の「最初の顧客」となり、需要と信用を創出する。民間資金を呼び込むための機能を果たしている。

■韓国・国立現代美術館（MMCA）アートバンク

- モデル: MMCAが作品を購入・所有し、政府機関・在外公館・企業へ貸出。
- 機能
 - マーケットメイク: 若手・中堅作家の作品を国が買い上げることで、市場価格のベンチマーク（基準）を形成。
 - 権威付け: 「国立美術館に収蔵された」という実績が、作家のブランド価値を高め、民間ギャラリーでの取引を加速させる。
- 規模: MMCA本体の年間購入予算は約47億ウォン（約5.2億円）、アートバンクの年間購入予算は約10億ウォン（約1.1億円）であり、有望な作家の作品買い上げとその評価向上で、韓国のアート市場の拡大に寄与している。



■台湾・芸術銀行（Art Bank Taiwan）

- モデル: 「購入 → リース → 収益による再購入」の持続可能な循環。
- 特徴
 - 民間連携: ホテル、病院、民間企業へのリースを積極的に展開。
 - 収益還元: リース料収入を作品購入予算に再投資し、税金への依存度を下げる「自走化」を目指している。
- 日本への示唆
 - 単なる「補助金バラマキ」ではなく、対価（レンタル料）を伴うビジネスモデルとして設計することで、産業としての自立を促す。



第4章

44カ国・地域 国別サマリー報告

4.1 調査必須 7カ国・地域

4.1.1 アメリカ	p.28
4.1.2 香港	p.29
4.1.3 韓国	p.30
4.1.4 シンガポール	p.31
4.1.5 イギリス	p.32
4.1.6 フランス	p.33
4.1.7 オランダ	p.34

4.2 その他の調査対象国・地域

■ 北米・中南米

4.2.1 カナダ	p.36
4.2.2 ブラジル	p.37
4.2.3 メキシコ	p.38

■ アジア

4.2.4 中国	p.40
4.2.5 インド	p.41
4.2.6 台湾	p.42
4.2.7 インドネシア	p.43
4.2.8 タイ	p.44
4.2.9 ベトナム	p.45
4.2.10 フィリピン	p.46

■ 中東

4.2.11 アラブ首長国連邦 (UAE)	p.48
4.2.12 サウジアラビ	p.49
4.2.13 カタール	p.50
4.2.14 イラン	p.51
4.2.15 レバノン	p.52

■ ヨーロッパ (1/2)

4.2.16 ドイツ	p.54
4.2.17 スイス	p.55
4.2.18 イタリア	p.56
4.2.19 スペイン	p.57
4.2.20 ベルギー	p.58
4.2.21 オーストリア	p.59
4.2.22 トルコ	p.60
4.2.23 スウェーデン	p.61
4.2.24 ロシア	p.62

■ ヨーロッパ (2/2)

4.2.25 アイルランド	p.64
4.2.26 ノルウェー	p.65
4.2.27 デンマーク	p.66
4.2.28 フィンランド	p.67
4.2.29 ポルトガル	p.68
4.2.30 チェコ	p.69
4.2.31 ルクセンブルク	p.70
4.2.32 リトアニア	p.71
4.2.33 ラトビア	p.72
4.2.34 エストニア	p.73

■ オセアニア・アフリカ

4.2.35 オーストラリア	p.75
4.2.36 南アフリカ	p.76
4.2.37 ナイジェリア	p.77

第4章 44カ国・地域 国別サマリー報告

第1節 調査必須 7カ国・地域

4.1.1 アメリカ | 世界最大の市場規模を誇り、民間の寄附文化と金融システムが駆動するアート大国

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>『Art Basel & UBS Global Art Market Report 2025』によると、2024年の米国アート市場は総売上248億USDを記録し、世界市場の43%を占め最大シェアを維持している。高額帯（1,000万USD超）のオークション売上は前年比39%減と減速したが、低中価格帯（5万USD未満）では取引件数が増加し、新規コレクター層の参入が市場の裾野を支えている。オンライン売上は105億USDで、市場全体の18%を占め、パンデミック期以降も高水準を維持している。BEA（経済分析局）によれば、2023年の芸術・文化生産分野の付加価値額は約1.17兆USDに達し、全米GDPの4.2%を占める主要産業となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄付：美術品寄付は税制上優遇される。寄付控除額が5,000ドル超の場合、IRS（内国歳入庁）の基準を満たす適格鑑定(Qualified Appraisal)とForm 8283の提出が必須である。控除額は寄付日の公正市場価値(FMV)に基づき、長期保有キャピタルゲイン資産の場合は調整後総所得(AGI)の30%が上限となる。ただし、美術館等が寄付目的（展示・教育等）に「関連した使用(Related Use)」をすることがFMV全額控除の条件である。 ● 相続税：相続・贈与税の生涯非課税枠が2024年時点で1人1361万USDと高額に設定されている。富裕層コレクターの91%が相続・贈与での作品取得経験を持ち、相続税支払いのために作品を売却するケース（47%）も見られる。慈善残余信託(CRT)や慈善先行信託(CLT)を活用し、寄付控除を得ながら相続税負担を軽減する資産承継設計も用いられる。 ● 減価償却：美術品は「確定可能な耐用年数」がないため、企業資産としても個人資産としても原則として減価償却は認められない。 	<p>主に民間寄附が市場を下支えている。2023年の個人寄付は3,744億USDに達し、アート・文化分野へは252.6億USDが寄付された。DAF（ドナー・アドバイズド・ファンド、2023年助成547.7億USD）やプライベート・ファウンデーション（年間助成1,000億USD超）が資金循環の母体である。企業もスポンサーシップ（2018年推計10.3億USD）や寄付で参画し、消費者の36%が支援企業への購買意欲向上を報告している。AAM（米国博物館協会）による認証制度やAAMD（米国美術館館長協会）によるデアクセッション基準改定（2022年）など、業界団体による自主的なガバナンスが機能している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>商業的中核（オークションハウス、メガギャラリー、アートフェア）、専門インフラ（輸送、保管、保険、鑑定、法務・税務）、公的・業界機関（NEA、IMLS、AAM、主要財団）、教育・人材パイプライン（MFA、大学博物館）が有機的に連携している。特に全米に約35,000館存在する美術館は年間500億USD以上の経済貢献と72.6万人の雇用を生み出す、エコシステムの重要基盤である。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>多様なプレイヤーが有機的に連携している。特に全米35,000の美術館が経済と雇用の重要基盤となっている。</p>	<p>NEA（FY2024予算 2.07億USD）とIMLS（FY2025予算要求 2.80億USD）が連邦助成を配分する。NEAは予算の40%を州・地域アート機関に配分することが義務付けられている。流通面では4層の政策介入（CPIA：文化財保護、CITES/ESA：野生生物素材、NAGPRA：先住民文化品返還、OFAC/AML：制裁・資金洗浄対策）が存在する。CPIAに基づき、2024年時点で33カ国との二国間協定(MOU)で文化財輸入が制限されている。NAGPRAは2024年改正規則施行により、博物館等からの返還が加速している。AML/CFT（マネロン対策）は現状アート市場に包括的義務はないが、2022年財務省調査がリスクを指摘し、2025年にはArt Market Integrity Actが議会提案されるなど、規制強化が動向にある。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>助成金配分に加え、文化財保護・先住民返還・AMLなど多層的な規制で市場に介入している。</p>	<p style="text-align: center;">⑥美術館の施策</p> <p>全米約35,000館の美術館が社会的包摂施策を推進する。スミソニアン等の連邦系は入館無料であり、その他多くの館も無料日、推奨寄付制、メンバーシップ制を組み合わせアクセス向上を図っている。学校連携プログラムや、多言語化、LGBTQ+プログラム、先住民コミュニティとの協働（NAGPRA対応）、ラテンクスアート専門職の新設（ALAMプログラム）など、多様性・包摂性を重視する。Met（メトロポリタン美術館）等がコレクションのデジタル・オープンアクセス化を推進し、Google Arts & Cultureとの提携によるバーチャル展示も拡大している。</p>
<p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">日本への示唆</p>		
<p>米国のアート金融市場の枠組みは、日本の制度設計において参考となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 担保権法制の整備：アート作品を動産担保とする融資実務を支えるため、UCC（統一商事法典）Article 9に類似する公示制度（登記・登録）の整備とガイドライン策定が求められる。 2. AML/CFTの段階的導入：国際的整合性を確保しつつ、高額アート取引事業者に対し、リスクベースでCDD（顧客確認）やSAR（疑わしい取引報告）義務の段階的導入を検討する。 3. 評価・情報インフラの確立：USPAP（米国鑑定基準）に準じた統一的鑑定基準・資格制度の整備、および取引価格を集約した公的データベースの構築が市場の透明性向上に不可欠である。 4. 専門インフラと人材育成：金融機関の参入を促すため、専門保管施設、保険、法務・税務・評価分野の専門育成を体系的に支援する。 5. 実証プログラムの推進：地域金融機関と連携したパイロット事業を通じ、リスク評価モデルや実務フローの知見を蓄積する。 		

4.1.2 香港 | 自由港が生んだグローバル・アート&ファイナンス・ハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>香港は2020年にロンドンを上回り、世界第2位のアートオークション市場としての地位を確立した。美術品・骨董品の総取引額は2017年の約173億香港ドルから2021年には約666億香港ドルへと4年間で約4倍に急増した。アートを含むクリエイティブ産業全体は、2021年の香港のGDPの4.5%（付加価値額1,248億香港ドル）を占める。新型コロナ禍においても、欧米市場が二桁減となる中、香港のオークション売上高の減少は2%にとどまり、市場の底堅さを示した。市場の成長は、デジタルに精通しアートを投資ポートフォリオの一部と見なすミレニアル世代やZ世代のコレクターが牽引しているとされる。</p>	<p>香港の競争優位性の根幹は、アート資産のライフサイクル全体を通じて税負担を最小化する「トータル・ライフサイクル・アドバンテージ」にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入・取引: 自由港として美術品の輸出入に関税は一切かからない。また、取引に付加価値税（VAT）や売上税も課されない。これは輸入時に5%のVATが課されるロンドン等と比較して優位性を持つ。 ・売却: 美術品を含む資産の売却益に対するキャピタルゲイン税が存在しない。これにより、コレクターは作品の値上がり益の全額を享受できる。 ・減価償却: 法人が所有する美術品は、税法上の減価償却資産として認められていない。取得費用を償却期間にわたって費用計上し、課税所得を圧縮することはできない。 ・寄付: 政府が承認した慈善団体への金銭による寄付は、課税対象利益の最大35%まで損金算入が可能である。しかし、美術品の現物寄付については、税制上の控除が一切認められていない。 ・相続税: 相続税、遺産税、贈与税は2006年に廃止されており、コレクションを次世代へ非課税で承継できる。コレクターは「輸入」「所有」「売却」「承継」の全ての段階で税の摩擦に直面することなく、香港を拠点としてコレクションを管理・運用する強力なインセンティブが与えられている。 	<p>民間企業の関与は、税制優遇を目的としたものではなく、ブランド価値向上や富裕層顧客とのエンゲージメントを主眼とする経営戦略、ブランド戦略がインセンティブである。アート・バーゼル香港におけるBMWやシャングリ・ラ等のグローバル企業のスポンサーシップや、商業施設とアートを融合させるK11アート財団の取り組みがその典型例である。富裕層コレクターはエコシステムの経済的な駆動力であり、パッション、投資、資産保全、社会的地位の象徴といった複合的な動機を持つ。特筆すべきは、香港のコレクターが世界で最も高い割合（12%）で自らを「パトロン」と認識しており、作品購入に留まらず、非営利機関への支援や若手アーティスト育成といったエコシステム全体を支える意識が強いことである。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>香港のエコシステムは、商業セクター、公的・非営利セクター、専門的サポートサービスの三層構造で成り立っている。商業セクターは、クリスティーズ、サザビーズ等の国際的オークションハウスや、ハウザー & ワース等のグローバルギャラリーが市場を牽引する。公的セクターでは、M+等の世界的美術館が文化的な正当性を与え、香港芸術發展局（HKADC）が資金配分や政策提言を担う。これらを、アート専門の物流・保管（Crown Fine Art等）、保険（AXA等）、金融、法務サービスが支える。特に国際空港近辺の自由貿易地域内にある高セキュリティな保管施設は、非課税での保管・取引を可能にする戦略的インフラとして機能している。</p>	<p>香港政府は市場への直接介入ではなく、市場が自律的に成長する環境を整備する「戦略的なイネーブラー（実現支援者）」としての役割を担う。その象徴が、40ヘクタールの敷地に216億香港ドルを投じて建設された西九龍文化地区（WKCD）である。この地区には、アジア初のグローバルな現代ビジュアルカルチャー美術館M+や香港故宮文化博物館が含まれ、エコシステム全体の「アンカーテナント*1」として機能し、市場の正当性を高め、国際的な才能や文化ツーリズムを惹きつけている。また、2020-21年度予算では芸術文化分野に55億香港ドルを割り当て、クリエイティブ産業支援の「智優資金」に34億香港ドルを投じるなど、大規模な財政的コミットメントも行っている。</p>	<p>政府主導で建設された西九龍文化地区（WKCD）の中核をなすM+や香港故宮文化博物館は、単なる文化施設に留まらず、高度な経済戦略の要となっている。これらの世界クラスの美術館は、市場に文化的な正当性を与え、国際的なアートコミュニティを惹きつける「ソフトなインフラ」として機能する。市民のアクセス向上にも努めており、康樂及文化事務署（LCSD）が管轄する公立美術館では、常設展の入場料を水曜日に無料にしたり、全日制の学生を無料にするなどの施策を講じている。M+のような主要な私立美術館も、一部エリアへの無料アクセスを提供し、市民がアートに触れる機会を保障している。</p>
<p>商業セクター、公的セクター、専門的サポートサービスが三位一体となり、強固なエコシステムを形成。</p>	<p>政府は表立った関与は避け、市場が自律的に成長するための最適な環境を創出するために、戦略的にイネーブラー（実現支援者）の役割に徹している。</p>	日本への示唆
<p>香港の成功は、VAT、キャピタルゲイン税、相続税がゼロという、アート資産のライフサイクル全体における税制上の摩擦のなさが根幹にある。日本の消費税、所得税、高率の相続税は国際競争力を阻害する最大の障壁である。香港の分析から、以下の段階的な施策が日本にとって有効と考察される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期施策: 香港の自由貿易地域内の保管施設を持つ利点を日本で再現するため、美術品に特化した「保税倉庫」または「フリーポート」制度を創設し、非課税での輸入、保管、再輸出を可能にする。 ・中期施策: 貴重なコレクションが相続税納税のために散逸するのを防ぐため、国の文化的に重要な美術品による物納制度を拡充、または納税猶予・免除措置を大幅に強化する。 ・長期的・抜本的改革: 香港にはない日本独自の強みを創出するため、美術品の現物寄付に対する税控除制度を本格的に導入する。これは、コレクターが日本の美術館に作品を寄贈する強力なインセンティブとなり、国の文化遺産を豊かにする好循環を生み出す可能性がある。 		

*1「アンカーテナント」は、一般には商業施設等で集客の中核となるテナントを指す。本レポートでは、M+のような世界クラスの文化施設が、国際的な才能、観光客、富裕層を惹きつけ、香港のエコシステム全体の正当性を高める中核的存在であることを指している。

4.1.3 韓国 | 税制・金融・政策が織りなす新たなアジアのアートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>韓国のアート市場は、文化体育観光部および芸術経営支援センターの調査によると、2021年に前年比で約3番の9,223億ウォンに達し、2022年には通年で1兆ウォンを超える市場へと成長を遂げた。この急速な成長は、テクノロジーに精通したMZ世代（ミレニアル世代とZ世代）が新たなコレクター層として参入し、アートを資産形成の一環と捉えるようになったことが背景にある。市場の活況は、鑑定、保険、専門輸送といった関連サービス産業の成長と専門的雇用の創出を促している。また、「フリーズ・ソウル」のような国際的イベントは海外の富裕層を誘致し、ソウルの文化ブランド価値を向上させるなど、韓国経済全体に大きな波及効果をもたらしている。一方、2023年～2024年にかけて高金利等の影響で市場は調整局面（前年比マイナス）に入った点も留意が必要である。</p>	<p>韓国のアート市場は、個人富裕層を対象とした戦略的な税制優遇措置により成長している。美術品の譲渡益は、他の所得と合算されない分離課税（税率22%）が適用されるため、高所得者ほど税負担軽減のメリットが大きい。特に、生存する国内作家の作品は譲渡価額にかかわらず完全に非課税となる強力なインセンティブがあり、国内プライマリー市場への資金流入を促している。また、譲渡価額6,000万ウォン未満の取引も非課税である。課税対象となる場合でも、譲渡価額の80～90%を必要経費として概算控除できるため、課税額は僅少に抑えられる。法人については、1点1,000万ウォン以下の美術品を不特定多数が鑑賞できる場所に展示する場合、購入費用を全額損金算入できる。減価償却は、美術品が価値の減少しない資産と見なされるため、原則として対象外である。寄付については、美術館など指定団体への寄付は、法人税法上の寄付金として一定限度内で損金算入が認められる。相続税では、公的美術館などで展示・保管される美術品は納税が猶予される制度がある。また、2023年からは美術品による物納制度も導入され、富裕層の出口戦略の選択肢となっている。</p>	<p>韓国のアートエコシステムは、財閥系企業が中心的な役割を担っている。サムスン文化財団が運営するリウム美術館や、パラダイスグループが展開する複合リゾート「パラダイシティ」での「アートテイメント」戦略は、伝統的なメセナを超え、ブランド価値向上や富裕層顧客との関係深化を目的とした高度な経営戦略となっている。金融分野では、アートを金融資産として活用する動きが活発化している。特にハナ銀行が国内で初めて開始した「美術品信託」は、美術品の所有権を信託に移し、管理・運用・処分を専門家が包括的に代行する画期的なサービスである。同行は、信託受益権を小口化してトークンとして流通させる証券化（STO）も視野に入れており、アート投資の裾野を一般投資家にまで広げる可能性を秘めている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>韓国のアートエコシステムは、多様な専門家が有機的に連携し、アート作品の文化的・経済的価値を高めながら社会を循環させる構造を持つ。中核を担うのは、作家を発掘・育成する画廊（ギャラリー）と、市場価格を形成し流動性を担保するオークションハウスである。これらの市場を、鑑定家が真贋鑑定で信頼性を支え、美術館が作品の収集・展示を通じて文化的な価値を権威付ける。さらに、修復家、アート専門の保険会社、輸送業者、コンサルタントといった専門サービス事業者が、資産価値の維持を物理的、専門的な知見で支えている。</p>	<p>韓国政府は、アート市場を「戦略的経済セクター」と位置づけ、国際化と流動性向上を企図した政策を積極的に展開している。輸入においては、オリジナル作品の関税を原則免除し、海外の優れた作品の流入を促進している。輸出では、規制を大幅に緩和し、1946年以降に制作された美術品は原則自由に海外へ輸出・販売可能とし、国内アーティストやギャラリーのグローバル展開を国家として後押ししている。エコシステムの基盤を支える中核機関として、芸術経営支援センター（KAMS）が市場に関する公的統計「美術市場実態調査」を毎年発行し、市場の透明性と信頼性を高めている。また、韓国文化芸術委員会（ARKO）は、助成金提供や文化バウチャー事業を通じて、市場原理だけでは支えきれない創造活動や国民の文化アクセスを保障する「文化インフラ」としての役割を担っている。</p>	<p>韓国の美術館は、エコシステムにおいて文化的な価値を権威付け、歴史的な文脈に位置づける重要な役割を担う。国立現代美術館（MMCA）は年間117万人以上（2016年ソウル館）の来場者を集めるなど、一般市民とアートの重要な接点となっている。民間では、サムスン文化財団が運営するリウム美術館や湖巖美術館、アリオグループが運営するアリオミュージアムなど、財閥や有力コレクターが設立した私立美術館が国宝級のコレクションを誇り、韓国美術界の発展を牽引している。これらの美術館は、質の高い展覧会を企画するだけでなく、相続税の納税猶予制度の受け皿として、富裕層コレクターのコレクションを文化資産として次世代に継承する機能も果たしている。</p>
<p>多様な専門家の有機的連携が、アートの文化的・経済的価値を共に創造・担保するエコシステムを形成している</p>	<p>関税・輸出規制の緩和という「市場開放政策」と、公的機関による「情報インフラ整備・創造活動支援」を両輪とし、アート市場を国家戦略として体系的に育成・強化している。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>韓国の成功が日本に示すのは、アート市場を単なる文化保護の対象ではなく、グローバル資本を惹きつける「戦略的経済セクター」と再定義する政策思想の転換である。韓国は、「市場が小さいから税制優遇がない」という議論に陥らず、まず「税制」という強力な起爆剤を先行投入することで、能動的に市場を創造した。この観点から、日本が導入を検討すべき具体的施策は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税制改革（最優先課題）: 個人美術品譲渡所得に対し、韓国を参考に高所得者の市場参入障壁を大幅に下げる「分離課税」を導入する。また、企業美術品購入を促すため、損金算入が可能な価額基準（現行30万円未満）を、展示を条件に韓国の1,000万ウォン（約100万円）を参考に引き上げる。 2. 市場情報基盤の整備: 韓国のKAMSに相当する専門機関を設立・強化し、信頼性の高い市場データを継続的に収集・公開することで、市場の透明性を担保する。 3. 金融との融合促進: 政府が規制緩和や情報提供を積極的に行い、大手金融機関によるアート担保融資や信託といったアートファイナンス事業への参入を促す。

4.1.4 シンガポール | 国家戦略として設計された税制が、世界のアート資本を惹きつけるアジアのハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>クリエイティブ産業はGDPの約1.9%を占め、約2.2%の労働人口を雇用している。シンガポール政府が運営する若年層向けのウェブサイトによると、より広範な「芸術・エンターテインメント」セクターは2019年に91億シンガポールドル（約1兆円）の付加価値を創出した。美術品の輸出額は2026年までに年率2.6%で成長し4億6,800万米ドルに、輸入額は年率2.3%で5億2,100万米ドルに達すると予測されている。Sotheby'sが2022年に15年ぶりにオークションを再開し1,800万米ドル超の売上を達成したことや、大型国際アートフェア「ART SG」の成功は、香港からシンガポールへのアート資本シフトを象徴している。</p>	<p>個人富裕層にとって魅力的な税制が特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税・贈与税: 2008年に相続税が完全に撤廃されており、贈与税も存在しない。これにより、美術品コレクションを税負担なく次世代へ承継できる。 ・キャピタルゲイン税: 個人が美術品を売却して得た利益（キャピタルゲイン）は、事業所得と見なされない限り原則として非課税である。法人においても、偶発的な資産売却と見なされれば非課税となる。 ・寄付: 企業・個人を問わず、国家遺産委員会（NHB）が承認した美術館などに美術品を寄付した場合、その美術品の評価額の250%に相当する金額を課税所得から控除できる。これは社会貢献と税務メリットを両立させる強力なインセンティブとして機能する。 ・減価償却: 法人が事業用に美術品を購入した場合、その取得費用を税法上の減価償却の対象とすることは、価値が経年減少しないため通常認められない。 ・物品・サービス税（GST）: 国内での美術品購入や輸入にはGST（現行9%）が課されるが、フリー・トレード・ゾーン（FTZ）の利用や、主要輸出業者スキーム（MES）の適用により、国際的な中継貿易においては支払いが猶予・免除される措置がある。 	<p>プライベートバンクを中心に、美術品を金融資産として活用するアートファイナンスが展開されている。HSBCやJ.P. Morganなどが、富裕層顧客に対し美術品を担保とする融資を提供し、資産の流動化を支援している。また、We Are Art Collectors (WAAC) のようなプラットフォームが登場し、高額な美術品の所有権を小口化して複数の投資家で分割所有する「フラクショナルオーナーシップ」を可能にしており、アート投資の裾野を広げている。これらの取引の健全性を担保するため、美術品ディーラーもマネー・ローンダリング対策規制（PSPM法）相当の規制対象となっている可能性が高い。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>国家芸術評議会（NAC）が芸術振興の司令塔として5カ年計画を策定し、国家遺産委員会（NHB）が国立美術館群を統括し国家コレクションを管理する、という公的機関が基盤を整備している。その上で、ギャラリー、国際オークションハウス、鑑定、修復、専門輸送・保管、保険、コンサルタントといった民間の専門サービスが集積し、有機的に連携している。「ART SG」のような国際イベントでは、政府の後援、ギャラリーの販売活動、美術館による作品購入、専門業者のロジスティクス提供が一体となり、円滑な取引プラットフォームを形成している。</p> <p>▼</p> <p>公的機関による戦略的な基盤整備と、民間専門サービスの集積が有機的に連携。アートの資産価値を物理的、専門的な知見から支える盤石なプラットフォームを形成している。</p>	<p>シンガポール政府の公的施策は、アートの「国際的な流通」を最大化し、グローバルなハブとしての機能を強化する点で一貫している。その核心が、輸出入制度における「二重構造」である。美術品を国内で消費する場合は原則通りGST（物品・サービス税）が課税されるが、国際的な中継貿易は戦略的に優遇される。具体的には、チャンギ国際空港のフリー・トレード・ゾーン（FTZ）を活用すれば、域内での保管・取引中はGSTの支払いが法的に猶予され、第三国へ再輸出する場合は一切課税されない。この「流通の円滑化」を重視する姿勢は文化財保護政策にも表れており、保護対象は主に建造物などの不動産である。動産である美術品全般の輸出を包括的に禁止する法律は確認できない。国際的な取引を妨げない柔軟な文化財保護政策の運用が市場の信頼性を高めている。</p> <p>▼</p> <p>フリー・トレード・ゾーン（FTZ）による税制メリットと、輸出を制限しない柔軟な文化財政策。税制と規制の両面から「国際流通の円滑化」を徹底し、グローバルなハブとしての信頼を確立している。</p>	<p>ナショナル・ギャラリー・シンガポールやシンガポール美術館などの国立の文化施設は、国家遺産委員会（NHB）の統括下にあり、国家コレクションの収集・保存・研究・展示の中核的役割を担っている。これらの美術館は、企業や個人からの寄付を受け入れる重要な窓口であり、寄付された美術品の評価額250%の税控除を可能にする「承認美術館」としての認定を受けている。また、シンガポール美術館（SAM）は、国際アートフェア「ART SG」において、展示作品を国家コレクションとして購入するための基金（SAM ART SG Fund）を設立するなど、市場と連携して国内の文化資産を充実させる積極的な取り組みを行っている。</p>
<p>日本への示唆</p>		
<p>シンガポールの成功は、①相続税・キャピタルゲイン税ゼロという大胆な税制を「呼び水」に国際富裕層を惹きつけ、②250%という寄付税制で資産を国内文化インフラに還流させる、という戦略的な制度設計にある。さらに、③政府が経済政策としてアート市場を捉え、官民連携でフリーポートのような専門インフラを整備している点も重要である。これを踏まえ、日本が取るべき施策として以下を提言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続税制の改革: 美術館への寄託を条件とした納税猶予制度の創設・拡充により、コレクションの国内保持と公開を促す。 2. 寄付税制の拡充: シンガポールを参考に、寄付した美術品の評価額に対する税額控除など、より強力な優遇措置を導入し、民間から美術館への資産移転を加速させる。 3. 国家戦略の策定と実行: 文化庁だけでなく、経済産業省や金融庁も連携し、アートを経済資産と捉え、国際競争力獲得を目指す省庁横断的な戦略を策定する。その上で、「アートビジネス特区」のような形で規制緩和や税制優遇を先行的に試行することが現実的な第一歩となる。 		

4.1.5 イギリス | 官民連携と戦略的税制が駆動する、世界第2位のアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>英国のクリエイティブ産業は2022年に1,246億ポンドの粗付加価値(GVA)を創出し、英国経済の5.7%を占める重要分野である。その中核をなす美術品・骨董品市場は、The Art Basel & UBS Art Market Report 2025 By Arts Economicsによると、2024年時点で世界第2位、世界シェア18%を占め、年間売上高は104億ドルに達する。この市場は7,800の事業者と45,520人の直接雇用を支えている。市場構造の特徴は高価格帯への極端な集中にあり、100万ドル超の作品が取引件数で1%未満にもかかわらず、市場価値の57%を占める(2016年)。これは、国内外の富裕層コレクターが市場を強力に牽引していることを示している。</p>	<p>英国の税制は、富裕層の美術品所有を促進し、最終的に国の文化資本へ転換させることを目指す戦略的な設計が特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税:英国の相続税は40%と高率だが、国の文化遺産として「卓越した」作品には3つの優遇措置がある。①一般公開等を条件に納税を無期限猶予する「条件付き免除制度」。②相続税を美術品で納付でき、市場売却より有利な評価額が適用される「現物納税制度(AIL)」。③生前の寄付を促す「文化ギフトスキーム(CGGS)」。これらはコレクションの散逸を防ぎ、公的機関の収蔵品を充実させる。 ・寄付:CGGSにより、個人は寄付した作品価値の30%、法人は20%を所得税等から税額控除できる。 ・減価償却:美術品は原則として減価償却の対象外。ただし、しかし、高級ホテルなどで、事業における空間演出のために美術品が不可欠な「設備」と見なされる例外的な場合に限り、資本控除の対象となり得る。 	<p>民間では、美術品を担保とする金融サービス「アートファイナンス」が発展している。世界のアート担保融資市場は最大341億ドル規模(2023年)と推定され、英国では大手プライベートバンクや専門ノンバンク金融機関がサービスを提供している。コレクターは作品を売却せず流動性を確保でき、融資額は評価額の50%が上限となることが多い。近年、市場の透明性と信頼性を高めるため、金融セクター並みの規制が導入された。特に2020年からのマネーロンダリング防止(AML)規制の強化は画期的で、1万ユーロ以上の取引を行う事業者に顧客デューデリジェンス(身元確認)などを義務付けている。この規制強化が市場の健全化を促し、伝統的な金融機関のアートファイナンスへの参入を後押ししている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>英国のアートエコシステムは、商業、インフラ、公的機関の強固な連携によって成立している。商業面ではサザビーズやクリスティーズなどのグローバルオークションハウスが二次市場を、7,000を超える画廊・ディーラーが一次・二次市場を形成する。これらを、美術品専門の輸送・保管、保険、修復、評価、法務といった高度に専門分化したサービス群がインフラとして支える。この集積がロンドンに強力なネットワーク効果を生み、国際的なハブとしての地位を確立している。これら民間活動の結節点にアーツ・カウンシル・イングランド(ACE)などの公的機関が存在し、制度運用を担う。</p>	<p>英国政府は、自由な国際取引拠点としての地位維持と、国内の文化資産保護という二元的な戦略を採っている。輸入面では、美術品等に対する輸入付加価値税(VAT)を標準の20%から5%という軽減税率に設定し、世界中から美術品が流入するよう強力なインセンティブを与えている。特別な輸入許可制度も原則として存在しない。</p> <p>一方、輸出面では、製造後50年超で一定価格以上の文化財に輸出許可を義務付け、厳格に管理している。特に「ウェイヴァリー基準*1」に該当すると判断された場合、輸出が一時保留される。この間に国内の美術館などが市場価格で作品を購入する機会が与えられ、重要文化財の海外流出を防いでいる。</p>	<p>英国の美術館政策は、国民の文化アクセスを保障し、エコシステム全体の価値を高める基盤となっている。その中核が、2001年に導入された国公立美術館への入場料無料化政策である。この政策により主要国立美術館の入場者数は倍増し、文化へのアクセスを劇的に改善した。政策維持には年間約4,500万ポンドの費用がかかるが、観光収入の増加などを通じ、投下資金1ポンドあたり3.50ポンドの経済効果を生むと試算されており、費用対効果の高い文化政策と評価されている。この無料開放政策が育んだ広範で質の高い鑑賞者層は、展覧会の権威と魅力を高める。その結果、富裕層コレクターが自身のコレクションを美術館に貸し出すインセンティブとなり、作品の来歴価値が向上する。このように、美術館への公的投資が民間コレクションの価値を高め、エコシステム全体の好循環を生み出している。</p>
<p>高度に専門分化された民間サービスが公的機関と強固に連携し、富裕層のコレクションを文化遺産へと転換・集積させる好循環を構築している。</p>	<p>相続税の優遇措置で私有財産(美術品)の公共化を戦略的に促し、輸入におけるVATの軽減により国際ハブとしての市場の流動性を維持している。</p>	日本への示唆
<p>英国の成功は、単一の政策ではなく、市場、税制、インフラ、公的支援が「民間の富を国の文化資本へ戦略的に転換させる」という一つの目的に向かって連携する、統合的エコシステムの力にある。日本が学ぶべき核心は、税制を文化政策実現の戦略的ツールとして活用している点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税における優遇措置の創設:英国の現物納税制度(AIL)を参考に、美術品による相続税納税を導入すべきである。その際、現金納税より有利になる金銭的インセンティブ(英国の「ドゥール」)の設計が不可欠である。また、美術館への公開を条件とする納税猶予制度も有効となる。 ・寄付を促進する税制の導入:英国の文化ギフトスキーム(CGGS)に倣い、国公立美術館等への寄付に対し、評価額の一定割合を所得税や法人税から税額控除できる制度を創設すべきである。 ・国際取引拠点化に向けた輸入VATの見直し:日本をアジアのアートハブと位置づけるため、美術品の輸入消費税を英国の5%のような軽減税率に引き下げること検討すべきである。 <p>これらの制度改革は、美術品という私有財産が社会の公共財でもあるという認識を共有し、所有者が自発的に社会貢献を選択できる日本版の「社会契約」を創造する上で不可欠である。</p>		

*1「ウェイヴァリー基準」とは、歴史的、美的、学術的に国の重要文化財と見なされる基準である。

4.1.6 フランス | 国家戦略がアートを牽引する、設計された文化大国

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>2024年現在、フランスの美術品市場は売上高42億ドル（シェア7%）で米国、英国、中国に次ぐ世界第4位である。30th Art Market Report 2024によると、取引量（ロット数）で米国に次ぐ世界第2位、欧州では首位を獲得しており、高価格帯に依存しない市場の厚みと強靭さを示している。アート市場を中核とする文化・創造産業（CCIs*1）全体では年間売上910億ユーロ、GDPの2.3%に相当し、政府はこれを「優先輸出ファミリー」と位置づけ、国家戦略として推進している。</p>	<p>【個人】 美術品は富裕税（IFI）の課税対象から完全に除外される。譲渡所得税は、①売却額に6.5%の定額課税、または②譲渡益に36.2%課税の有利な方を選択できる。後者は30年以上の長期保有で譲渡益が完全に非課税となり、短期投機を抑制し長期コレクション形成を促す。</p> <p>【相続税】 最高税率は60%と高率だが、「物納制度（Dation en Paiement）」により、国が認めた美術品で相続税を納付することが可能で、文化遺産の散逸を防ぎつつ納税義務を果たせる。</p> <p>【法人】 （寄付）美術館等の公益団体への寄付は、寄付額の60%（一部40%）を法人税から税額控除できる「メセナ税制」が充実している。（減価償却）存命作家からオリジナル作品を購入した場合、取得価額を5年間で均等に損金算入（償却）できる極めて強力な優遇措置がある（ただし5年間の一般公開が義務付けられる）。</p>	<p>LVMHグループのフォンダシオン ルイ・ヴィトンやフォンダシオン カルティエなど、特にラグジュアリーセクターの大企業が設立した企業財団が、世界的な美術館として機能し、パリの文化シーンに絶大な影響を与えている。ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキング等の大手金融機関は「アートバンキング」部門を設置し、富裕層コレクター向けに美術品担保融資（アートファイナンス）等の専門サービスを提供している。これは、コレクターが作品の占有を継続したまま担保権を設定できる「占有を伴わない動産質」という法制度に支えられている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>文化省を司令塔とし、国立造形芸術センター（CNAP）が作品購入を通じて市場形成に直接介入する「積極的参加者」としての国家がエコシステムの中核をなす。民間では、ギャラリーがプライマリー市場を、オークションハウスがセカンダリー市場を牽引する。これらを鑑定家、輸送・保険等の専門サービス群が支える構造である。また、国立文化財研究所（INP）等の高等教育機関がキュレーターや修復家といった高度専門人材を体系的に育成し、システム全体の質と信頼性を担保している。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>国家が作品を購入して市場を創る「プレーヤー」として中核に存在することで、ステークホルダーを有機的に結び付け、アートエコシステム全体の信頼性と価値を底上げする好循環を生み出している。</p>	<p>フランスの公的施策は、文化省を司令塔とし、歴史的な国家介入の伝統に基づきエコシステム全体を設計している。未来の価値を創るため、国立造形芸術センター（CNAP）が若手作家の作品を公的に購入し「市場を創造」する「マーケットメーカー」として機能する。同時に、文化遺産法典による「国宝」指定で重要な文化財の国外流出を阻止し、その取得を官民連携（例：LVMHの寄付）で促すなど「遺産の保護」も行う。さらに、輸入VATを5.5%に軽減してパリの国際ハブ化を図り、INPやエコール・デュ・ルーヴルで専門人材を体系的に育成する。創造、流通、保護、人材育成の全てに国家が戦略的に関与している点が特徴である。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>フランスの強さは、国家が「市場の創造」と「過去の遺産保護（国宝指定）」の両方を戦略的に主導している点にある。さらに、流通（税制）や人材（教育）といった基盤も一体的に設計し、エコシステム全体を機能させている。</p>	<p>公的美術館は、フランス革命以来の「文化の民主化」と「パトリモワヌ（国民共有の遺産）」理念を実現する中心的な役割を担う。ルーヴルやオルセーに代表される国立美術館は、それ自体がフランスのソフトパワーと国家ブランドを象徴する観光資源として機能している。役割は単なる展示に留まらず、教育プログラムを通じて国民の文化アクセスを保障する社会的使命を担う。同時に、高額な相続税に対する「物納制度」や企業メセナの戦略的な受け皿となり、コレクションを散逸から守り国民資産として充実させる重要な「出口」機能も果たしている。</p>
<p>日本への示唆</p>		
<p>フランスの成功の核心は、税制、法制度、文化政策、外交が「アート市場の強化」という一つの目標に向かって連携する、包括的な国家戦略にある。日本が特に参考にすべき具体的な政策は以下の4点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の資金をプライマリー市場（若手作家やギャラリー）に直接還流させるため、フランスの税法典第238条bis ABをモデルとした「存命作家の作品購入における損金算入（償却）制度」の創設である。 2. コレクターの死後、コレクションの散逸を防ぎ、国の文化資産を充実させるため、現行の相続税物納制度を拡充・柔軟化し、フランスの「Dation en Paiement」のように利用しやすく魅力的な選択肢とすることである。 3. アートファイナンス市場を創出するための絶対的な前提条件として、「占有を伴わない動産質」の法制度を整備し、美術品の資産としての流動性を高めることである。 4. フランスのCNAPのように、公的機関が体系的に作品を購入し、若手作家に公的な評価を与えることで市場形成を能動的に支援する機能の強化である。 		

*1「CCIs」とは「the Creative and Cultural Industries（クリエイティブ・アンド・カルチュラル・インダストリーズ、文化創造産業）」の略称であり、芸術・文化、メディア、デザインなどを含む産業群全般を指す。

4.1.7 オランダ | 税制が牽引し官民で資産を循環させるアート先進国

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>オランダの文化・クリエイティブセクターは経済の重要な柱であり、2022年のGDP貢献度は3.3%（付加価値額*1299億ユーロ）、総雇用の4.1%に相当する33万1,000人年の雇用を創出している。これは国のトップ経済セクターの一つと位置付けられ、経済全体の成長率を上回る成長を見せている。富裕層が所有する美術品の推定総額は70億～90億ユーロに上り、市場の厚みを示している。国際取引も活発で、2026年には美術品の輸入額が4億4,500万ドル、輸出額が1億5,100万ドルに達すると予測されており、グローバルなアート取引のハブとしての機能も有する。</p>	<p>オランダの税制は、富裕層や企業の市場参加を促す強力なインセンティブとして設計されている。個人富裕層に対しては、自宅装飾など「個人的使用」目的で所有する美術品を、富裕税に相当する「ボックス3（貯蓄と投資からの所得）」の課税対象から除外している。これは、国内の需要を喚起する実質的な補助金として機能している。企業・個人による文化的な公益法人（ANBI）への寄付は、税制上の優遇措置の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却：企業が事業用資産として美術品を購入した場合、その減価償却の可否は明確に規定されていない。価値が減少しない「良質なアート」は消耗しないため、減価償却の対象外と見なされる傾向が強く、税務当局が個別に判断する。これにより、純粋な節税目的の購入が抑制される構造となっている。 ・寄付：文化ANBIに認定された美術館等への寄付は、法人税・所得税の課税対象から控除できる。特に、企業による文化ANBIへの寄付には、寄付額を1.5倍として計算できる優遇措置があり（最初の5,000ユーロまで）、文化支援を強力に後押ししている。 ・相続税：オランダには、相続税の納税に代えて、国が認定する重要文化財を国に譲渡することで税額を相殺する「物納制度」が存在する。この際、対象となる美術品は専門家の査定に基づく「市場価格（100%）」で評価され、その額を上限として相続税が免除される。英国のような評価額への上乘せ（プレミアム）はないが、高額な相続税をキャッシュアウトして清算できるため、重要なコレクションの散逸を防ぐセーフティネットとして機能している。 	<p>オランダの民間セクターは、アートエコシステムの重要な駆動力である。INGグループやアクゾノーベルといった主要企業は、大規模なコーポレート・コレクションを形成し、ブランドイメージ向上やCSR活動の一環としてアートを積極的に活用している。これらの活動は、寄付金控除やスポンサーシップ費用の損金算入といった税制上のインセンティブに支えられている。金融分野では、ABN AMROやINGなどの大手銀行がプライベートバンキング部門を通じて、富裕層顧客にアート担保融資や資産管理、相続計画に関する包括的なアドバイザリーサービスを提供している。また、TEFAFマーストリヒトのように、非営利財団が運営するアートフェアが、収益を市場調査レポートの刊行などに再投資することで、市場全体の知識基盤と透明性の向上に貢献している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>オランダのアートエコシステムは、多様な専門家が有機的に連携する精緻な構造を持つ。プライマリー市場ではギャラリーがアーティストを発掘・育成し、セカンダリー市場では国際的なオークションハウスがグローバルな取引を担う。公的機関では、モンドリアン基金が助成金を通じて美術館の作品購入やアーティストの国際展開を支援し、市場原理だけでは支えきれない文化的に重要な活動を支援する。これを、鑑定評価、専門保険、輸送・保管などの高度な専門サービス群が支え、美術品を安全な資産クラスとして成立させている。これらのプレイヤーは、世界最高峰のアートフェアであるTEFAFマーストリヒトのような場で結集し、エコシステム全体の価値を高めている。</p> <p>▼</p> <p>基金の活動がアートの文化的価値を高め、資産クラスとして成立させるという成熟したエコシステムを形成。</p>	<p>オランダ政府は、文化を経済成長と外交（ソフトパワー）に貢献する戦略的ツールと位置づけ、省庁横断的な国際文化政策（2025-2028年）を策定している。市場の流動性と文化遺産保護の両立を図るため、文化遺産法（Erfgoedwet）に基づき、高価値な文化財の輸出許可制度を運用し、国外流出を管理している。特に「かけがえがなく、不可欠な」文化財は「保護文化財」に指定され、事実上の国家による先買権の対象となる。また、EUのマナー・ローンダリング対策指令（AMLD）を国内法（Wwft）に導入し、1万ユーロを超える取引での顧客身元確認を義務付けるなど、市場の透明性と健全性の確保にも努めている。</p> <p>▼</p> <p>輸入促進などの「市場開放・活性化策」と、文化遺産保護やマナー・ローンダリング対策といった「市場の信頼性・健全性確保策」を両輪とし、アート市場を国家戦略として体系的に育成・強化している。</p>	<p>オランダの美術館は、国の文化遺産の保管庫および学術研究の中心地としての役割を担っている。美術館による重要な作品の購入は、自己資金、個人からの寄付、そしてモンドリアン基金のような公的基金からの助成金を組み合わせる官民連携モデルが一般的である。この仕組みにより、高騰する市場において国民的遺産となりうる作品を確保している。その代表例が、レンブラント作『旗手』の購入であり、総額1億7,500万ユーロの資金は、国家、レンブラント協会、そしてアムステルダム国立美術館自身の資金によって賄われた。また、文化的な公益法人（ANBI）としての認定を受けることで、企業や個人富裕層からの寄付を受け入れる際の税制上の受け皿として機能し、フィランソロピーを促進する重要な役割を果たしている。</p>
日本への示唆		
<p>文化を経済資源と捉える戦略的な国家政策、富裕層の参加を促す的確な税制インセンティブ、官民連携による市場育成、専門サービスインフラの4点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税制改革：オランダの相続税物納制度を参考に、市場価格100%で評価して相続税を免除される「美術品相続税物納制度」を創設・拡充する。これにより、国内の優良なコレクションの散逸を防ぎ、公的美術館の収蔵品を豊かにできる。また、個人所有の美術品が固定資産税の対象外であるなどを明確化し、コレクターの不安を払拭すべきである。 2. 官民連携と市場育成：モンドリアン基金のように、公的資金が美術館による現代アート購入やギャラリーの国際展開を支援する仕組みを構築する。これは、市場が単独では負えないリスクを軽減し、日本の現代アートの国際競争力を高める上で不可欠である。 3. 金融・インフラ整備：大手金融機関によるアート担保ローンなどアートファイナンス市場の創設を奨励する。同時に、アジアのハブを目指し、美術品に特化した保税保管施設（フリーポート）の設立を官民連携で検討する。鑑定評価、保険、輸送などの専門分野での人材育成とビジネス環境の整備も政策的に支援する必要がある。 4. 教育の強化：オランダのように、初等・中等教育から創作・鑑賞・対話を重視した体験型の美術教育を強化し、将来の文化の担い手と享受者を育てることで、市場の持続可能な需要基盤を形成する。 		

*1「付加価値額」とは「1年間に生み出された価値の金額」である。ここでは、オランダの文化・クリエイティブセンターの活動が1年間に生み出した価値の金額を指す。

第4章 44カ国・地域 国別サマリー報告

第2節 その他の調査対象国・地域 (1/6)

北米・中南米

4.2.1 カナダ | 文化遺産を育む官民パートナーシップ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>カナダの文化セクターは国の経済における重要な推進力である。2022年にはGDPに585億ドル（全体の2.2%）貢献し、約65万人の雇用（全雇用の3.3%）を創出している。特に「芸術・娯楽・レクリエーション」サブセクターは成長を見せ、2023年には前年比9.5%増加した。この経済規模は、病院の労働力に匹敵し、農業従事者の2倍以上の規模であり、政府による支援を正当化する根拠となっている。ただし、市場の不透明性や富裕層コレクターによるプライベートセールスの普及により、美術品市場に限定した正確なデータの取得は依然として課題となっている。</p>	<p>カナダの税制は、法人と個人の両輪でアート市場への資本流入を促すよう設計されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却：法人は、カナダ人アーティストによる200ドル超のオリジナル作品を購入し事業所に展示する場合、その取得費用を「減価償却資産(CCA)」として年率20%の定率法で償却できる。これにより法人税負担が軽減され、企業によるアート購入が財務的に合理的な経営判断となる。 ・寄付：主力となる制度が「文化財認定(Certified Cultural Property)」である。カナダ文化財輸出審査委員会(CCPERB)に認定された重要作品を指定機関へ寄付する場合、富裕層個人は①作品の値上がり益に対するキャピタルゲイン税が全額免除され、②作品の公正市場価格の全額に対して税額控除を受けられ、③その控除額を年間純所得の100%まで適用できるという比類なき優遇措置を受けられる。これは、価値が大幅に上昇した作品において、売却するよりも寄付する方が税務上有利な出口戦略となることを意味する。 ・相続税：カナダには直接的な相続税や贈与税は存在しない。しかし、所有者の死亡時に、美術品を含む全資本資産が公正市場価格で売却されたときのみならず「みなし譲渡」制度があり、これによって発生するキャピタルゲイン税を遺産が支払う義務を負う。ただし、資産が生存配偶者に譲渡される場合は納税の繰り延べが可能である。 	<p>カナダの民間セクターは、市場の信頼性と流動性を支える成熟したインフラを提供している。主要オークションハウス（ハッフェル等）は遺産管理サービスも提供し、アートコンサルタントは富裕層や法人に高度な助言を行う。高価値アートのリスクを管理する専門サービスも確立されており、専門輸送、高度なセキュリティの保管施設（Total Fine Arts等）、美術品専門保険（Chubb等）がエコシステムを支える。また、アートファイナンス分野では、アテナ・アート・ファイナンスなどの国際的な専門金融機関が、鑑定評価額の最大50%までを融資する美術品担保ローンを提供し、資産の流動化を可能にしている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>カナダのアートエコシステムは、公的支援と民間市場が連携する二重構造で駆動されている。上流では、政府系機関「カナダ・カウンシル・フォー・ジ・アーツ」が助成金を通じてアートの「創造」を直接支援する。下流では、税制優遇措置が民間市場におけるアートの「取得・流通」を間接的に促進する。主要プレイヤーは、一次市場を担うコマースギャラリー、二次市場で価格形成と流動性を担うオークションハウス（ハッフェル、カウリー・アボット等）、評価を担う鑑定家、取引を補助するアートコンサルタント、そしてフィランソピーの受け皿となる美術館・公立ギャラリーで構成される。これらを輸送、保管、保険などの専門サービス事業者がインフラとして支えている。</p>	<p>カナダの公的政策は、文化財の国内保護とアート創造支援の二本柱で構成される。礎石となるのが「文化財輸出入法(CPEIA)」である。これは、重要な文化財の国外流出を防ぐため、輸出許可制度を設ける「引き込み」メカニズムとして機能する。輸出が遅延された期間中、国内の公的機関に優先的な購入機会が与えられる。一方、連邦政府の独立機関「カナダ・カウンシル・フォー・ジ・アーツ (Canada Council for the Arts)」は、アーティストや芸術団体に対し、2023-24年度実績で年間約3億800万カナダドル（約340億円）の助成金を提供している。同機関は、作品の制作への支援のみならず、団体の運営基盤や国内外への流通・展開も包括的に支援しており、カナダのアートエコシステムの中核を担っている。また、同カウンシルが運営する「アートバンク」は、現代カナダアートを自ら購入し、政府機関や企業に貸し出すことで、アーティストに収入を提供し、作品の露出機会を増やしている。</p>	<p>美術館および公立ギャラリーは、カナダのアートエコシステムにおいて、フィランソピーに基づく「公的信託の受け皿」として中心的な役割を担っている。具体的には、税制優遇措置の核である「文化財認定寄付」の受け入れ先として指定されており、富裕層コレクターが税務上最も有利な出口戦略を実行する際のパートナーとなっている。これにより、美術館は民間の富を活用して公的コレクションを継続的に拡充するという、エコシステムの好循環における最終的な受益者として機能している。彼らの収蔵活動や展覧会は、芸術的正典の形成や市場トレンドにも影響を与える。</p>
<p style="background-color: #f4a460; padding: 5px; display: inline-block;">日本への示唆</p>		
<p>カナダのモデルは、日本のアート市場活性化に向けた具体的な戦略的青写真を提供するものである。特に税制を触媒として民間資本を動員し、国の文化資産を豊かにする循環を創出する視点は、日本にとって極めて示唆に富む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最優先事項：寄付促進税制の抜本的改革 カナダの文化財認定制度をモデルとし、フィランソピーを強力に促進する税制優遇措置を導入すべきである。文化的に重要な美術品を国立美術館などに寄付した場合、①キャピタルゲイン税を完全に免除し、②現行制度より大幅に寛大な税額控除または所得控除を適用する。この単一の政策が、個人の死蔵コレクションを市場に解放し、公的美術館の収蔵品を劇的に豊かにする最も強力な触媒となり得る。 ・法人によるアート市場参入の促進 カナダの減価償却資産(CCA)制度に倣い、法人が国内の存命アーティストのオリジナル作品を購入し、事業所に展示する場合の減価償却を認める制度を導入すべきである。これはプライマリーマーケットを直接刺激し、アーティストとギャラリーの経済基盤を強化すると同時に、企業によるメセナ文化を醸成する効果が期待できる。 ・市場インフラと官民連携の強化 市場の信頼醸成とコレクター層拡大のため、公認鑑定士制度の整備や、専門的な支援サービス（保管、輸送、保険）の育成が不可欠である。また、政府、美術館、民間事業者が連携し、アートを管理可能な資産クラスとして推進するための教育的イニシアチブを展開することが、市場の裾野を広げる上で重要である。 		
<p style="text-align: center;">▼</p> <p>公的助成が「創造」を、民間市場が「流通」を担い、最終的に税制が公的美術館への集積を促す。</p>	<p style="text-align: center;">▼</p> <p>重要な文化財の国外流出を規制で防ぐ「守り」の政策と、助成金等で新たなアートの創造を促す「攻め」の支援。この二つの政策を両輪とすることで、国の文化資産のストックとフローを同時に育んでいる。</p>	

4.2.2 ブラジル | 安定した内需と税制インセンティブが育む、独自のパトロン文化

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>文化・クリエイティブ産業は2020年にブラジルGDPの3.11%（約454.8億米ドル）を生み出し、同年の自動車産業（2.1%）を凌駕している。アート市場単体の売上高は2023年に29億リアル（約5.8億米ドル）を記録した。世界のアート市場が4%縮小する中、ブラジル市場は前年比21%という驚異的な成長を達成した。この核心は国内のコレクター層にあり、2023年のギャラリー売上の実に86%が国内の購入者によるものであった。エコシステムはプライマリーマーケット（一次市場）中心の構造である。</p>	<p>ブラジルの税制は、インセンティブと重大な取引障壁が併存する矛盾した構造を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法人インセンティブ（ルアナ法）:法律8.313/1991（ルアナ法）がエンジンとして機能する。政府承認の文化プロジェクトに対し、法人は所得税額の最大4%、個人は最大6%を寄付の形で振り向け、税額控除を受けることが可能である。 • 取引・流通税:最大60%に達する可能性のある輸出入関税と売上税が、国際取引における最大の障壁となっている。 • キャピタルゲイン税:アート作品の売却益には、15%から22.5%の累進税率で課税される。 • 相続税・贈与税（ITCMD）:アート作品は遺産の一部を構成し、州レベルの税金であるITCMD（最大税率8%）の対象となる。課税標準は移転時の市場価値である。 • 寄付:ルアナ法による企業・個人のプロジェクト支援は活発である一方、個人が美術館に作品そのものを寄贈することに対する直接的な税制上の優遇措置は欠如している。 • 減価償却:法人が保有するアート作品は、会計上、非減価償却資産として扱われ、税務上の減価償却は認められない。 	<p>民間セクター、特に企業と金融機関がエコシステムにおいて重要な役割を担う。法人向け税制優遇措置である「ルアナ法」は、企業の資金を文化セクターに大規模に誘導するエンジンとなっている。ブラジル現代アート協会（ABACT）などの専門団体は、税制改革のロビー活動やデータ収集を通じて市場の戦略的方向性を示している。また、SP-ArteやArtRioといった主要アートフェアの主催者は、フェア期間中の一時的な減税措置を求めるロビー活動に成功し、通常は税制上困難であった国際取引の商業機会を創出している。金融セクターでは、外資系の大手プライベートバンクがアート担保融資や専門のアートアドバイザーサービスを提供し、アートが資産クラスとして成り立っている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>市場は地理的に集中しており、全ギャラリーの61%が南東部に位置し、サンパウロが経済・文化の中心地である。主要プレイヤーとしては、SP-ArteやArtRioといったアートフェアが市場の中枢神経系として機能し、商業ギャラリーが市場の主要な駆動力となっている。ブラジルの顕著な特徴は、単なる購入者を超え、美術館設立（例：イニョチン美術館）などを通じてエコシステム構築に能動的に関与する「パトロン・コレクター」の存在である。このコレクター層を支えるため、アートアドバイザー、専門ロジスティクス、アート担保融資（評価額の最大50%）といった高度なサポートインフラが確立されている。</p>	<p>ルーラ政権下で再強化された文化省が国の文化政策を策定する。実行機関として、国立芸術財団（Funarte）が助成金、奨学金、支援を提供し、アーティスト活動を草の根レベルで支える。また、国立歴史芸術遺産研究所（IPHAN）が有形・無形の文化遺産を保護・管理する責任を負い、保護資産のリスト登録（tombamento）や、1889年以前の作品の恒久的な輸出禁止など、厳しい規制を課している。</p> <p>教育面では、1996年以来、美術は小中学校の義務教育カリキュラムの必修科目となっている。市民アクセス拡大のため、「Cultura Viva（文化拠点）」プログラムや低所得労働者向けの「Vale-Cultura（文化バウチャー）」制度を実施し、文化需要の裾野を広げている。</p>	<p>ブラジルの主要な文化施設は、官民パートナーシップ（PPP）モデルによって特徴づけられる。例えば、サンパウロ美術館（MASP）は、パトロンによって設立された民間の非営利団体であるが、そのコレクションは国の遺産リストに登録されている。リオ美術館（MAR）は、リオ市と民間のロベルト・マリーニョ財団とのパートナーシップにより設立され、運営資金は主にルアナ法を通じた企業スポンサーから提供されている。また、美術館は教育機関としても重要な役割を果たしており、MASPやリオ近代美術館（MAMRio）などは、ワークショップや教育プログラムを通じて、歴史的に非公式な「アートの学校」として機能してきた。</p>
<p>「パトロン・コレクター」が美術館設立などエコシステム構築を能動的に担い、専門家インフラが支える。</p>	<p>厳格な遺産保護（輸出禁止）と、必修教育やバウチャーによる文化需要の裾野拡大を同時に推進する。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>ブラジルの事例は、厳しい輸入税が逆説的に安定した国内市場を育んだとも言える。日本が市場を活性化させるためには、国際的な障壁を下げるだけでなく、まず国内に強固で持続可能な需要と支援の基盤を構築することが不可欠である。提言の柱は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内コレクター層の育成と活性化:ブラジルの「パトロン・コレクター」文化に学び、国内富裕層をアート市場の安定した基盤とするための教育・エンゲージメントプログラム（例：アートとウェルスマネジメントに関するセミナー）を創設する。 2. 税制改革による市場流動性の促進:法人による文化支援を促進する日本版「ルアナ法」（例：文化プロジェクト支援に対する法人税額控除）の導入を検討する。また、相続税制を見直し、重要なアート作品を公的美術館に寄贈した場合に、遺産全体の相続税額から相当額を控除する制度を導入し、公的コレクションの充実と相続人の負担軽減を図る。 3. アート金融インフラの整備:アートを正式な資産クラスとして確立するため、金融機関と連携し、アート担保融資のガイドライン策定やアートアドバイザー部門の強化を奨励する。 4. 官民連携モデルの導入:ブラジルの柔軟な美術館ガバナンスモデル（例：MAR）を参考に、公的文化施設の運営活性化と資金調達多様化のため、民間財団による運営委託などのPPPモデルを試験的に導入する。

4.2.3 メキシコ | 相続税ゼロと厳格な遺産保護が育む、国内循環型の世襲コレクション市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>メキシコの「芸術・エンターテインメント」セクターは2024年第2四半期にGDP1,640億MXNを記録した。メキシコのファインアート市場は、2024年の「美術品・骨董品」貿易において、輸入3,040万米ドルに対し輸出が711万米ドルに留まるという、極端な貿易赤字構造にその特異性が見られる。これは、他国よりも指定範囲が広く厳格な文化遺産法が、高価値の作品群を法的に国内市場へ留まらせ、市場を自己完結的に機能させている直接的な結果である。</p> <p>一方、市場の成長ドライバーとしてアートツーリズム（2024年:11億6,070万米ドル、年平均成長率4.7%）やオンラインアート市場（2024年:2億4,410万米ドル）が拡大している。</p>	<p>最大の特徴は、相続税および贈与税が0%である点である。これにより、高価値の美術品コレクションであっても一切の税負担なく次世代へ完全移転が可能であり、これが富裕層による世襲コレクション形成と長期保有戦略（バイ・アンド・ホールド）の核となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 減価償却（法人）：不可。メキシコの税法および会計基準（NIFs）において、美術品は耐用年数が確定できない資産として減価償却の対象外である。これにより、美術品は短期的な損益管理ツールではなく、貸借対照表上の長期的な安定資産として位置づけられる。 • 寄付：法人・個人ともに、認定慈善団体（美術館等）への寄付は税制優遇（損金算入・所得控除）の対象となるが、その上限は課税所得の7%に制限されている。 • その他：美術品の売買には標準税率16%の付加価値税（IVA）が課される。売却益は、法人の場合は法人所得税（30%）、個人の場合は総合課税（最大35%）のキャピタルゲインとして扱われる。 	<p>企業の関与は、美術品コレクション形成よりもメセナ活動が中心である。国立メキシコ美術館の「Gala de Arte」へのスポンサーシップなど、文化イベント支援を通じたブランドイメージ向上や企業の社会的責任（CSR）の遂行を主な動機としている。</p> <p>一方、富裕層はハイエンド市場を牽引する主要エンジンである。カルロス・スリム氏のソウマヤ美術館やエウヘニオ・ロベス・アロンソ氏のフメックス美術館の設立に見られるように、後世に残る文化遺産の構築と社会貢献が大きな動機となっている。近年はアートを資産クラス（ポートフォリオ多様化、インフレヘッジ）として捉える視点も強まっており、BBVAのような金融機関が富裕層向けのアートアドバイザリーサービスを提供している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>政府機関、商業セクター、民間フィランソपीが相互に連携する構造を持つ。文化省傘下の国家機関（INAHとINBAL）が文化遺産を法的に指定・保護し、作品の公的価値を認定する。商業セクター（Kurimanzutto等の国際的ギャラリー、Morton Subastasオークション、Zona Maco等のアートフェア）が市場を牽引する。民間セクター（ソウマヤ美術館、フメックス美術館等）は、政府機関を補完する形で国際的・現代的アートへのアクセスを国民に提供し、共生的な力学を生み出している。</p>	<p>根幹は1972年制定の「記念物法」であり、国の文化遺産保護を規定している。INAH（考古学・歴史的記念物）とINBAL（芸術的記念物）が管轄し、指定された記念物の輸出は原則として全面禁止されている。この厳格な輸出法が、国内の重要作品の威信と価値を高め、海外流出を防ぐ「文化遺産のパラドックス」を生み出している。</p> <p>アーティスト支援策も特徴的である。1957年に創設された「Pago en Especie」（現物納税）プログラムは、アーティストが所得税や付加価値税を自身の作品で納付することを認めるユニークな制度である。さらに、国立文化芸術基金（FONCA）およびその助成プログラムである国立芸術クリエイターシステム（SNCA）を通じ、アーティストへの直接的な資金援助も行っている。</p>	<p>公立美術館と私設美術館が明確に役割分担し、相互補完的な関係を築いている。公立美術館（INAHが160以上管理、INBALがベジャス・アルテス宮殿等を所管）は、国の文化遺産の保護・研究・普及という中核的役割を担い、その多くが無料または低料金で市民のアクセスを保証している。一方、富裕層コレクターによって設立された大規模私設美術館（ソウマヤ美術館、フメックス美術館、カルス美術館）は、公共の文化インフラを補完する存在である。これらは、政府だけでは提供できない規模の国際的・現代的なアートへのアクセスを国民に提供しており、事実上の公共サービスを担うことで、国家機関と共生的な力学を形成している。</p>
<p>政府が作品の公的価値を認定し、民間が市場牽引とインフラ補完を担う共生関係である。</p>	<p>厳格な輸出禁止で文化遺産を保護する一方、「現物納税」制度でアーティストを直接支援する。</p>	日本への示唆
<ul style="list-style-type: none"> • アプローチの根本的差異：メキシコと日本の最大の違いは相続税（メキシコ0%、日本最高55%）にある。メキシコは「出口（相続）」の非課税と厳格な輸出規制によりコレクションの国内保全と世襲化を推進する。対照的に、日本は「入口（購入・寄付）」の税優遇に重点を置いており、アプローチが根本的に異なる。 • 提言①税制改革：「文化資産信託」制度の創設：メキシコのような相続税ゼロ導入は非現実的であるため、代替案として「文化資産信託」制度の創設を提言する。これは、指定美術品を信託し、公的美術館への長期貸与や国外売却禁止を条件に、相続税の納税猶予や減免を認めるものである。日本の文脈でメキシコモデルの「国内資産保全」という成果を目指す。 • 提言②官民連携：「日本版FONCA」の設立：メキシコの官民連携による透明性の高いアーティスト支援基金（FONCA）をモデルに、政府と民間が共同出資する「日本版FONCA」の設立を提言する。企業拠出への税制優遇により、創造活動の基盤を強化する。 • 提言③市場インフラの整備：コレクションの散逸を防ぎ市場の安定性を高める現実的方策として、市場インフラの整備を提言する。具体的には、美術品専門保管施設設立の規制緩和や、金融機関がアート担保融資に参入しやすくなるガイドラインの策定が含まれる。 		

第4章 44カ国・地域 国別サマリー報告

第2節 その他の調査対象国・地域 (2/6)

アジア地域

4.2.4 中国 | 国家戦略と「無相続税」が牽引する、巨大資産承継市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>中国のアート市場は、Arts Economicsによると、米国に次ぐ世界第2位の地位を英国と競う主要市場である。ゼロコロナ政策終了後の2023年には、延期されていたオークションの実施もあり、市場規模は前年比9%増の122億ドルに達し、世界シェア19%で第2位となった。しかし、2024年には不動産不況と経済成長の鈍化を受け、売上高は31%減の84億ドルと大幅に縮小し、シェアも15%で第3位に後退した。このマクロ経済による変動の一方で、1,000万ドル超の超高額作品の取引が急減する中、5,000ドル未満の低価格帯では取引額・数量ともに増加しており、市場の二極化とコレクター層の拡大という構造変化が見られる。</p>	<p>中国の税制の最大の特徴は、全国的に統一された相続税・贈与税が存在しないことである。これにより、富裕層は高額な美術品を非課税で次世代に引き継ぐことが可能であり、アートが極めて有効な「資産承継ツール」として機能している。これがハイエンド市場への継続的な資本流入を促す最大の要因となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却: 法人が所有する美術品は、「時の経過により価値が減少しない資産」と見なされるため、原則として減価償却は認められない。取得費用を税務上の経費として計上できないため、節税目的の購入インセンティブは低い。 ・寄付: 企業が認定された公益団体等へ寄付した場合、年度利益総額の12%を上限に損金算入が認められる。個人の場合は、課税所得の30%が上限となる。 ・その他: <ul style="list-style-type: none"> ・所得税: 個人が美術品を売却して得た利益（財産譲渡所得）には、原則20%の税率が適用される。法人の売却益は他の事業利益と合算され、標準税率25%で法人所得税が課される。 ・増値税(VAT): 美術品の国内売却には増値税が課され、標準税率は13%である。海外からの輸入時にも原則13%の増値税が課されるが、関税は免除されることが多い。 	<p>民間企業の関与は、単なるメセナ（社会貢献）に留まらず、経営戦略と密接に結びついている。特に不動産開発業界では、商業施設や高級住宅地に美術館を併設することで文化的な付加価値を創出し、不動産価値を高める戦略が広く採用されている。泰康保険集団や国有コングロメイトの保利集団のように、企業が主体となって大規模な美術館や世界有数のオークションハウスを運営する例も多い。また、1980年代以降に生まれた若い世代のコレクターが台頭し、自らアートフェアを設立したり（上海ART021）、若手アーティストを支援したりするなど、エコシステム全体の育成に能動的に関与している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>中国のアートエコシステムは、国家による政策介入のもと、独自の「国内循環型」市場を形成している点が最大の特徴である。欧米のように美術館や批評家が価値を権威付けるのではなく、保利オークションや中国嘉徳といった巨大オークションハウスが公開の場で提示する「落札価格」が、事実上の市場価格として価値を創造・正当化する「ハブ」の役割を担っている。鑑定家、画廊、美術館に加え、特に不動産デベロッパーが商業施設開発と一体で美術館を設立するなど、異業種との連携がエコシステム拡大の強力な推進力となっている。The Art Basel & UBS Art Market Report 2024 By Arts Economicsによると、富裕層コレクターは、アートアドバイザーの利用率が50%と他地域より極めて高い。</p> <p>欧米と異なり、巨大オークションハウスが価値を創造・正当化する「ハブ」として機能し、国家の強力な政策介入のもとで独自の「国内循環型」市場を形成。</p>	<p>中国政府は、アート市場を国家の文化戦略と経済成長の柱と位置づけ、強力な政策介入を行っている。特に「文化財保護法」に基づき、美術資産を歴史的価値のある「文化財」と一般的な「美術品」に分類し、異なる規制を適用する二元法体系を敷いている。1949年以前に制作されたものなどは文化財と見なされ、その売買は認可業者に限定される。吳冠中や齊白石といった近代の著名作家の作品は輸出が全面的に禁止されており、これらの厳格な輸出規制が国内市場における作品の希少価値を高め、国際市場とは異なる独自の「国内循環型」の価格形成を促している。一方、上海自由貿易区などで美術品の保税保管を可能にし、国際取引を促進する政策も展開している。</p> <p>厳格な輸出規制で特定作品の国内価値を高める「保護・統制」と、保税区分用で国際取引を促す「開放」を両輪とし、国家が意図的に市場構造を形成している。</p>	<p>中国の美術館は、公立と私立で異なる役割を担っている。政府の方針に基づき、全国の大多数の公立美術館は入場料が無料化されており、国民の文化へのアクセスを保障する公共インフラとしての役割を担う。同時に、愛国主義教育や社会主義的価値観を涵養するイデオロギー的な機能も有している。一方、上海の龍美術館に代表される私設美術館は、企業や富裕層コレクターが個人コレクションを公開する場であり、特に現代アートの紹介や国際的な文化交流において重要な役割を果たしている。しかし、その多くは創設者の個人資産や不動産事業に資金源を依存しており、経済状況の悪化により閉鎖に追い込まれるなど、運営基盤に脆弱性を抱えている。</p>
日本への示唆		
<p>中国では、国家戦略と「相続税の不存在」という税制が、アートを巨大な資産承継市場として形成する駆動力となっている。日本の課題は「高額な相続税」による資産散逸であり、中国の単純な模倣は不可能である。この根本的な違いを前提に、日本が着手すべきは以下の点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続税障壁の克服（最優先課題）: 中国と異なり高額な相続税が文化資産の散逸を招く日本固有の課題に対し、美術館への寄託などを条件とした納税猶予制度の拡充や、美術品による物納手続きの円滑化を最優先で進める。 2. 国家戦略としての市場育成: アート市場を単なる文化保護の対象ではなく、経済成長の柱として明確に位置づける国家ビジョンを策定する。中国が輸出規制で意図的に国内市場の価値を高めたように、日本も税制や規制緩和といった戦略的な政策介入を行う。 3. 異業種連携による需要創出: 中国の不動産業界がエコシステム拡大を強力に牽引した事例に学び、日本も都市開発、金融、観光といった異業種との連携を具体的に促進し、新たなアート需要を創出する。 4. 法人インセンティブの強化: 中国も日本同様に法人所有の美術品の減価償却が原則認められていないが、企業需要の喚起は不可欠である。日本は取得価額の上限引き上げなど、減価償却制度の要件を緩和し、企業が事業資産としてアートを導入する動機付けを強化する。 		

4.2.5 インド | 相続税ゼロが牽引する国内富裕層主導の急成長市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>インドのアート市場は、国内の力強い経済成長と富裕層の増加を背景に、前例のない拡大期を迎えている。2023会計年度のオークション市場売上総額は1億4,430万米ドルに達し、過去最高を記録した。2013年度からの10年間で市場は265%成長しており、2024年の市場もトップ50アーティストの作品売上が前年比19%増と勢いを維持している。成長の牽引役は海外の投機家ではなく、国内の洗練されたコレクター層であり、これが市場の安定性を高めている。オークションデータは氷山の一角とされ、実際の市場規模は報告額を大幅に上回ると推定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税が非課税:1985年以來、相続税・遺産税が課されておらず、これが最大のインセンティブとなっている。美術品を世代間の非課税資産移転手段とすることで、富裕層による長期的なコレクション形成を後押ししている。 ・ 寄付優遇:所得税法第80G条に基づき、認可を受けたNGOや文化団体への寄付は、寄付額の一部(50%または100%)が所得控除の対象となる。 ・ 減価償却の不適用:企業が購入した美術品は、実務上、減価償却資産として費用計上することが認められていない。これが企業による直接的なアートコレクションを抑制する要因となっている。 ・ 売買時の課税: <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の売却益(キャピタルゲイン)は、保有期間24ヶ月超の長期で12.5%の税率が適用される。 ・ 美術品の売買には原則12%のGST(物品・サービス税)が適用される。 	<p>民間セクターの関与は、企業のCSR活動と富裕層コレクターのパトロナージュが中心である。2013年会社法は、大企業に平均純利益の2%をCSR活動に支出することを義務付けており、「芸術・文化の保護」がその対象となっている。これは、美術品の減価償却が認められない税制と相まって、企業が直接コレクションを形成するよりも、CSRを通じて文化支援(NGOへの寄付等)を行う主要な動機となっている。また、民間財団(IFA,FICA等)も独自の助成金プログラムを通じてアーティストの創作活動や研究を支援し、政府の支援を補完する重要な役割を果たしている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>インドのエコシステムは、多様な専門家や機関が有機的に連携し、アート作品の価値創造、流通、保存、継承を支えている。画廊が一次市場でアーティストを発掘・育成し、オークションハウス(Saffronart等)が二次市場で透明性の高い価格形成と流動性を担う。取引の信頼性は鑑定家によって担保される。所有された作品は、修復家、専門輸送・保管業者、保険会社、法律事務所といった専門サービスによってその資産価値が維持・管理される。官民の支援機関(文化省、民間財団等)も助成金を通じてエコシステムを補完している。</p>	<p>政府の政策は、文化財保護と市場成長のバランスを目指している。1972年古美術品及び美術品の財宝法(AAT法)に基づき、100年以上経過した古美術品等の輸出を厳格に制限し、文化遺産の国外流出を防いでいる。これは国内の遺産保護に貢献する一方、国際市場での流動性を阻害する要因ともなっている。輸入面では、美術品に基本関税10%とIGST12%が課されるが、博物館・美術館による公的展示目的の輸入は関税が免除される。また、公教育においては「国家教育政策2020」に基づき、芸術統合型学習が推進され、美術教育が初等・中等教育の必修科目に位置づけられている。文化省は助成金制度を通じて、市民の文化アクセスやNPOによる文化活動を直接支援している。</p>	<p>インドの美術館は、公的機関と民間機関がそれぞれの役割を担っている。国立近代美術館(NGMA)は、文化省傘下の公的美術館であり、インド近代美術を中心に17,000点以上を収蔵する。ニューデリー、ムンバイ、ベンガルールに拠点をもち、作品の収集・保存だけでなく、国内外での展覧会、講演会、セミナーの実施、研究と教育の促進を通じて、一般市民がアートに触れる中心的な拠点としての役割を担っている。一方、Kiran Nadar Museum of Art (KNMA)に代表される有力な民間美術館は、有力コレクターが自身のコレクションを基に設立し、質の高い展覧会や教育プログラムを通じて、アートエコシステムの強化と一般市民への普及に大きく貢献している。</p>
<p style="color: #e67e22;">日本への示唆</p>		
<p style="text-align: center;">▼</p> <p>一次市場、二次市場、専門インフラ(鑑定・輸送・保険)が連携し、作品の価値を支える構造である。</p>	<p style="text-align: center;">▼</p> <p>厳格な輸出規制で「文化財保護」を徹底する一方、美術教育の必修化で「市場基盤」を育成する。</p>	<p>インドの急成長するアートエコシステムは、日本の市場活性化に向けた重要な示唆を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内コレクター層の育成:インド市場は、投機的な海外資本ではなく、国内富裕層の安定した需要に支えられている。日本も同様の強固な国内需要基盤の育成が重要である。 ・ 相続税制の戦略的見直し:インドの相続税非課税制度が市場安定に寄与している点を鑑み、日本は高額な相続税負担を軽減する納税猶予制度の要件緩和(例:美術館への常時寄託要件の柔軟化)や、寄付促進税制の拡充が急務である。 ・ 企業コレクションの促進(法人税改革):インドではCSRが企業の関与の中心だが、日本では企業の直接購入を促すため、インドで認められていない美術品の減価償却制度の創設や、取得価額の損金算入といった法人税制の改革がインセンティブとなりうる。 ・ アートファイナンス市場の創設:インドでは未発達な分野だが、日本が官民連携でアート担保ローンの環境整備(評価基準の標準化、法的整備)を進めれば、資産の流動性が高まり、市場の裾野を拡大させる起爆剤となるだろう。

4.2.6 台湾 | 戦略的税制が牽引するアジアの新たなアートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>2021年、台湾の「視覚芸術産業」は文化クリエイティブ産業の中で最も高い成長率（22.21%）を記録した。同産業の売上高の89.12%は国内売上であり、強固な国内コレクター層が市場を支えている。世界のアート市場規模が約650億ドルである中、台湾はまだ主要プレイヤーではないが、アートフェア「台北当代」では150万ドルの作品が売買されるなど、富裕層が主導するハイエンド市場は強さを見せている。安定した国内基盤が、海外ギャラリーの参入や国際的なアートフェア誘致の土台となっている。</p>	<p>台湾の税制は、個人富裕層を惹きつける強力なインセンティブとして設計されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却益課税: 個人コレクターが文化部の認可を受けた展覧会やオークションで美術品を売却した場合、売却価格の6%を所得とみなし、これに20%の税率で源泉徴収される「分離課税」を選択できる。これにより、実質税率は売却価格の1.2%となり、総合課税（最高税率40%）に比べ劇的に税負担が軽減される。 ・相続税: 「文化、歴史、美術的価値のある」美術品は、相続人が税務当局に登録することで、課税対象の遺産総額から除外される。これは日本の特定の美術品に係る相続税の納税猶予とは異なり、原則支払い浮揚を意味する。そのため、コレクションの散逸を防ぎ、世代間承継を強力に促進する。 ・寄付: 個人が政府機関（公立美術館など）に美術品を寄付した場合、その評価額は所得控除の対象となり、控除額に上限はない。法人が寄付する場合は、所得の10%を上限として損金に算入できる。 ・減価償却: 台湾の税法上、美術品は価値が減少しない非減価償却資産と見なされ、企業が購入した場合でも減価償却の対象とはならない。これは、企業が美術品購入を節税目的ではなく、ブランド構築やCSRといった長期的な戦略投資として捉えることを促している。 	<p>民間セクターでは、中華民国画廊協会（TAGA）が極めて重要な役割を担う。アジア最大級のアートフェア「ART TAIPEI」の主催に加え、傘下の研究・鑑定機関「TAERC」を通じて国際基準の鑑定・評価サービスを提供し、市場の信頼性向上と専門人材育成に貢献している。また、金融大手の富邦グループが設立した富邦芸術基金会のように、企業が主導する大規模なメセナ活動も活発である。同基金会は、美術館の設立、公共空間でのアートイベント開催、オフィスへのアート導入などを通じて、社会全体の文化資本蓄積を後押ししている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>台湾のアートエコシステムは、商業的プレイヤーと公的・非営利機関が相互補完する官民ハイブリッド構造を特徴とする。商業面では画廊やオークションハウスが市場の中核を担う。公的支援としては、文化部が政策を統括し、国家文化芸術基金会（NCAF）がアーティストへ助成金を配分、芸術銀行（アートバンク）が若手作品をリースする制度を持つ。特筆すべきは、業界団体である中華民国画廊協会（TAGA）が、アートフェア「ART TAIPEI」を主催するだけでなく、傘下に鑑定・評価機関「台北芸術産経研究室（TAERC）」を設置し、市場の信頼性を制度的に担保している点である。</p>	<p>政府は、文化遺産の保護と市場の流動性確保を両立させる緻密な政策を講じている。市場活性化策として、「文化芸術奨励及び促進条例」を改正し、アートフェア等で作品を一時輸入する際の関税・VAT相当の保証金を、文化部が認可した事業者に対して現金ではなく「書面保証」で代替可能とした。これにより事業者の資金負担が大幅に軽減され、国際的な取引が促進された。一方で、「文化資産保存法」に基づき、「国宝」や「重要古物」に指定された文化財の国外輸出を厳しく制限し、自国の文化遺産の保護を図っている。また、芸術銀行（アートバンク）制度を通じて若手アーティストの作品を政府が購入・リースし、作家の収入安定と国民の芸術へのアクセス向上を両立させている。</p>	<p>個別の美術館が主体となって実施している体系的な施策に関して、網羅的に把握はできず、限定的である。しかし、民間主導の事例として、金融大手の富邦グループによる大規模な私設美術館（富邦美術館）の設立が挙げられる。また、公設の施設における取り組みとして、高雄の内惟芸術中心では、美術館内に修復センターを設け、その修復プロセス自体を公開するというユニークな試みが行われている。公立美術館は、個人コレクターからの寄付の受け皿としての機能も果たしており、その際の寄付は全額所得控除の対象となる税制上のインセンティブが存在する。</p>
<p>業界主導の鑑定評価機関の設置により、市場全体の信頼性を制度的に担保している点が特徴的である。</p>	<p>「市場の流動性確保」と「文化遺産の保護」という二つの要請を、規制の緩和と強化を使い分けることで両立。アートハブとしての機能性と、文化的主権の維持を同時に追求する国家戦略を推進している。</p>	日本への示唆
<p>台湾の成功事例は、日本の市場発展に対し複数の重要な示唆を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戦略的税制の導入: 台湾の個人向け優遇税制（売却益への実質1.2%分離課税、税務局への登録による遺産総額からの除外）は、富裕層の資金を国内市場に還流させ、取引を活性化させる強力な触媒として機能している。日本においても、コレクションの散逸を防ぎ、国内での取引を促進するために、同様の税制改革が極めて有効と考えられる。 2. 官民の適切な役割分担: 政府がNCAFやアートバンクで創造活動の初期段階を支援し、画廊協会（TAGA）のような民間団体が市場インフラ（鑑定機関など）の整備とプロモーションを主導するハイブリッドモデルは、エコシステムの強靭性を高めている。業界団体主導による「信頼」の制度化は、アートファイナンスなど新たな金融サービス展開の土台となる。 3. 文化教育への長期的投資の重要性: 初等教育から美意識と芸術リテラシーを育む「108課綱」のような取り組みは、将来の担い手を育成し、持続可能な市場を創造する国家の長期的戦略である。 		

4.2.7 インドネシア | 相続税ゼロが育むパトロン創設者モデルと国家戦略が牽引する新興市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>政府は「クリエイティブエコノミー」を国家成長の柱に位置づけている。2021年、同分野はGDPの約4.5%に貢献した。この中で美術品サブセクターは、2020年にGDPに対し2兆6400億ルピア（約1億7000万米ドル）の貢献を果たし、51,721人の雇用を創出した。パンデミック下（2020年）でもクリエイティブエコノミー全体の縮小率はわずか2.39%に留まり、経済的な強固さを示している。この持続的な経済成長が、アート市場の基盤となる富裕層コレクター層を創出・維持している。</p>	<p>インドネシアの税制は、特に個人コレクターにとってアートを長期的な資産として保有する上で有利な環境を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 相続税：最大のアドバンテージとして、被相続人が生前に適正に資産申告（タックス・アムネステイ等）を行ってれば、相続税が存在しない。相続資産は所得税の課税対象から除外され、美術品のような動産には不動産取得税も適用されない。これにより、コレクションの世代間移転が非課税で行える。 • 贈与税：独立した贈与税は存在しない。ただし、直系家族（親子間）からの贈与は非課税だが、それ以外（兄弟姉妹間など）の贈与は受贈者の所得と見なされ課税対象となる。 • 減価償却：法人税法上、「美術品」は減価償却可能な資産として明示されておらず、一般に減価償却の対象外と解釈される。美術品は長期的な資本資産として扱われる。 • 寄付：企業の慈善活動に対する税制優遇は限定的である。国の災害や教育施設等への寄付は損金算入が認められるが、芸術・文化は主要な控除対象カテゴリーとして明確にリストアップされていない。 <p>この税制（特に相続税ゼロ）が、富裕層（HNWI）に「バイ・アンド・ホールド」戦略を促し、私設美術館設立など「パトロン創設者」モデルの基盤となっている。</p>	<p>民間の活動、特に富裕層（HNWI）コレクターが市場の主要な牽引役である。インドネシアのHNWIコレクターは国際市場でも存在感を増している。収集動機は、情熱、社会的地位の象徴、投資が絡み合っており、優れたコレクションは富と文化的後援者としての地位を示すものとなる。企業による収集は、直接的な財務リターンより戦略的目的が中心である。動機には、伝統的な相互扶助精神「ゴトン・ロヨン」に基づくCSR、ブランドイメージ向上（時に「アートウォッシング」とも見なされる）、創業者一族の個人的な情熱（例：アディクスモ家とMACAN美術館）などがある。芸術分野への寄付に対する税制優遇が限定的なため、企業のアート支援はマーケティングや広報戦略の一環という側面が強い。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>インドネシアのアートエコシステムは、2つの点で集中的な特徴を持つ。第一に、商業的・制度的権力はジャカルタに地理的に一極集中している。主要ギャラリー（ROH、Nadi等）、アートフェア（アート・ジャカルタ等）、美術館、サポートサービス（鑑定、修復、保険）が全て首都に集積する。第二に、政府（観光・クリエイティブエコノミー省）が政策を推進する一方で、欧米の公的美術館中心モデルとは異なり、超富裕層コレクター（ハリアント・アディクスモ氏等）がシーンを支配する「パトロン創設者」モデルという権力的な集中が見られる。彼らが設立した私設美術館（MACAN美術館等）が、事実上、現代アートの中心となっている。</p>	<p>政府は「クリエイティブエコノミー」を国家の戦略的資産と位置づけ、トップダウンで推進する。観光・クリエイティブエコノミー省（Kemendikbud）が政策立案や資金提供を担う。市場形成には以下の規制が深く関与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貿易規制：厳格な輸出入管理体制を敷き、美術品輸入にはライセンス、VAT（11%、2025年より12%）、および関税（0~40%）が課される。 2. 文化財保護：2010年法第11号に基づき、50年以上前の重要文化財は国家管轄とされ、輸出が制限される。 3. 金融規制：美術品ディーラーやオークションハウスをAML/CFT規制の「報告義務事業者」に指定し、顧客デューデリジェンス（CDD）や疑わしい取引の報告を義務化している。 <p>また、2022年には知的財産（IP）ベースの融資制度を導入し、無形資産の金融化の枠組みを構築している。</p>	<p>インドネシアの現代アートシーンは、国営機関よりも影響力の強い私設美術館によって牽引されている。ハリアント・アディクスモ氏のMACAN美術館やオイ・ホン・ジェン博士のOHD美術館など、トップコレクターが設立した私設美術館は、豊富な資金力と国際ネットワークを持ち、事実上のシーンの中心となっている。これらは国際レベルの展覧会を開催し、公教育のギャップを埋める準公共的な教育機能も果たしている。一方、インドネシア国立美術館のような国営機関は、国の公式な美術史（カノン）を保存するという、より伝統的な役割を担う。美術館は非公式な教育センターとして、また文化遺産を保存し国民的アイデンティティを育む拠点として位置づけられている。</p>
<p>機能はジャカルタに一極集中。富裕層コレクターが設立した私設美術館が公的機関に代わり中心を担う。</p>	<p>「クリエイティブエコノミー」を国家戦略とし、厳格な輸出入規制やAML規制で市場を管理する。</p>	日本への示唆
		<p>インドネシアの「国家が後押しし民間が主導する成長モデル」、特に税制からは、日本の市場活性化に以下の4つのポイントを示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アートを戦略的な「文化経済」として再定義する：インドネシアの「クリエイティブエコノミー」戦略に倣い、アートを単なる文化資産でなく、経済成長とソフトパワーの源泉として国家戦略に組み込む。 2. 美術品に関連する相続税・贈与税を戦略的に改革する：最も重要な教訓である。インドネシアの相続税ゼロが長期的な収集文化を育んだように、日本も文化的に重要な美術品に対する納税猶予・免除制度を拡充し、コレクションの国内保持と世代間移転を促進すべきである。 3. 官民連携を通じて「パトロン創設者」文化を育成する：インドネシアのダイナミックな私設美術館（MACAN美術館など）に学び、日本でも企業や富裕層による私設現代美術館の設立を促進する税制優遇や官民連携パートナーシップを創設し、新たな資本と視点を市場に注入する。 4. 一貫したアート市場プラットフォームを開発する：アート・ジャカルタの成功に学び、国際的なトップティアのアートフェアを核とした「ジャパン・アート・ウィーク」を創設し、国際的なアートカレンダーにおける日本の存在感を高める。

4.2.8 タイ | 「ソフトパワー」国家戦略が牽引する官民ハイブリッドのアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>タイのクリエイティブ産業はGDPの8.01%（1.44兆バーツ）を占める経済基盤である。その中でビジュアルアート産業は2018年時点で230億バーツ規模であり、成長分野と目されている。国際取引も堅調で、美術品輸出額は2021年の2990万ドルから2026年には3520万ドルへの成長が予測される。伝統的なファインアートに加え、アートを含むキャラクター産業が2023年に21%成長（24.5億バーツ）するなど、市場の裾野が拡大している。政府はこれらを「ソフトパワー」戦略の核と捉え、成長分野を加速させる「選択と集中」のアプローチを採っている。</p>	<p>タイの税制は、富裕層の資産を文化資本へ誘導する戦略的な設計が特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人（購入・売却）： <ul style="list-style-type: none"> 2025年1月1日から2027年12月31日までの時限措置として、個人納税者が特定アーティスト（国民的芸術家、OCAC登録作家等）の作品を購入した場合、年間最大10万バーツの所得控除が認められる。これは需要サイド（コレクター）を育成し、市場の裾野を広げる明確な戦略的介入である。 売却益は「その他の所得」として総合課税（累進税率0〜35%）の対象となる。 法人（減価償却・寄付）： <ul style="list-style-type: none"> 減価償却：美術品を対象とした特別な減価償却制度は存在せず、一般的に償却は認められない。購入は節税メリットに繋がりにくい。 寄付：企業による寄付は、純利益の2%を上限に損金算入可能。さらに、e-Donationシステム経由で適格団体へ寄付した場合、寄付額の2倍を損金算入できる（純利益の10%上限）。 相続税・贈与税： <ul style="list-style-type: none"> 相続税：1億バーツ超の遺産に課税されるが、課税対象資産を定めたリストに不動産や金融資産は含まれる一方、美術品は明確にリストアップされていない。 現行法上は課税対象外となっており、結果として資産保全のインセンティブとして機能し、資産の国内文化資本化を促進する可能性がある。 	<p>タイの民間セクターは、市場の「インフラストラクチャー」整備をボトムアップで主導している。特にコレクション管理に必要な高度専門サービスが国際基準で整備されている点が特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管・輸送：JWD Art Spaceは、厳格な温湿度管理と最高水準のセキュリティを備えた美術品専門保管施設を運営する。ELITEは、兵馬俑の輸送実績も持つ美術品専門の輸送業者である。 修復・保存：SAC Galleryの「Conservation Lab」やRSF Art Clinicなどが、国際基準の修復サービスを提供し、作品の物理的価値を維持している。 流通・評価：従来のRCB Auctionsに加え、2021年に現代アート専門のオークションハウスThe Art Auction Center (TAAC)が設立され、鑑定評価やプライベートセールも手掛け、市場の流動性向上に貢献している。これらの専門インフラの充実は、コレクターが安心して資産を保有・管理できる環境を構築し、エコシステム全体の成熟を加速させている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>タイのエコシステムは、公的機関による「トップダウンの戦略設定」と、民間による「ボトムアップのインフラ整備」が同時進行する、ハイブリッドな発展モデルを呈している。公的機関として、文化省傘下の美術局が文化財保護（輸出規制等）、現代美術文化局（OCAC）が現代アート振興、クリエイティブ・エコミー・エージェンシー（CEA）が産業全体の戦略推進と、明確に役割分担されている。民間では、国際的な画廊やオークションハウス（RCB, TAAC）に加え、JWD Art Space（専門保管）、ELITE（専門輸送）、SAC Gallery（修復ラボ）など、国際基準の高度専門サービスが急速に整備され、市場の成熟を加速させている。</p>	<p>タイ政府は「ソフトパワー」を国家戦略の中核に据え、文化を経済価値に転換する政策を推進している。そのアプローチは「保護」と「振興」の明確な二重構造を持つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保護：1961年文化財保護法に基づき、美術局が歴史的・宗教的に重要な文化遺産（骨董品、仏像等）の輸出を厳格に管理し、国外流出を防いでいる。 振興：現代アートは「流通・成長させるべき資産」と位置づけられる。OCACによるアーティスト登録・支援や、CEAによるクリエイティブ産業全体の推進（バンコク・デザインウィーク主催等）が行われる。 戦略的介入：2025年からの個人向け美術品購入に関する所得控除（最大10万バーツ）の導入は、需要喚起を目的とした直接的な市場介入である。また、2025年のAML法改正で美術品ディーラーを規制対象に加え、市場の透明性と国際的信頼性の向上を目指している。 	<p>タイの美術館は、公的アクセスと個人コレクションの公共化という二つの側面で重要な役割を担っている。公的な施策として、バンコク・アート・アンド・カルチャー・センター（BACC）は入場無料で運営されており、国内外の多様な文化機関と連携し、市民が現代アートに触れるための重要な学習拠点として機能している。私的な取り組みとしては、チェンマイのMAIAM現代美術館が挙げられる。これは、ポンナーク家とソッコソン家の個人コレクションを基に設立された私設美術館であり、個人の情熱がタイの現代アートを国内外に紹介する重要な公共の文化資本へと昇華した事例である。このほか、ジム・トンブソンの家のような質の高い私設美術館も、市民や観光客の文化アクセスを補完している。</p>
<p>政府がトップダウンで戦略を主導し、民間が高度なインフラ整備を担うハイブリッド型である。</p>	<p>「ソフトパワー」国家戦略として、文化財の「保護」と現代アートの「振興」を区分している。</p>	日本への示唆
<p>タイのアートエコシステム分析から、日本が参考にすべき点は以下の4点に集約される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 明確な国家戦略との連動性：タイは「ソフトパワー」という国家戦略とアート市場振興を明確に結びつけ、税制改正（個人の所得控除）という具体的な経済戦略に落とし込んでいる。文化政策と経済政策の統合的なアプローチが重要である。 需要サイド（コレクター）育成への戦略的注力：企業メセナ依存の構造から脱却し、個人納税者をターゲットにした税制優遇を導入することで、市場の裾野を広げ、厚みのある持続可能な市場構造を目指している。 官民ハブとなる専門推進機関の役割：クリエイティブ・エコミー・エージェンシー（CEA）のような、省庁の縦割りを越え、市場調査、起業家支援、イベント主催までを機動的に担う専門機関が、政策の実効性を高めている。 国際基準への積極的な準拠：マネー・ローンダリング防止（AML）規制を強化し、美術品ディーラーを規制対象に加えることで、短期的なコスト増よりも市場の透明性と国際的信頼性の確保を優先している。 <p>これらの示唆に基づき、日本においても「個人向け所得控除制度の時限的導入」、「相続税における物納要件の抜本的緩和」、「金融機関向けのアートファイナンス・ガイドライン策定」といった具体的な施策が求められる。</p>		

4.2.9 ベトナム | 文化産業を「経済の柱」へ。国家戦略が育む国際評価と、未整備な国内市場の二層構造

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>ベトナム政府は文化産業を経済成長の柱と明確に位置づけ、2030年までにGDPの7%に貢献させる国家目標を掲げている。美術品市場では、輸出額が2021年の280万米ドルから2026年には350万米ドルに達すると予測される。急速な経済成長と中間層・富裕層の拡大が国内需要を牽引している。特に国際オークション市場において、レ・フォー（Lê Phó）など近代巨匠の作品評価が急騰しており、国内市場の規模を遥かに超えるスピードで国際的な価値が確立されつつある。</p>	<p>美術品を資産として明確に位置づける特化した法制度や税制は未整備である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • VAT:2025年7月1日より、文化・芸術活動に対する優遇VAT率（5%）が廃止され、標準税率10%に引き上げられる予定である。これは購入コストを増加させ、市場の拡大を阻害する可能性が懸念されている。 • 減価償却:法人が美術品を取得した場合、美術品は物理的に「減耗する資産とは見なされない」ため、現行の法人税規定（通達45/2013/TT-BTC）上、減価償却資産として認められる可能性は低い。 • 寄付:企業が教育や医療へ資金提供する際の損金算入制度はあるが、美術品を文化団体へ寄付することに関する特例はない。個人が寄付した場合の所得控除制度も確認できない。 • 相続税:相続・贈与所得は1,000万ドン超に対し一律10%が課税されるが、課税対象資産リストに美術品が明記されておらず、法的な曖昧さが存在する。また、配偶者、親子、兄弟姉妹といった近親者間の相続・贈与は広範に非課税とされる。 • 売却益:個人の美術品売却益に対する個人所得税の扱いは明確な規定がなく、法的なグレーゾーンとなっている。 	<p>政府による独立した現代アートシーンへの直接的な資金提供は事実上皆無であり、英国のアーツ・カウンシルのような公的資金を配分する中間支援組織も存在しない。この制度的な空白を埋める形で、140を超える独立系のアートスペースやクリエイティブハブが、実験的な表現の場やコミュニティの拠点として活発に活動している。しかし、その運営基盤は脆弱である。これらの活動の多くは、皮肉にも外国の文化機関、NGO、そして一部の民間パトロンからの経済的支援によって支えられており、持続可能な国内の支援モデルの欠如が構造的な課題となっている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>市場は「二層構造」を持つ。一つには、サザビーズやボナムズといった国際オークションハウスが近代美術の価格形成と国際的評価を主導する、高度に専門化された市場が存在する。もう一方には、信頼性と専門性の欠如に直面する、未発達な国内エコシステムが広がる。特に、アーティストのキャリアを中長期的にマネジメントする「真にプロフェッショナルなギャラリー」や、信頼できる公的な「鑑定機関」が存在しないことが深刻なインフラの欠落であり、後述する贋作問題の温床となっている。</p>	<p>政府のアプローチは、経済成長への野心と国家主義的な管理統制欲との間で矛盾を抱えている。経済政策として文化産業のGDP比7%目標を掲げる一方で、ミクロな政策がそれを妨げている。</p> <p>第一に、厳格な保護主義である。「文化遺産法」に基づき、1945年以前の「遺物、古美術品」等の国外輸送を厳しく規制し、歴史的資産の国外流出を阻止している。これは資産保護には有効だが、国際的な流動性を妨げる参入障壁となっている。第二に、厳格な検閲制度である。展覧会開催には文化・スポーツ・観光省の許可が必要だが、プロセスは不透明で煩雑である。許可後も「文化警察」による予告なき査察で作品撤去や中止を命じられるリスクがあり、アーティストの萎縮や自己検閲を助長している。</p>	<p>国家の芸術遺産を保存・展示する中核機関は、ベトナム国立美術館（VNFM）である。約2万点のコレクションを収蔵し、美術史研究や保存修復を担う。近年、VNFMは物理的な限界を超え、より多くの国民にアートを届けるため、デジタル化への革新的な取り組みを進めている。その代表例が、ベトナム初の3Dインタラクティブ技術を活用したオンライン展示空間「VAES（Vietnam Art Exhibition Space）」である。VAESは時間や場所の制約なく作品鑑賞を可能にし、すでに30万件のアクセスを集めるなど、国家主導で次世代の観客を育成し、エコシステムの基盤を拡大する試みとして注目される。なお、富裕層コレクターによる私立美術館の設立は最近許可されたばかりで、その数はまだ少ない。</p>
日本への示唆		
<p>ベトナムの事例は、日本のアート市場活性化において教訓と提言を提供する。 ベトナムから得られる3つの教訓:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家戦略の力:文化セクターを経済成長の柱と位置づけ、「GDP比7%」等の明確な数値目標（KPI）を掲げる国家戦略は、民間セクターの投資と関心を喚起するシグナルとして機能する。 2. 保護主義の功罪:厳格な輸出規制は歴史的資産の国内保持には成功するが、代償として市場の流動性とグローバルな統合を犠牲にする。文化財保護と市場機能のバランスが重要である。 3. 税制インセンティブの明確さ:ベトナムの相続税制（近親者間非課税）は、結果としてコレクションの「死蔵」を招く側面があるものの、その「シンプルさ」が人々の行動（一族内承継）を強く方向づけている。 <p>日本への具体的提言:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 税制改革（インセンティブ設計）:法人コレクション形成を促す「美術品減価償却の導入」や、貴重な文化資産の公共還元を促す「相続税の物納制度の拡充」を行う。 • 市場インフラの戦略的構築:ベトナムに決定的に欠如している「アートファイナンス市場」の育成と、その前提となる「公認鑑定士制度」の確立を官民連携で進める。 		
<p>国際市場が評価を主導し、国内はインフラ（鑑定・ギャラリー）が未整備という二層構造である。</p>	<p>経済成長（GDP目標）を目指す一方で、厳格な輸出規制や検閲が市場を阻害するという矛盾を抱える。</p>	

4.2.10 フィリピン | 国家戦略と教育投資が牽引する、クリエイティブエコノミーの躍進

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>フィリピンのクリエイティブエコノミーは急成長しており、2024年にはGDPの7.3%に相当する1兆9400億PHP（約4.8兆円）規模に達した（前年比8.7%増）。雇用も751万人（総雇用の15.4%）と、国家経済の主要な柱となっている。ファインアート市場を含む「シンボル・イメージ」分野が、その最大の構成要素（全体の33.0%）である。政府は、高額なファインアート市場の威光と、雇用貢献の大きい工芸品・デザイン産業全体とを結びつけ、広範な産業政策として支援している。</p>	<p>法人と個人でインセンティブ設計が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 減価償却：法人が美術品を購入した場合、資本支出として扱われ、原則として減価償却は認められない。これは、美術品取得の動機が節税ではなく、ブランディングやCSR、資産価値上昇にあることを示す。 • 寄付（法人）：法人にとって最も税務上有利な出口戦略である。政府機関やPCNC認証NGOなど適格機関への寄付は、贈与者税が免除され、さらに寄付額（取得原価基準）の全額（100%）を課税所得から控除可能である。これにより、企業の「死蔵」コレクションの社会還元（循環）を促している。 • 贈与（個人）：個人が贈与する場合、年間250,000 PHPの非課税枠を超えた純贈与額に対し、一律6%の贈与者税が課される。この税率は親族内外の区別なく統一されている。 • 相続税：500万PHPの基礎控除を超えた純遺産額に対し、一律6%の遺産税が課される。評価額は死亡時の公正市場価格（FMV）に基づく。調査した限り、美術品に特化した納税猶予や免除といった特別な優遇措置は確認されなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業：アヤラ・コーポレーションなどの大企業が、CSRや企業戦略の一環として、コレクション形成や美術館支援を積極的に行う。税制（寄付優遇）を活用し、ブランド価値向上と社会貢献を両立させている。 • 富裕層：市場を牽引する主要な買い手であり、資産形成とステータスシンボルとしてアートを収集。著名コレクターの活動が市場の価値基準を形成している。 • オークションハウス：サルセド、レオンの両社が、フィリピン美術に特化したオークションを主導し、数々の価格記録を樹立。市場の流動性と国際的評価を高める中心的な役割を担う。 • 金融機関：アートファイナンスは未だニッチだが、プライベート・バンク部門が富裕層向けに担保ローンを提供する潜在力を持つ。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>事実上の文化省である文化芸術国家委員会（NCCA）が、政策立案、資金提供、省庁間調整を統括する司令塔として頂点に立つ。国立博物館などが文化遺産保存と権威付けを担う。民間では、サルセド・オークションズとレオン・ギャラリーが国内美術品に特化した活発な二次市場を牽引し、価格形成を主導。商業ギャラリーが一次市場を担う。鑑定、保険、輸送、コンサルティングなどの専門サービスも確立されており、官民が連携した重層的ネットワークを形成している。</p>	<p>国家戦略としてクリエイティブ産業を経済の柱と位置づけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 輸出入規制：NCCAと国立博物館が「文化財」の輸出を厳格に管理。特に「重要文化財（ICP）」に指定（または推定）されると輸出が制限される。この規制は、国内市場の価値創造メカニズムとしても機能しており、国家による「お墨付き」が作品価値を高め、国内市場の深化を促す逆説的な効果を持つ。 • 美術教育：最も深遠な国家戦略として、K-12教育カリキュラムを通じた人材育成に注力。幼少期から自国の文化遺産に触れさせ、「フィリピン人としてのアイデンティティ」を強化する教育を実施。これにより、将来のコレクター、アーティスト、専門家という市場の需要・供給両面の基盤を国家レベルで育成している。 	<p>フィリピン国立博物館は、作品を「重要文化財」や「国家文化財」に指定することで、美術史上の正典（カノン）を形成し、作品の歴史的・資産的価値を公的に認定する権威として機能している。一方、メトロポリタン美術館やアヤラ博物館等の民間・企業系美術館は、財閥等のコレクションを公開し、教育プログラムを提供する場として重要な役割を担う。特筆すべきは税制との連動であり、企業や個人が適格な美術館へ作品を寄付する場合、贈与者税の免除や所得控除といった優遇措置が適用される。この仕組みが、私蔵されたコレクションを公的領域へ「循環」させ、国民の文化アクセスを拡大するインセンティブとして機能している。</p>
<p>NCCAを司令塔に官民の役割分担と連携が進み、オークションハウスや商業ギャラリーがそれぞれ二次市場、一次市場を牽引している。</p>	<p>輸出規制により国の「お墨付き」がある作品の価値を向上させ、K-12教育カリキュラムを通じて長期的な市場の担い手を育成することを国家戦略として推進している。</p>	日本への示唆
		<p>フィリピンの事例は、日本のアート市場発展において重要な示唆を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 司令塔機能：NCCAのように、文化庁、経済産業省、外務省などの政策を一元化し、アートを経済・外交戦略として推進する中央機関の構築が求められる。 • 徹底的な美術教育：フィリピンのK-12カリキュラムに倣い、学習指導要領における日本美術史（特に戦後・現代）の学習を拡充し、自国の文化への理解と誇りを育むことが、国内需要基盤の長期的強化に不可欠である。 • 国内二次市場の戦略的育成：国内オークションハウスが日本のアーティストの価値を戦略的に高め、市場の主導権を握る必要がある。 • 税制による「循環」の促進：フィリピンの法人向け寄付優遇税制を参考に、企業が保有する「死蔵」コレクションを美術館へ寄付するインセンティブ（例：取得価額または時価での別枠損金算入）を創設し、文化資産の社会還元を促すべきである。 • 金融化と透明性の両立：アートファイナンス市場を育成し、美術品の資産流動性を高めると同時に、AML/CFT規制を整備し市場の透明性と国際的信頼性を確保することが重要である。

第4章 44カ国・地域 国別サマリー報告

第2節 その他の調査対象国・地域 (3/6)

中東

4.2.11 アラブ首長国連邦（UAE） | 国家戦略と「税制の三位一体」が駆動する、世界最速の富裕層集積ハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>UAEのアート市場は中東のハブとして急成長している。美術品の輸出入総額は2026年までに25億ドルを超えると予測される。この予測は、2021年以降、輸入が年平均成長率4.8%、輸出が同4.3%で拡大するという堅調な見通しに基づいている。政府はアートを含む「文化・クリエイティブ産業(CCI)」を国家戦略として育成し、2031年までにCCIのGDP貢献度を5%に引き上げる目標を掲げる。アブダビはCCI育成に総額300億AED（約82億米ドル）超の巨額投資を計画している。</p>	<p>1. 個人富裕層の税制 個人に対する所得税、美術品の売却益（キャピタルゲイン）にかかる税、そして相続税・贈与税が一切存在しない点が魅力である。これにより、コレクターは美術品の価値上昇による利益を全額享受でき、かつコレクションを税負担なく次世代へ承継することが可能である。ただし、国内で美術品を購入する際には、VAT（付加価値税）が5%課される。 <ul style="list-style-type: none"> • 相続税：相続時の税負担はない。ただし、シャリーア法（イスラム法）によらない柔軟な資産承継を実現するため、DIFCやADGMといったコモロール法域で設立される財団や信託が活用される。 <p>2. 法人の税制 2023年6月より法人税（課税所得が年間37万5千AEDを超える部分に9%）が導入された。法人が美術品を売却して得た利益（キャピタルゲイン）は課税所得に含まれ、この法人税の対象となる。国内での美術品売買時には、個人と同様にVAT（5%）が適用される。 <ul style="list-style-type: none"> • 減価償却：現行の法人税法において、美術品を対象とした減価償却制度は存在しない。美術品は一般的に価値が減少しない投資資産と見なされているためである。 • 寄付：法人による芸術機関への寄付が損金算入できるかどうかの明確な規定は限定的である。しかし、2024年の「芸術セクター振興法」により、認可された芸術機関は法人税免除の対象となり、将来的に寄付への税制優遇が導入される可能性が示唆されている。 </p> </p>	<p>⑤民間の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 金融サービス: シティ・プライベートバンク、J.P.モルガンなどのグローバル金融機関が、UAE在住の富裕層に対し、アート担保融資（LTV40-60%）を提供。これにより美術品を流動的な金融資産として活用可能にし、富裕層の資産をUAE国内に留め、再投資を促している。 • 承継サービス: 英国コモロールに基づく金融フリーゾーン（DIFC, ADGM）では、法律事務所や信託会社が、シャリーア法によらない柔軟な資産承継を実現する財団や信託の設立・運営サービスを提供。コレクションの散逸を防ぐ。 • 企業パトロン: A.R.M.ホールディングなどの企業が、CSRやブランド戦略の一環としてアートコレクションを形成。ドバイ初の公的コレクション「ドバイ・コレクション」の法人パトロンとなるなど、公共の文化資産形成にも貢献。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>政府によるトップダウンの戦略（アブダビ文化観光省、ドバイ文化芸術庁、シャルジャ美術財団）と、民間プレーヤーの活動が連動する。民間セクターでは、アルサーカル・アベニューなどに集積するローカルギャラリー、DIFCに拠点を置くサザビーズ、クリスティーズといった国際的オークションハウス、そして鑑定・保険・輸送・保管（フリーポート）といった高度な専門サービス事業者がエコシステムを垂直統合的に支える。アートフェア（アート・ドバイ等）が、これらプレーヤー間の連携とネットワークの触媒として機能している。</p>	<p>石油依存型経済からの脱却とソフトパワー強化という国家ビジョンのもと、アートを経済・外交戦略の中核に据える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 文化インフラ投資: アブダビ文化観光省は「サディヤット文化地区」に巨額を投じ、ルーヴル・アブダビや建設中のグッゲンハイム・アブダビなど世界クラスの美術館を集積。 • ハブ機能の整備: 国際アートフェア「アブダビ・アート」の主催、ATAカルネ*1活用による一時輸入の関税免除、フリーポート（保税倉庫）の設置により、国際的な取引ハブとしての機能を強化。 • 法整備: 2024年「芸術セクター振興法」を施行。非営利芸術機関の設立を容易にし、法人税・関税免除の根拠を設けることで民間参入を促進。 • 規制: 古美術品（100年以上）の輸出は原則禁止し、文化遺産を保護。一方、AML/CFT規制を強化し、市場の透明性と信頼性向上を図る。 	<p>⑥美術館の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公的美術館: ルーヴル・アブダビやシャルジャ美術館などの大規模公的美術館は、一般市民が国内外の優れた芸術に触れる重要な接点となる。単なる作品展示に留まらず、歴史や文化遺産を保存・伝承する教育的使命を担う。家族向けワークショップや学校向け教育プログラムを積極的に展開し、国民の文化リテラシー向上と将来のアート市場の裾野拡大に貢献している。 • 私設美術館: イラン人コレクター、ラミン・サルサリがドバイに設立した私設美術館の例のように、個人の情熱が都市の文化景観を豊かにし、コレクター自身の社会的評価を高める好例も存在する。 • 連携: シャルジャ美術庁とアメリカン大学シャルジャ校の包括協定など、美術館と大学が連携し、共同研究や実践的な人材育成も行われている。
<p>政府のトップダウン戦略と高度な専門サービスが連動し、垂直統合型の国際的エコシステムを形成している。</p>	<p>アートを経済・外交戦略の中核と位置づけ、巨額投資と制度設計で国際取引ハブを国家主導で整備している。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>UAEの成功は、単なるオイルマネーではなく、緻密な制度設計にある。日本が学ぶべき点は以下の3点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家戦略としてのアート市場育成: UAEはアートを経済多様化、ソフトパワー強化という国家戦略の根幹に据え、省庁横断で推進している。日本も文化庁のみならず、経産省、金融庁、財務省、外務省などが連携する司令塔組織を設置し、アート市場を金融・経済戦略の一部として明確に位置づけるべきである。 2. 戦略的なインセンティブ設計: UAEの「税制の三位一体」（所得・相続・贈与税ゼロ）は、富裕層誘致の核心である。日本の完全非課税化は非現実的だが、「資産の海外流出を防ぎ、国内市場を活性化させる」という目的意識を持ち、税制上の阻害要因を特定・緩和する発想が重要である。具体的には、相続税の美術品物納制度の柔軟化、企業美術品購入に関する損金算入枠の拡大や寄付税制の拡充が挙げられる。 3. ハブ機能の構築と官民連携: UAEはフリーポート、国際アートフェア、アートファイナンス、専門サービス（鑑定・保険・輸送）を集積させ、官民でハブ機能を構築している。日本も「アート特区」の創設や、官民連携によるアートファイナンス市場の育成（評価基盤整備、ガイドライン提供）、専門人材育成を推進すべきである。

*1「ATAカルネ」とは、「通関手帳」である。これを用いて、商品見本、職業用具、展示会物品などを海外へ一時的に持ち込む際、各国の税関で免税扱いの一時輸入通関手続きを簡素化することが可能である。

4.2.12 サウジアラビア | 国家戦略「ビジョン2030」が牽引する、中東の新たなアートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>サウジアラビア（KSA）のアート関連市場は国家戦略「ビジョン2030」に基づき急速に成長している。アート&クラフト市場全体では、2024年から2029年にかけて年平均成長率(CAGR) 6.86%での成長が見込まれている。クリエイティブ、アート、エンターテインメント活動全体の産業収益は2024年までに6億4,230万米ドルに達する見込みである。政府は文化セクターのGDP貢献度を現状の1%未満から2030年までに3%（約480億米ドル）へ引き上げる目標を掲げ、10万人以上の新規雇用創出も目指す。成長の原動力は、「ビジョン2030」に基づく国家主導の巨額投資と、国内の若年層の芸術への関心の高まりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人:KSAの個人富裕層に対する税制は、アート市場にとって世界で最も有利な環境の一つである。最大の特徴は、相続税および贈与税が存在しないことである。これにより、富裕層は美術品を含む資産を次世代へ非課税で承継可能である。また、個人のキャピタルゲイン（譲渡所得）にも所得税が課されないため、作品売却益は非課税となる。購入時の主な税負担は、国内売買・輸入に適用されるVAT（付加価値税、標準税率15%）である。 ・ 法人:企業が美術品購入や文化支援に対する直接的な税制優遇措置（例：取得価額の損金算入）は明確に規定されていない。 ・ 減価償却:KSA法人税法では、資産は価値が減少する性質を持つ場合に減価償却が認められない可能性が高い。 ・ 寄付:法人がKSA国内で認可された公的機関や非営利の慈善団体へ寄付した場合、その寄付金は法人税の課税所得計算上、損金として算入することが認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業:直接的な税優遇はないが、CSR活動や国家プロジェクト（例：Riyadh Art）への貢献を通じた企業ブランディングを動機に、協賛や資金提供を行う。 ・ 富裕層:市場の最も重要なプレーヤーであり、資産多様化、社会的地位の象徴、文化的レガシー構築を動機にアートを収集する。 ・ 金融:2025年9月、資本市場庁（CMA）認可の国内初アート投資ファンド「Audi Capital MENA Art Fund*1」が設立された。これはアートが「規制された金融商品」へ移行し始めたことを示し、市場の透明性・流動性向上が期待される。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>国家のリーダーシップの下、公的機関、商業主体、専門サービス事業者が連携する官民連携モデルで構築されている。公的機関（文化省、ディルイーヤ・ビエンナーレ財団など）がビエンナーレ開催やインフラ整備を主導し、プラットフォームを創出。商業主体（ATHRギャラリー、Sotheby's、Christie'sなど）が市場の活性化と価格形成を担う。専門サービス事業者（鑑定、輸送、専門保管施設など）が取引の安全性と信頼性を担保する。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>国家主導の官民連携により、公的機関が基盤を創出し、民間が市場機能を担う構造である。</p>	<p>国家戦略「ビジョン2030」が中核であり、文化を経済の柱、観光資源、ソフトパワー向上の戦略的ツールと位置づけている。文化省（2018年設立）が政策を統括し、傘下の遺産委員会が文化財保護・管理を一元化（2014年新法）。ディルイーヤ・ビエンナーレ財団（2020年設立）による国際ビエンナーレの主催、ミスク・アート・インスティテュートによる若手アーティスト育成、文化開発基金（CDF）による金融支援など、専門機関が戦略を実行。輸出入は管理されており、特に文化財記録登録品の国外持ち出しは厳しく制限される。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>「ビジョン2030」を中核に、文化を経済およびソフトパワーの戦略的ツールと見做し、専門機関が推進している。</p>	<p>サウジアラビアの美術館施策は国家主導で大規模に進行している。博物館委員会の戦略に基づき、既存館の改修と新規建設（2024年時点で19館が建設中）を推進している。リヤドの「ロイヤル・アート・コンプレックス」や、アル・ウラの15の文化資産計画が中核である。国際連携も積極的で、アル・ウラではフランス政府（AFALULA）と提携し、ポンピドゥー・センターが現代美術館開発を支援している。収集方針は「グローバル・サウス」の作品に焦点を当て、欧米中心でない新たな文化的ハブを意図している。</p>
<h3 style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">日本への示唆</h3>		
<p>KSAモデルの教訓は、①国家戦略（ビジョン2030）として文化を経済・外交と直結させたこと、②税制（相続税・キャピタルゲイン税ゼロ）を富裕層のインセンティブとして戦略的に活用したこと、③次世代育成（芸術アカデミー設立）へ長期投資していることにある。</p> <p>日本への提言</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政策面では、アート市場振興を「国家戦略」に格上げし、省庁横断の司令塔機能とKPI（数値目標）を設定すべきである。 2. 税制面では、KSAの事例を参考に、富裕層のコレクションが市場に循環する仕組みが重要である。具体的には、相続税の美術品物納要件の緩和、美術館等への寄付・遺贈に対する税優遇の拡充、企業の美術品取得に関する減価償却制度の創設（例：国内若手作家の作品購入時など）が求められる。 3. 民間事業では、アートファンド設立のガイドライン整備などアートファイナンス市場の育成と、国際基準に精通した鑑定士や修復家などの専門人材育成が急務である。 		

*1「Audi Capital MENA Art Fund」は、サウジアラビアおよび中東・北アフリカ（MENA）地域で初の資本市場庁（CMA）規制下にあるアート投資ファンドであり、投資対象はMENA地域および世界各国の現代美術作品である。

4.2.13 カタール | 国家主導の巨額投資とゼロ税制が創出するグローバル・アートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>カタールのアート市場は、石油依存経済からの脱却を目指す国家戦略「カタール・ナショナル・ビジョン2030」の中核を担う。市場規模を示す直接的な指標として、「芸術、エンターテインメント、レクリエーション」セクターのGDP貢献額は2024年12月時点で24億7,200万カタール・リヤルに達する。また、「アート&クラフト」市場だけでも2029年までに2億4,000万米ドルを超えると予測されている。広範なクリエイティブ産業は、2030年までに非炭化水素GDPへ約110億米ドルの貢献を目指しており、アート市場はその重要な構成要素と位置づけられる。この市場の最大の特徴は、国家が自ら市場を「製造」するトップダウン型の形成モデルである。その原動力は、アル・サーニ王家、特にカタール美術館（QM）による巨額の投資である。QMの年間美術品購入予算は約10億米ドルと報じられている。象徴的な取引として、セザンヌの「カード遊びをする人々」を2億5,000万米ドルで、ゴーギャンの作品を3億米ドルで購入した事例があり、これは世界クラスの資産を国家レベルで収集し、市場の基盤を築くための意図的な投資である。</p>	<p>最大の特徴は、富裕層コレクターにとって「ゼロ・フリクション（摩擦ゼロ）」の環境である点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人: 個人所得税、相続税、贈与税がすべて存在しない。非事業用資産（有価証券、不動産）のキャピタルゲイン税も非課税であり、美術品売却益も同様に非課税であることが強く推察される。 法人: カタール源泉所得に対し一律10%の法人所得税が課される。 寄付: 認可された慈善、文化、スポーツ活動への寄付は、純利益の5%を上限として損金算入が認められる。 減価償却: 法人保有の美術品に関する減価償却制度の明確な規定はないが、美術品は非減価償却資産として扱われ、売却時のキャピタルゲイン（またはロス）が法人所得として課税（10%）される可能性が推察される。 	<p>⑤民間の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業: 主にカタール美術館（QM）や関連フェスティバルへのスポンサーシップを通じてエコシステムに参加する。動機はCSR、国家目標との連携、ブランディングである。税制面では、認可された文化寄付は純利益の5%を上限に損金算入が可能である。 富裕層（HNWI）: 個人所得税・相続税・贈与税がゼロという税制に惹きつけられ、カタールを富の保全とレガシープランニングの場として活用している。 商業: 黎明期の地元ギャラリーに加え、Zuraniのようなアートアドバイザーが富裕層のコレクション形成を支援している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>アル・サーニ王家が主導するカタール美術館（QM）を中心とした、中央集権的な「ハブ・アンド・スポーク」モデルである。QMは収集、インフラ開発、教育、キュレーションなど多面的な役割を担う。独立した「アーツ・カウンシル」のような資金配分機関は存在しない。商業ギャラリーシーンは黎明期（「5つか6つ」程度）である一方、クリスティーズやサザビーズは駐在コンサルタントを置き、富裕層の購買力に対応している。Zurani Advisoryのような専門アドバイザーや、GWC Logistics、AXA XLなど高度な支援インフラ（物流、保険）が整備されている。</p>	<p>国家戦略「カタール・ナショナル・ビジョン2030」に基づき、文化・芸術を経済多角化の手段と位置づけている。文化財流通に関しては「1980年法律第2号」に基づき、古美術品（40年以上前）の輸出を原則禁止しつつ、カタール美術館（QMA）の裁量で輸出許可を与える「ゲートキーパー」モデルを採用。QMAは輸出申請品を提示価格で購入する権利も持つ。関税はGCC標準の5%が基本で、美術品（HS第97類）の流入を阻害しない設計である。高価値資産のハブとしてAML/CFT規制（2019年法律第20号）を整備し、貴金属商の事例（50,000リヤル以上の現金取引報告義務等）を先行させている。</p>	<p>⑥美術館の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 収集と展示: イスラム美術館（MIA）、Mathaf（アラブ近代美術館）などを運営。年間10億ドル規模と報道される予算で世界クラスのコレクションを構築している。 インフラ開発: ファイアー・ステーション・アーティスト・イン・レジデンスやM7デザインハブなど、文化インフラ自体を開発する。 教育と普及: カタール居住者と学生は美術館入場無料である。美術館の教育プログラムは教育・高等教育省のカリキュラムと連携している。 パブリックアート: 空港や砂漠に100点以上の作品を設置し、アートを日常生活に浸透させている。
<p>▼</p> <p>王家がトップダウンで全てを主導。カタール美術館が中心的な役割を担っている。</p>	<p>▼</p> <p>文化芸術を、石油に代わる未来の経済の柱として位置づけ、育成する国家戦略を進めている。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>カタールモデルは、国家資金によるトップダウン型、ゼロ税制による富裕層誘致であり、民間主導で成熟し、税制（相続税等）に課題を抱える日本とは対照的である。しかし、その戦略的な思考法は日本にも移転可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> アートの戦略的位置づけ: アート市場を単なる文化コッチではなく、国際ブランディング、観光、経済活動のツールとして捉える視点。 官民シナジー: 企業スポンサーシップを国家的な文化イベントと統合し、相互利益を生み出す手法。 触媒としての政策: 最大の相違点である税制に関し、的を絞った改革が市場活性化のテコとなりうるという認識。 <p>具体的提言：</p> <ol style="list-style-type: none"> 英国の「Acceptance in Lieu（現物納税）」制度に類似した、美術品による相続税の現物納税制度の導入。 美術品の長期保有や市場への再投資を条件としたキャピタルゲイン税の優遇措置。 企業による現代日本美術の購入や展覧会後援に対する、寄付金控除を超えた積極的な税額控除。 「カタール・クリエイツ」に倣い、主要国際アートフェアで日本のアート市場を戦略的にプロモーションする政府主導のインシアチブ。

4.2.14 イラン | 経済制裁と通貨不安が生んだ、資産防衛のためのアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>テヘラン・オークションの取引実績が市場の活況を示す最重要指標である。例えば、2024年1月の第19回では500万ドルに迫る売上を達成するなど、一回のイベントで数億円規模の取引が成立している。これは国際的な経済制裁下でも、国内に強力なコレクター層と潤沢な資金が存在することの証左である。過去12ヶ月間のイラン人アーティスト作品のオークション総売上高は1563万ドルに達し、うちテヘランでの売上が675万ドルを占める。ソフラブ・セベリらの作品は数十万ドルで落札され、国内記録を更新し続けている。</p>	<p>イランにおける美術品関連の税制は、欧米型の「購入者への所得控除」ではなく、「活動主体への直接的な免税」を主軸としている点が最大の特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却：直接税法第139条L項に基づき、政府認可を受けた芸術活動から生じる所得は法人税・所得税が免除される。供給側（作家・ギャラリー）が既に完全な免税恩恵を受けているため、購入企業側の減価償却（経費化）による節税ニーズは、欧米市場ほど主要な論点となっていない。 ・寄付：同法第172条により、政府機関や認可された施設への寄付金は課税所得から控除可能である。しかし、前述の通り芸術団体そのものが非課税であるため、寄付の動機は「個人の節税」よりも、宗教的・文化的義務（ワクフ等）の文脈で語られることが多い。 ・相続税：美術品特有の物納制度（英国AIL等）や評価減の規定は確認されず、一般的な相続税率が適用される。税率は親等により異なるが、現金納付が原則であるため、大規模コレクションの継承においては流動性の確保が課題となる。 	<p>施策のほとんどは民間セクターが担っている。特に2012年設立のテヘラン・オークションは、ハイエンド美術品の二次市場を支配し、市場の信頼性を担保し価格形成の基準となる極めて重要な機能を果たしている。また、ダスタンズ・ベースメントに代表される商業ギャラリーは、新進気鋭のアーティストを発掘・育成し、フリーズ等の国際アートフェアへ積極的に参加することで、イランの若手アーティストを世界に紹介するゲートウェイの役割を担う。そして、経済制裁とインフレに直面する国内富裕層が、資産保全のための実物資産として美術品を積極的に購入することが、市場全体の力強い需要を創出している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>民間主導の商業市場と、国家による統制という二重構造で成り立つ。エコシステムの中核は、二次市場を独占し価格指標を形成するテヘラン・オークション、若手を発掘し国際展開を担う商業ギャラリー、イラン・モダニズムの歴史を権威付けるテヘラン現代美術館(TMoCA)、そして美術品の輸出入等を厳格に管理する国家機関の文化イスラム指導省である。これらのプレイヤーが相互作用し、経済制裁下で閉鎖的ながらもエコシステムを形成している。</p>	<p>国家による文化政策は、芸術支援機関による「振興」ではなく、文化イスラム指導省による「管理」に重点が置かれている。その目的はイスラム革命の理念を守り、国家のイデオロギー的統一性を維持することにある。美術品を含む文化・芸術製品の輸出入には同省の許可証が必須であり、国境を越える移動は厳格に管理されている。英国のアーツ・カウンシルのような政府から独立した助成機関は存在しない。一方で、アニメーション制作会社が製品の90%を輸出するなど、外貨獲得に繋がり、かつイデオロギー的管理の必要性が低いクリエイティブ産業は実利的な観点から支援対象となる二元的なアプローチが採られている。</p>	<p>1977年に開館したテヘラン現代美術館(TMoCA)が、イランのアートエコシステムにおける制度的な支柱である。欧米以外では最大級とされる西洋近代美術コレクションと、イラン近代美術の最高峰のコレクションを収蔵している。TMoCAは、イラン・モダニズムの歴史を公的に裏付ける機関であり、一般大衆が最高の芸術に触れる機会を提供する最も重要な公的文化施設としての役割を担い続けている。ミニマルズムやピカソをテーマにした特別展はそれぞれ17,000人以上、120,000人以上を動員するなど、特に若者層の強い知的好奇心を惹きつけ、広範なアートの受容基盤を育てている。</p>
<p>民間主導の市場と国家による厳格な管理が併存し、制裁下で閉鎖的エコシステムを形成している。</p>	<p>国家の役割は芸術の「振興」ではなく「イデオロギー的管理」であり、実利的な経済支援と二元的に運用されている。</p>	日本への示唆
<p>イランの事例は、経済的・政治的圧力という状況下でアートが文化資本・経済資産としていかに機能し得るかを示す貴重なケーススタディである。イラン市場が「危機」を原動力とする「守りの資産形成」に特化しているのに対し、日本は「安定」を基盤とした「攻めの資産活用」のポテンシャルを持つ。イランから得られる示唆は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アートの資産性: 金融システムが不安定化した際に、アートが強力な価値貯蔵手段（実物資産）となり得ることを証明している。日本でもポートフォリオを多様化する正当な資産クラスとしての位置づけを強化すべきである。 2. 中核的オークションの戦略価値: テヘラン・オークションのように、国内市場の流動性を集約し、価格指標を形成し、国際的な発信力を持つ中核機関の育成は、市場の競争力向上に不可欠である。 3. 政府の役割: イランの国家によるトップダウンの「管理」と検閲は、自由な創造活動を抑制する反面教師となる。政府の役割は直接介入ではなく、税制優遇などのインセンティブ設計による環境整備に徹するべきである。 		

4.2.15 レバノン | 経済危機下で「資産保全先」として機能する、民間主導のアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>レバノンのアート市場は、国家経済の危機（GDPが2018年の550億ドルから2023年に200.8億ドルへ急落）とは対照的に、成長を示してきた。危機以前、文化・創造産業（CCI）はGDPの4.75%を占め、中東・北アフリカ地域で第1位であった。経済危機下で、美術品は通貨暴落と銀行システム機能不全から資産を守る「価値の保存手段」および米ドル建ての代替資産として機能。富裕層や海外在住者による防衛的な金融戦略が市場への資金流入を牽引している。</p>	<p>レバノンの税制は、美術品を資産として優遇する措置を欠いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 減価償却：法人税法上、美術品は土地など同様に、消耗や陳腐化の対象とならない「非償却資産」として扱われるのが一般的である。したがって、法人が美術品の取得費用を減価償却し、損金として計上することはできない。 • 寄付：法人が「承認された慈善、社会、文化、スポーツ施設」に対して行った寄付は、一定の限度内で損金算入が認められる。しかし、その具体的な限度額は不明確である。個人が美術品を寄付した場合の税務上の取り扱いについては、資料から特定できない。 • 相続税：相続税は、遺産の純資産価値と被相続人との親等に基づき、3%から45%の累進課税が適用される。美術品は、死亡時点での「実質市場価格」に基づいて評価され、財務省の査定官が評価を行う。文化的に重要な作品に対する非課税措置、美術品による物納制度、納税猶予制度といった、美術品固有の優遇措置は存在しない。美術品は他の動産と同様に扱われる。 	<p>エコシステムの活力は民間セクターによって駆動されている。Sfeir-Semler Galleryなどの有力商業ギャラリーがアーティストを発掘・育成し、国内外のコレクターとの橋渡し役を担う。非営利セクターでは、ベイルート拠点の独立財団「アラブ文化芸術基金（AFAC）」が特筆すべき存在である。2007年の設立以来、アラブ地域全域のアーティストや文化団体への主要な資金提供源となっており、創造性の源泉を支える柱となっている。また、Tony SalaméのAishti FoundationやRami El-NimerのDar El-Nimerなど、影響力のあるコレクターが設立した私設財団が、コレクションの公開や研究を通じて、事実上の私設美術館として機能している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>レバノンのエコシステムは、国家機能が不全な中、民間主導で形成された「民営化された文化ガバナンスシステム」として機能している。国家による中央集権的な芸術振興機関は存在しない。その代わりに、アラブ文化芸術基金（AFAC）のような独立した非営利財団が主要な資金提供源となっている。</p> <p>また、Dalloul Art FoundationやAishti Foundationといった富裕層コレクターによる私設財団が、コレクションの保存・展示、文化インフラの構築といった公的機関の役割を代替している。商業ギャラリーや、専門的な保管・輸送インフラが市場の基盤を支えている。</p>	<p>国家による戦略的な産業育成策は欠如している。文化省の役割は、文化遺産や古美術品の監督といった管理・規制面に重点が置かれている。文化財保護法制は厳格で、考古学的遺物の輸出は全面的に禁止されている。一方で、近代・現代美術品は、文化省によって特別に「分類」されない限り、厳格な輸出禁止の対象とはならず、市場の流動性が確保されている。</p> <p>金融規制の側面では、2015年法律第44号「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策法」が中核をなす。この法律は、美術商や骨董品商をAML/CFT上の義務を負う「特定非金融業者・専門家（DNFBPs）」として明確に指定している。これにより、美術商には顧客デューデリジェンス（CDD）、5年間の記録保存、金融情報機関（SIC）への疑わしい取引の報告が義務付けられている。</p>	<p>公的セクターでは、スルソック美術館（Sursock Museum）やベイルート・アメリカン大学（AUB）アートギャラリーが、文化遺産の保護と一般市民への公開という公的な役割を担っている。これらの機関は、入場無料または寄付制をとり、公開プログラムを通じて市民とアートとの接点を提供している。しかし、エコシステム全体では、Dalloul Art Foundation（DAF）やDar El-Nimer for Arts & Cultureといった、個人コレクターが設立した私設財団の役割が大きい。これらの財団は、特にアラブ美術史の保存と研究において重要な機能を果たしており、公的機関の機能を補完、あるいは代替している。</p>
<p>▼</p> <p>国家機能が不全で、民間財団が資金提供や美術館機能など、公的役割を代替している。</p>	<p>▼</p> <p>産業育成策は欠如しており、国の役割は文化財保護やAMLなど、管理・規制面に限定されている。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>レバノンの事例は、特に税制の重要性において日本に示唆を与える。レバノンの最大の弱点は、美術品を資産として捉えきれない旧態依然とした税制（減価償却の不在、相続税優遇の不在）にあり、私有財産が公的文化遺産へ転換されるプロセスを阻害している。日本はこれを反面教師とし、アート市場を活性化させるための洗練された税制の構築を最優先で進めるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人向け美術品の減価償却制度の導入：企業的美術品取得を財務戦略の一環と位置づけ、市場に新たな資金を呼び込む。 2. 相続税における「物納制度」の拡充と活用：相続によるコレクションの散逸を防ぎ、国公立美術館の収蔵品を充実させる。これは国家と民間コレクターの利益を合致させる重要な政策ツールである。 3. 寄付税制の優遇措置強化：フィランソロピーを促進し、私有コレクションの公共への還元を促す。また、市場や政府から独立した資金提供を行うアラブ文化芸術基金（AFAC）の成功は、日本における独立した芸術支援基金設立の重要性を示している。

第4章 44カ国・地域 国別サマリー報告

第2節 その他の調査対象国・地域 (4/6)

ヨーロッパ (1/2)

4.2.16 ドイツ | 税制が文化を未来へ繋ぐ、堅牢なアート国家

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>2024年に発表されたドイツ連邦経済・気候保護省（BMWK）のモニタリングレポートの美術品小売（画廊など）、アーティストによる直接販売、骨董品小売の売上高を合計すると、2023年のドイツのアート市場全体の売上高は約20億6,300万ユーロである。その内訳は、アーティストによる直接販売が9億600万ユーロ、画廊などによる美術品小売が8億9,900万ユーロであり、両者がほぼ同規模で市場を形成している。これは、一部のメガギャラリーが市場を牽引する米中とは対照的な市場構造であり、多数の中小規模のプレイヤーが市場の屋台骨を支えていることを示している。世界市場におけるシェアはアメリカ、中国、イギリスに次ぐ規模である。オンライン市場は2035年までに年平均7.56%で成長すると予測されており、新たな顧客層を開拓している。</p>	<p>ドイツの税制は、文化資産の保護と市場活性化のバランスを取るよう設計されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税(VAT): 美術品の輸入および国内取引には、標準税率19%ではなく7%の軽減税率が適用される。この軽減税率は、業界の長年の要望に応え、2025年から国内取引にも恒久的に適用されることが決定しており、市場の活性化に寄与すると期待されている。 ・所得税: 個人が私有財産として美術品を売却した場合、購入から1年を超えて保有していれば、その譲渡益は原則として非課税となる。この1年という期間は「投機期間」と呼ばれ、短期的な投機目的の売買を抑制する効果を持つ。 ・減価償却: 法人が事業用資産として美術品を購入した場合の減価償却は、「著名な芸術家」の作品はその価値が増加すると見なされるため原則として認められない。一方で、無名の芸術家の作品で装飾目的などの場合は認められる可能性があるが、判断基準が曖昧であり、企業が資産として美術品を購入する上での不確実性となっている。 ・寄付: 企業や個人が公益法人（美術館など）へ美術品を寄付した場合、その価値は法人税法上の損金、または所得税法上の所得控除の対象となる。 ・相続税: ドイツの税制の最大の特徴は、相続・贈与税法（ErbStG）第13条の優遇措置である。美術品コレクションが「公共の利益に資すると認められ、公開性や維持管理に関する一定の要件を満たす場合、その評価額が60%または100%免除される。これにより、富裕層が高額な相続税を回避するためにコレクションを売却・散逸させざることを防ぎ、文化資産として次世代に継承することを強力に促進している。 	<p>ドイツでは、企業と富裕層がアートエコシステムの重要な担い手となっている。多くの企業は、社会的責任（CSR）や企業イメージ向上のため、アートコレクションの形成や美術館へのスポンサーシップを経営戦略の一環と位置づけている。CoroplastグループやERGOグループによる美術館支援はその一例である。富裕層コレクターは、市場を牽引する買い手であると同時に、文化的なパトロンとしての役割も大きい。ラインホルト・ヴェルトやゴリア・シュトシツクといった著名コレクターは、自身のコレクションを公開するために私設美術館を設立・運営し、公共の文化インフラを補完している。また、UBSやドイツ銀行、ペレンバルク銀行などの金融機関は、プライベートバンキング部門を通じて富裕層顧客にアート関連のアドバイザリーや管理サービスを提供し、資産としてのアート活用を支援している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>アーティストと中小規模の画廊が市場の中核をなし、地方分権的で多様性に富んだ健全なエコシステムが機能している。個人コレクターは、作品購入によるアーティスト支援（プライマリーマーケット）、オークションへの出品による流動性供給（セカンダリーマーケット）、そして最終的には私設美術館の設立や公的美術館への寄贈を通じた公共への還元という、エコシステム全体を循環させる能動的な役割を担っている。これを制度的に支えるのが、未来の文化創造を支援する「連邦文化財団」と、過去の文化遺産の保護を担う「各州文化財団」であり、両者の補完的な関係がエコシステムを成立させている。</p> <p>個人コレクターをハブとして、アーティスト、画廊、文化財団が有機的に連携。私的資産が公的文化資本へと循環する、持続可能なエコシステムを形成。</p>	<p>ドイツの公的施策は、文化財の保護と文化振興の二本柱で構成される。中核をなすのが2016年施行の「文化財保護法（KGSG）」である。この法律は、不正取引の防止とドイツの文化的アイデンティティの保護を目的とし、美術品の輸出入に厳格な許可制度を課している。特に、一定の年代・価額を超える美術品をEU域外へ輸出する際には、州当局の許可が必須となる。この政策は、ドイツを倫理的な市場ハブとして位置づける一方、取引の自由度を制約する側面も持つ。文化振興においては、連邦政府の予算で運営される「連邦文化財団」と、全16州の出資による「各州文化財団」が中心となる役割を担う。連邦文化財団が国際的・革新的なプロジェクト支援を通じて「未来の文化を創造するの」に対し、各州文化財団は美術館による国内の重要な文化財の取得を支援することで「過去の文化遺産を保護する」という明確な役割分担がなされている。</p> <p>「文化財保護法」による厳格な“守り”の規制と、「連邦・州文化財団」が未来創造と過去継承を分担する“攻め”の振興策。この両輪で、倫理的で強靱な市場を形成。</p>	<p>ドイツの美術館は、コレクションの保存・展示、教育機関としての役割に加え、民間との連携を積極的に行っている。具体的には、企業からの長期的なスポンサーシップ（例：フォン・デア・ハイト美術館）によって安定的な運営基盤を確保し、個人コレクターからのコレクションの一括寄贈や長期貸与（例：ゲッツ・コレクション）によって収蔵品を充実させている。また、単独では購入不可能な高額作品の取得に際しては、「各州文化財団」からの資金援助を受けることで、国の文化遺産の散逸を防ぎ、コレクションの質的向上を図っている。</p>
<h3>日本への示唆</h3>		
<p>ドイツのアートエコシステムの成功は、税制、法制度、公的支援、民間の活力が有機的に連携した「システム」の成果であり、日本が市場を発展させる上で多くの示唆を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最も参考にすべきは、相続税制を通じた文化資産の社会的承継メカニズムである。ドイツの相続・贈与税法第13条をモデルに、「美術館への寄託による公開」や「相続後の一定期間の保有」などを要件として相続税を大幅に減免または納税猶予する「日本版・文化資産優遇措置」を導入すべきである。これは、日本の優れた個人コレクションが相続を機に散逸・海外流出するのを防ぐ最も効果的な施策となりうる。 2. 次に、官民の明確な役割分担と連携の構築が重要である。文化庁や芸術文化振興会など、国内の公的支援機関のミッションを再定義し、ドイツの連邦・州文化財団のように戦略的な連携体制を築くべきである。特に、公的美術館が民間から作品を取得する際の資金を補助する「マッチングファンド」制度の創設は、国内の文化資産を保護する上で有効である。 3. 最後に、民間企業の参入を促す税制インセンティブの強化が求められる。企業がオフィスに展示する美術品の減価償却ルールを明確化・簡素化し、アートを資産として購入しやすい環境を整備することが、市場の裾野を広げる一助となる。 		

4.2.17 スイス | 有利な税制と強力な金融セクターが支える、世界有数のアートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>The Art Market Report 2025 by Arts Economicsによると、スイスのアート市場は、欧州諸国が占める世界シェア14%を構成する中心的なプレーヤーであり、確固たる地位を築いている。アートコンサルタントのClaudia Steinfels氏によると、2006年時点では、スイスはフランスに次ぐ世界第4位の市場に位置づけられていた。2026年の美術品貿易予測では輸出額が約22億ドル、輸入額が27億ドルと着実な成長が見込まれており、グローバルな取引ハブとしての機能を示している。世界最大級のアートフェア「アート・バーゼル」の開催地でもあり、その求心力はスイスのアートエコシステム全体を牽引する強力なエンジンとなっている。</p>	<p>個人コレクターに対する税制優遇が最大の特徴である。主要な税制は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VAT（付加価値税）：美術品の輸入にかかる標準税率は8.1%（2024年現在）だが、アートフェアへの出品といった一時的な輸入に関しては、支払いを回避する手続きを利用できる。 ・減価償却：企業が所有する美術品について、減価償却制度の存在は確認できない。 ・寄付：企業、個人ともに非営利団体への寄付は、純利益や所得の一定割合を上限として、損金算入や所得控除が認められる。 ・相続税・贈与税：連邦レベルでは存在しない。多くの州では、配偶者や子供・孫といった直系卑属への相続・贈与は非課税となっている。ヴオー州には相続税を美術品で納付できる「物納制度」も存在する。 ・キャピタルゲイン：個人が長期保有する美術品を売却して得た利益は、商業的取引と見なされない限り原則非課税である。 	<p>金融セクターの関与が際立っている。UBSは30年以上にわたりアート・バーゼルのグローバル・リード・パートナーを務め、クレディ・スイスとの統合を経て約4万点に達する企業コレクションを形成するなど、エコシステムの重要なパトロンとなっている。また、UBSやJ.P. Morganなどのプライベートバンクは、富裕層向けにアートを担保とした融資（アートファイナンス）を成熟したサービスとして提供しており、コレクターが持つ資産の流動化を可能にしている。さらに、鑑定、保険、保管、修復など、コレクション管理に関するあらゆる専門サービスがワンストップで提供されるインフラが整備されている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>企業、富裕層、市民の三者が相互作用する「三位一体」の構造がエコシステムの強固な基盤を形成している。UBS*1などの大企業は文化インフラの安定的な支援者として機能し、富裕層は市場の主要な牽引役を担う。そして、文化的に成熟した市民社会がシステム全体に正当性を与え、専門的人材の供給源となっている。これらを、プロ・ヘルヴェティアのような公的機関による文化振興、ギャラリーやオークションハウスといった商業プレーヤー、そして高度に専門化されたサービス群（アドバイザー、保険、輸送など）が下支えしている。</p> <p>▼</p> <p>企業・富裕層の資本、市民社会の文化的土壌、専門家ネットワークが三位一体となり、アートの経済的・文化的価値を創造・担保するエコシステムを形成。</p>	<p>「文化財の国際的移転に関する連邦法（CPTA）」に基づき、輸出入規制に非対称的なアプローチを採用している。文化遺産の不正取引を防ぐため輸入は厳格に規制する一方、個人所有の美術品の輸出は原則自由であり、コレクターの資産の流動性を最大限に保証している。この仕組みが、スイスを「安全な避難港（セーフハーバー）」として機能させている。また、政府系財団プロ・ヘルヴェティアは年間4,570万スイスフラン（2024年）の予算で文化活動を支援し、スイスアートの国際的な普及を促進している。</p> <p>▼</p> <p>「輸入は厳格に、輸出は自由に」という非対称な規制で市場の信頼性と流動性を両立させ、国際的な資本とアートを惹きつける「安全な避難港」を国家戦略として構築している。</p>	<p>スイス国内の約500の美術館への無料アクセスを提供する「スイス・ミュージアム・パス」のような取り組みが存在し、市民が文化に触れる機会を保証している。また、Swiss Reがチューリッヒ美術館の戦略的パートナーとなるなど、企業からの長期的なスポンサーシップを受け、安定的な運営基盤を確保している事例がある。さらに、ジュネーブ州やチューリッヒ州では、美術館のような公益目的の法人への寄付は相続税・贈与税の対象外となり、コレクションの公共資産化を促進する受け皿となっている。</p>
日本への示唆		
<p>スイスの成功は、「文化」の保護と「資産」としての循環を両立させる制度設計にある。日本が参考にすべきは、以下である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. まず、戦略的な税制改革である。個人コレクターが長期保有（例：5年以上）した美術品の売却益に対するキャピタルゲイン課税を軽減し、市場への再投資を促すこと。相続税負担によるコレクションの散逸を防ぐため、現行の「物納制度」の要件を大幅に緩和し、活用しやすくすることが急務である。 2. 次に、スイスのフリーポートをモデルに、空港隣接地などに美術品の保管・取引機能を集約した「国際アート取引特区」を創設し、アジアのハブを目指すべきである。 3. さらに、金融庁主導でアート担保評価のガイドラインを策定し、アートファイナンス市場を育成することで、国内に眠る膨大なアート資産を流動化させることが期待される。 		

*1「UBS」とは、スイスに設立された多国籍投資銀行および金融サービス企業である。

4.2.18 イタリア | 税制で文化資産を育む、保護と振興を両立する戦略

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>2023年におけるイタリアの美術品・骨董品市場の価値は13億ユーロ超と評価されている。2018年のArt Basel and UBS Reportによると、世界市場におけるシェアは1%で、第7位に位置する。アート市場を含む広範な文化・クリエイティブ産業全体では、2022年に955億ユーロの価値を生み出し、これは国の付加価値*1の5.6%に相当する。特筆すべきは、文化産業が生み出す付加価値1ユーロあたり、観光や運輸などの他分野でさらに1.8ユーロが活性化されるという顕著な経済的乗数効果を持つ点である。また、イタリアのアート市場は、過去の「オールドマスター（古典絵画）中心」の構造から、ルーチョ・フォンタナやアルベルト・ブッリなどに代表される「モダンおよび戦後美術」へと取引の重心を移しつつ、堅調な拡大を続けている。</p>	<p>イタリアの税制は、短期投機を抑制し、長期的な文化資産の保有と管理を奨励するよう戦略的に設計されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VAT（付加価値税）：2025年7月1日より、美術品の売買および輸入に対するVATが一律5%に引き下げられる。これは、フランス（5.5%）やドイツ（7%）を下回るEUで最も競争力のある水準であり、国際的な取引を誘致する明確な目的を持つ。 ・減価償却：法人が所有する美術品は、時間とともに価値が増加する資産と見なされるため、原則として税務上の減価償却は認められない。これは、企業によるアートの購入を単純な資産管理から、後述する寄付などのパトロネージュへと誘導する役割を果たしている。 ・寄付：「アート・ボーナス」制度は、企業や個人が公共の文化遺産の保護・修復のために行った現金寄付に対し、その額の65%という高い率の税額控除を認めるインセンティブである。 ・相続税：文化省によって正式に「重要な文化的利益がある」と宣言され、文化財指定を受けた美術品については、法律（D.Lgs. 346/1990 第13条）に基づき、相続税の課税対象資産から完全に除外される。この措置を受けるためには、相続発生時に当該作品が指定を受けていること、および相続人が文化省に対し詳細な作品目録を提出することが要件となる。 ・譲渡所得：「純粋なコレクター」による美術品の売却で得たキャピタルゲインは、商業的・投機的活動とは見なされず、原則として非課税である。 	<p>民間セクターは、税制インセンティブを積極的に活用し、エコシステムに深く関与している。特にフェンディやブルガリといった企業は、ルネサンス期からのメセナ（芸術後援）の伝統を受け継ぎ、「アート・ボーナス」を利用して公共の記念碑修復などに多額の投資を行っている。また、銀行財団の統括組織であるACRIは、加盟財団の文化活動を調整し、共同で所蔵コレクションの公開プロジェクトを推進するなど、組織的な文化支援を展開している。さらに、ANGAMC（全国近現代美術ギャラリー協会）のような業界団体は、VAT改革などで政府へのロビー活動を行い、市場環境の整備に積極的に貢献している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>イタリアのアートエコシステムは、公的機関、商業プレイヤー、非営利組織が明確な役割分担のもとで連携している。中央政府では文化省（MiC）が政策立案と保護監督を担い、その地方出先機関である監督局（Soprintendenze）が輸出許可の発行など規制執行の最前線に立つ。市場の中核は、プライマリーマーケットを形成するギャラリーと、セカンダリーマーケットを支配するオークションハウスである。この構造で特に重要なのが、イタリア特有の「銀行財団」*2の存在である。これらは芸術の主要なパトロンとして、国家予算や市場の変動を補完する安定的かつ長期的な資金を提供する、エコシステムの構造的な「第三の柱」として機能している。</p> <p>▼</p> <p>公的機関、商業プレイヤー、銀行財団の安定した連携が、イタリアのアート市場の揺るぎない基盤を形成。</p>	<p>国家政策は、歴史的遺産の「保護」と、現代市場の流動性を高める「振興」という二本柱で構成される。保護政策の根幹は『文化財・景観法典』であり、文化遺産の破壊や不適切な使用を禁じ、所有者に保存義務を課している。この法典に基づき、制作後70年以上経過し価額13,500ユーロ超の作品の輸出は厳しく管理され、国の判断で国外流出を阻止できる。一方で振興策として、前述のVAT5%への引き下げは、プレグジット後のEUアート市場の主導権を握るための戦略的な一手と位置づけられている。また、低所得世帯の18歳を対象に書籍やコンサート等の購入費を補助する「若者文化カード（Carta della Cultura Giovani）」など、経済格差による若年層の文化アクセスの不平等を是正する施策も実施している。</p> <p>▼</p> <p>歴史的遺産の国外流出を防ぐ「保護」と、VAT引き下げなどで国際競争力を高める「振興」を両立させることで、文化大国としての地位と市場の活力を同時に追求している。</p>	<p>⑥美術館の施策</p> <p>公立および私立の美術館は、市民がアートを楽しむ主要な場として、エコシステム内で重要な機能を果たしている。美術館は、購入、個人コレクターや企業からの寄贈、そして相続税の代わりに美術品で納税する「物納制度」を通じて国家から配分される作品など、多様な方法でコレクションを形成・拡充している。また、展覧会を企画・開催する際には、ギャラリーや個人コレクターと協力関係を築き、作品の貸借などを通じて連携している。公立美術館は、「アート・ボーナス」制度における寄付の受け皿としての役割も担っている。</p>
<p>日本への示唆</p>		
<p>イタリアのモデルは、日本のアート市場発展に向けた複数の戦略的示唆を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税制の戦略的活用：短期投機を抑制し、長期保有を促す「コレクター譲渡所得非課税」の導入は、国内に大規模な個人コレクションを形成する上で有効である。 2. 寄付インセンティブ：現行の限定的な損金算入制度に代わり、寄付額の40-50%を直接税額控除する「日本版アート・ボーナス」を創設すれば、民間資金の文化セクターへの流入を促進できる。 3. 出口戦略の明確化：文化的に重要な作品を対象に、相続税の納税猶予制度を拡充・簡素化するとともに、イタリアのような明確な「物納制度」を確立することで、重要な文化資産が散逸せず、公的コレクションとして継承される道筋を提供できる。 4. 官民連携と制度インフラ：政策形成のための官民連携協議会の設立や、相続・寄付・金融取引の信頼性を高めるための公的な美術品鑑定評価制度の整備が、市場の透明性と安定性の向上に不可欠である。 		

*1「国の付加価値」とは、「国全体で1年間に生み出した価値」である。

*2「銀行財団」はイタリア特有の存在であり、芸術の主要なパトロンである。法律で定められた主要な介入分野は、「芸術、文化活動、文化財」である。

4.2.19 スペイン | 国家戦略が牽引する文化遺産保護と市場の共存

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>“la Caixa” Banking Foundationによると、2018年時点のスペインのアート市場（オークションおよびディーラー売上）は4億2,500万ユーロ（前年比7%増）であった。市場の絶対額では世界のアートハブに及ばないものの、文化セクターは国内経済で重要であり、スペインの文化省が発行するYearbook of Culture Statistics 2024によると、2023年の文化関連雇用者数は72万3,300人（総雇用の3.4%）にのぼる。特に「アートツーリズム」は2024年時点で6億9,320万米ドルの市場価値を持つ一大分野である。国家の戦略は投機的な市場創出ではなく、文化遺産を観光や国民的アイデンティティ強化のドライバーとして活用することに主眼が置かれている。</p>	<p>税制は文化政策を推進するツールとして設計されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却: 美術品は、法人所得税法が定める「使用、時の経過、または技術的陳腐化による実質的な価値の減価」を受けないため、減価償却資産には該当しないと中央経済行政審判所が一貫して判断している。これにより、企業が美術品を事業資産として節税に用いることを抑制している。 ・寄付: メセナ法（法律49/2002号）に基づき、文化団体への寄付には手厚い税額控除が適用される。個人は寄付額の最初の250ユーロまで80%、超過分は35%（3年以上の継続で40%）の控除を受けられる。法人は寄付額の35%（同40%）を法人税額から直接控除できる。 ・相続税: 相続人が相続税を現金で納付する代わりに、BIC（文化財）などに指定された適格な文化遺産そのものを国に譲渡して納税する「物納制度」が認められている。これは相続人の納税負担を軽減すると同時に、重要な文化財を国家コレクションへ還流させる仕組みである。 ・その他: 価値にかかわらず作品を公的美術館に3年以上貸与すれば富裕税が非課税となる措置や、輸入した美術品が1年以内にBIC等に指定された場合に取得費用の15%を所得税・法人税から控除できる制度がある 	<p>メセナ法（法律49/2002号）による税制優遇を活用し、サンタンデル銀行、イベルドロウラ、MAPFRE財団といった多くの大手企業が、専門財団を通じて大規模な企業コレクションを形成・管理している。その動機は、企業の社会的責任（CSR）活動の一環としてのブランドイメージ向上や、創造的な職場環境の構築など、単なる節税にとどまらない。また、BBVAやサンタンデル銀行などのプライベートバンク部門は、The Fine Art Groupのようなアート専門の金融会社と提携し、富裕層顧客に対してアートに関するアドバイザリーや、美術品を担保とした融資ソリューションを提供している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>ギャラリーがプライマリー市場の中心として新人アーティストの発掘やプロモーションを担い、アバルテ、アルカウなどの国内オークションハウスやサザビーズなどがセカンダリー市場で価格の透明性と流動性を確保する。プラド美術館などの国立美術館は、作品価値の最終的な権威付けを行い、文化遺産の公的管理者の役割を果たす。これらを、鑑定家、修復家、アート専門の保険・輸送業者といった専門サービスが支え、さらにスペイン文化活動推進機構（AC/E）のような公的機関が、国の文化政策と民間活動の架け橋となっている。</p>	<p>アートエコシステムの根幹をなすのが、1985年制定のスペイン歴史遺産法である。この法律は、国家遺産の保護という国益を市場の自由より優先させる保護主義的な枠組みを確立している。最高レベルの保護対象である「文化財（BIC）」は原則輸出が禁止される。制作から100年以上経過した美術品は輸出に政府の許可が必須となり、その際、所有者が申請書に記載した価格は、国家に対する撤回不能な売却提案と見なされる。政府が輸出を否決した場合、国家はその価格で作品を買い取る「先買権」を行使でき、これが文化資産の国内留保と国家コレクションへの体系的な還流を促す強力な価格統制ツールとして機能している。</p>	<p>プラド美術館やソフィア王妃芸術センターなど16の国立美術館がネットワークを形成し、作品の保存、研究、公開展示という中核的機能を担っている。スペインの税制は、美術館が民間のコレクションを活用することを後押しする。富裕層コレクターは、所有する美術品を公的美術館に3年以上の長期間、公開展示のために貸与することで、その作品に対する富裕税の課税を免除される。この制度により、美術館は直接作品を取得するコストを負担することなく、重要な私的コレクションを準公的な形で一般に公開し、常設展や企画展の魅力を高めることが可能となっている。</p>
<p>市場、美術館、専門サービスが連携し、公的機関が政策と民間を結びつける。多様なプレイヤーが役割分担することで、文化資産の価値を創造・維持する循環が生まれている。</p>	<p>国家が「歴史遺産法」を基軸に市場へ強力に介入し、文化遺産の国内保護を最優先する。輸出規制と国家が作品を優先的に買い取れる「先買権」が、重要作品の国外流出を防ぎ、国家コレクションを形成する礎となっている。</p>	日本への示唆
<p>日本が参考にすべきは、スペインの法制度、税制、教育制度が「文化遺産の保護と国民による享受」という国家目標達成のために連携して機能する、統合的なトップダウン戦略である。特に、政策目標を達成する手段としての税制活用は示唆に富む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続税「物納制度」の導入: スペイン同様の制度を導入すれば、相続税支払いのための重要な文化財の売却や海外流出を防ぎ、国内の公的コレクションを豊かにできる。 2. メセナ税制の強化: スペインの個人向け最大80%、法人向け最大40%のような高い税額控除率を参考に、日本の寄付控除を拡充することで、企業や個人の文化支援を活性化させ、民間の資金を文化セクターに還流させることが期待できる。 3. 作品公開へのインセンティブ創設: 重要な美術品を公的美術館に長期貸与する所有者に対し、固定資産税等の非課税措置を導入すれば、政府コストを抑制しつつ、国民が私的コレクションにアクセスする機会を大幅に増やすことができる。 		

4.2.20 ベルギー | 緻密な税制と官民連携が支える、文化と経済の好循環モデル

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>ベルギーのアート市場は国の規模に比して大きく、欧州の重要な取引ハブとして機能している。2021年の美術品輸出額は約2億2,500万ドル（世界12位）、輸入額は約1億5,000万ドル（世界16位）であった。2026年には輸出額2億6,400万ドル、輸入額1億6,100万ドルへの成長が予測される。文化・創造産業（CCIs*1）全体では、国全体のGDPの3%以上を創出しており、特にフランダース地域では総付加価値*2の5.89%（2018年、142億ユーロ）を占めるなど、経済的影響は大きい。一人当たりGDPが56,271ドル（2024年予測）と高いことも、強力なコレクター層を育む土壌となっている。</p>	<p>ベルギーの税制は、文化保護と市場流動性を両立させる設計が特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VAT（付加価値税）：美術品の輸入および販売には6%の軽減税率が適用され、取得コストを低く抑えるインセンティブとなっている。 ・キャピタルゲイン：個人コレクターが私的資産として所有する美術品を売却して得た利益は、投機的事業と見なされない限り原則として非課税である。 ・減価償却：法人資産としての美術品は、使用で価値が減少しないという考えから、原則として減価償却が認められない。唯一の例外は、ベルギー在住の存命アーティストが制作し、業務用建物に恒久的に組み込まれる一体型アートであり、これは取得費用を経費控除できる。 ・寄付：企業が認定機関（主要美術館など）へ寄付した場合、純利益の5%（上限50万ユーロ）まで損金算入が認められる。 ・相続税・贈与税：動産である美術品の生前贈与は、相続税（直系で最高27-30%）より著しく低い税率（直系で3%）が適用され、資産の次世代への効率的な移転を促している。さらに、相続税の「現物納税」制度があり、特にフランダース地域では、相続した文化財を市場価格の120%の価値で評価して納税に充当できる画期的な制度を導入し、文化財の国内保有を強力に奨励している。 	<p>BNPパリバ・フォルティスやINGといった大手金融機関は、重要な企業コレクションを保有し、公立美術館への貸出等を通じて文化インフラの重要な担い手となっている。また、Degroof Petercamなどのプライベートバンクは、富裕層向けにアート担保ローンや専門的なアドバイザーサービスを提供している。近年では、アントワープ王立美術館が民間企業と提携し、ジェームズ・アンソールの名画をトークン化して一般投資家から作品購入資金を調達するという、官民連携の革新的な資金調達モデルも生まれている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>ブリュッセルとアントワープを中心に、国際的に評価の高いギャラリー（Xavier Hufkens等）、オークションハウス（Bonhams等）、鑑定家、専門保険会社（Eeckman等）、専門輸送・保管業者（Mobull等）といった商業プレーヤーが集積している。これら民間の専門サービスが、ベルギー王立美術館のような公的美術館や、フランダース・アーツ・インスティテュートのような政府系支援機関と緊密に連携している。このネットワークにより、コレクターは作品の取得、評価、保険、保管、貸出、そして最終的な売却や相続といったライフサイクル全般にわたり、高度な専門的支援を受けることが可能となっている。</p>	<p>政府は、文化保護と市場原理のバランスを取る緻密な政策を講じている。文化財の輸出規制は地域政府が管理し、画一的でなく柔軟な運用を可能にしている。特にフランダース地域の「トップシュトゥッケン（至宝）」令では、政府が輸出を不許可とした場合、所有者は政府に対し国際市場価格での買い取りを請求できる権利を持ち、私有財産権が手厚く保護されている。また、2018年の質権法改正により、美術品を所有者が手元に置いたまま担保設定できる「非占有型質権」の登記制度を創設し、アートファイナンス市場の法的安定性を向上させた。</p>	<p>ベルギー王立美術館（RMFAB）やゲント市立現代美術館（S.M.A.K.）などの主要美術館は、単なる作品の収蔵・展示施設にとどまらない。寄贈の受け入れ窓口となるほか、企画展を通じてアーティストのキャリアを公認し、市場価値の形成に貢献する。また、企業や個人コレクターと積極的に連携し、作品の貸借や共同企画を行うなど、エコシステムにおけるハブ機能を果たしている。年間64.95ユーロで国内255以上の美術館にアクセスできる国民的ミュージアムパス「museumPASSmusées」は、国民の文化アクセスを保障する重要な制度である。</p>
<p>官民の専門機関が緊密に連携し、作品の取得から資産承継までライフサイクル全体を網羅する、高度で継ぎ目のない支援体制を構築している。</p>	<p>文化保護と市場原理を両立させる緻密な制度設計と、アートの金融資産化を促す先進的な法基盤整備を両輪とし、市場の安定性と流動性を同時に高めている。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>ベルギーの事例は、日本のアート市場発展に向けた複数の示唆を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続税「物納」制度の改革：フランダース地域の「現物納税」制度をモデルに、文化的に重要な美術品に対して市場価格を上回る評価額（例：120%）を適用するインセンティブを導入し、文化資産の海外流出防止と公的コレクションの充実を両立させるべきである。 2. アートファイナンスの法的基盤整備：ベルギーの2018年質権法を参考に、美術品を対象とした非占有型動産担保の登記・公示制度を整備することで、金融機関が安心してアート担保ローンを提供できる環境を整える必要がある。 3. 的を絞った税制優遇：美術品の輸入・購入にかかる消費税に軽減税率を導入することや、企業による美術館への寄付や文化支援活動に対する損金算入限度額の引き上げなど、市場を歪めないインテリジェントな税制優遇策を検討すべきである。 4. 官民連携と専門人材育成：金融機関とアート界の連携を促進し、富裕層向けのアートアドバイザー等の専門サービス産業を育成することが、市場の厚みを増す上で不可欠である。

*1「CCIs」は、「the Creative and Cultural Industries（クリエイティブ・アンド・カルチュラル・インダストリーズ、文化創造産業）」の略称であり、芸術・文化、メディア、デザインなどを含む産業群全般を指す。
*2「総付加価値」とは、「その対象が1年間に生み出した全ての価値の合計」である。

4.2.21 オーストリア | 税制が導く文化資産の継承と、世界を惹きつけるアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>クリエイティブ産業はGDPの約4.9%を占め、15万人以上の雇用を創出する経済の柱である。国連貿易統計等のデータに基づく2023年の美術品・骨董品貿易では、輸入額が世界第3位（26.5億ドル）、輸出額が第12位（5.8億ドル）を記録した。巨額の輸入超過は、EU域内への再分配機能が働いていると考えられ、オーストリアがEUの美術品取引におけるハブとして一定の存在感があることを示唆している*1。2023年の文化への公的支出はGDPの0.69%に相当し、安定した公的支援が民間投資を誘引する土壌となっている。</p>	<p>個人富裕層にとって極めて有利な税制が、長期保有と円滑な承継を促進する最大の要因である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税・贈与税：2008年に完全に廃止されており、コレクションを価値の毀損なく次世代へ承継可能である。これが富裕層を惹きつける最も決定的な制度である。 ・譲渡所得（キャピタルゲイン）：個人が美術品を1年を超えて保有した後に売却した場合、そのキャピタルゲインは完全に非課税となる。これにより短期的な投機が抑制され、長期保有が奨励される。 ・減価償却：オーストリアの税法および最高裁判所の判例（VwGH 5.7.1994, 91/14/0110）によると、法人が所有する美術品（油彩画、彫刻等）は、価値が減少しない「非償却資産」と見なされ、原則として減価償却が認められない。これにより、企業は節税目的ではなく、ブランド構築などの「戦略的資産」としてアートを捉える傾向が強まる。 ・寄付：財務省認定の文化機関へ寄付した場合、前年度所得の10%を上限に所得控除（個人）または損金算入（法人）が認められる。 ・付加価値税（VAT）：二次流通市場において、ディーラーは仕入れ価格と販売価格の差額（マージン）にのみ課税される「差額課税制度」の適用を受けられるため、実質的な税負担が軽減され、市場の流動性が高まっている。 	<p>銀行や保険会社などの大企業が、ブランド価値向上やCSR活動の一環としてアートコレクション形成やスポンサーシップに積極的である。優れた文化支援活動を行う企業を顕彰する「マエクス賞」*3が社会的な評価を高める土壌を醸成している。また、富裕層コレクターは、コレクションの永続性を確保するため、私設財団を設立し美術館を開設する（ハイディ・ホルテン・コレクションなど）といった出口戦略をとることがある。アートファイナンスもグローバルな金融機関によって提供されている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>1707年設立のオークションハウス「ドロテウム」を筆頭とする市場の中核プレイヤーが存在する。これに加え、鑑定、修復、保険、国際輸送、保管といった各分野で高度に専門化された事業者が有機的に連携するネットワークが構築されており、市場の信頼性と取引の安全性を担保している。アートアドバイザーが富裕層の代理人として最適な取引を支援し、公的機関である連邦文化財庁が文化財の輸出管理を行うなど、官民のプレイヤーがそれぞれの役割を果たし、エコシステム全体を支えている。</p> <p>高度に専門化された事業者ネットワークが、取引の信頼性と安全性を担保。官民の多様なプレイヤーが有機的に連携し、作品の文化的・経済的価値を共に創造・維持するエコシステムを形成している。</p>	<p>国の重要文化財を厳格に保護する一方、それ以外の国際的な美術品については自由な流通を促す「デュアル・トラック・システム」*2が特徴である。連邦文化財保護法（DMSG）に基づき、重要な文化資産の国外流出を厳しく規制している。同時に、連邦首相府芸術・文化部門が約6.2億ユーロ（2023年予算）の文化予算を配分し、アーティストや文化機関を直接支援している。さらに、19歳未満の連邦美術館の入場を無料化するなど、将来の担い手となる需要サイドを育成する長期的な教育・普及政策にも力を入れている。</p> <p>文化財の「保護」と市場の「流通」を両立させる国家戦略が市場の安定性を担保。文化予算による創造活動支援と、無料化政策による需要サイド育成を両輪とし、エコシステム全体を持続的に強化している。</p>	<p>連邦美術館は、19歳未満の入場料を完全に無料化し、若年層が芸術に触れる機会を保障している。ウィーン市が運営する美術館では、毎月第一日曜日を無料開放日とするなど、市民のアクセスを促進している。</p> <p>また、アルベルティーナ美術館がエスル・コレクションを長期寄託で受け入れた事例のように、個人コレクションを公的資産として保全・公開する役割も積極的に担っている。これにより、私的資産が公共の文化資産へと転換される循環が生まれている。</p>
<h3>日本への示唆</h3>		
<p>オーストリアの成功は、戦略的に設計された制度、特に税制に起因する部分が多い。日本のアート市場発展のためには、以下の長期的・構造的な改革が示唆される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続税制の改革：コレクション散逸の主因である相続税に対し、美術館への寄贈等を条件に課税を免除する「文化資産承継免税制度」の創設を長期的に検討すべきである。 2. 法人税制の発想転換：美術品の減価償却を原則として認めないことで、企業に短期的な節税目的ではなく、ブランド価値向上に繋がる「戦略的資産」としてのアート所有を促す。 3. 流通市場の活性化：消費税に「差額課税制度」を導入し、国内の二次流通市場における事業者の競争力を高め、取引を活性化させる。 4. 金融環境の整備：アート担保融資に関する明確なガイドラインを策定することで、金融機関の参入を促し、新たな資金調達手段を確立する。 5. 需要サイドの育成：オーストリアの無料開放策を参考に、若年層がアートに触れる機会を抜本的に拡充し、将来の文化資本を育成する。 		

*1EUの貿易統計は、Eurostat（EU統計局）の方法論に基づきEU域外（Extrastat）と域内（Intrastat）で別個に集計されており、オーストリアの輸入超過は域内への再分配（Intrastatでの発送）を示唆している。参考資料：https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=International_trade_in_goods_statistics_-_methodology

*2「デュアル・トラック・システム」とは、「二つの道筋（トラック）」を「同時に進める」ことを意味し、ここでは「保護」と「流通」という二つの目的を両立させるシステムである。

*3「マエクス賞」は、1989年にthe Business for Art Initiativesとオーストリア放送協会（ORF）の協力により設立された賞で、芸術分野のプロジェクト推進に貢献した企業を表彰している。

4.2.22 トルコ | 民間主導のインフラと富裕層の「資産防衛」需要を支える、危機耐性を持つアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>トルコのアート市場は比較的小規模で、国内の富裕層需要に支えられている。2020年のオークション市場総取引額は約2億TL（トルコリラ）。市場は変動性が際立って高く（標準偏差24.79）、経済危機や政情不安の影響を強く受ける。</p> <p>高インフレ環境下で、アートはTL建てで高いリターン（年平均12.45%）を生む価値保存手段として機能するが、USD建てではリターンが0.63%と通貨安の影響が深刻である。透明性の欠如が構造的弱点であり、情報が非対称的である。</p>	<p>トルコの税制は、アートの商業的流動性よりも、寄付を通じた文化支援を強く誘導する特徴を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却：法人が美術品を購入した場合、固定資産として計上されるが、美術品に特化した明確な減価償却制度は確認できず、資産購入の税制インセンティブは限定的である。 寄付：最も重要な税制優遇措置である。文化観光省が承認した文化プロジェクトへの寄付は、法人税の課税所得から全額控除される。一般的な慈善寄付は利益の5%が控除上限である。 相続税：1%から10%の累進課税が適用される。重要な特徴として「家族の記念品として保管される絵画」に対する免除規定が存在する可能性があり、これが作品を市場に売却せず、家族内で継承するインセンティブとなっている。 その他：美術品の購入・国内売却時には標準VAT（付加価値税）20%が課される。法人の売却益は法人税（25%）、個人の売却益は所得税（15-40%）の対象となる可能性がある。 	<p>民間セクターがトルコのアートシーンのインフラを実質的に構築・運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非営利財団：iKSV（イスタンブール文化芸術財団）は、イスタンブール・ビエンナーレ等を主催する国内で最も権威ある文化機関である。また、SAHA協会はトルコ人アーティストらの国際的なプロジェクト（美術館個展、ビエンナーレ参加等）を資金的に支援し、国際的キャリア形成を戦略的にプロデュースしている。これらが事実上の「アーツ・カウンシル」として機能している。 企業：企業の関与は、税制にも誘導され、金融投資よりもメセナ（慈善活動）が中心である。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>国家によるアーツ・カウンシルが存在せず、市場はほぼ完全に個人の富裕層一族と私設機関によって資金提供され、動かされている。ギャラリー（プライマリー）、オークションハウス（セカンダリー）、専門サービス（物流、保険、鑑定）が市場インフラを構成する。</p> <p>最大の特徴は、コチ家やサバンジュ家といった有カー族による私設美術館がエコシステムの中心的役割を果たしている点である。アートファイナンスは国内では未発達で、富裕層は国際金融機関を利用していると推察される。</p>	<p>国家の役割は、商業市場の活性化（香港やロンドンのようなハブ化）ではなく、文化遺産の保護者としての側面が支配的である。中核となる政策は、法律第2863号に基づく厳格な文化財輸出禁止措置である。これにより歴史的に重要な作品は事実上の「国内限定市場」に留め置かれ、違反者には重い罰則が科される。</p> <p>市場の金融インフラ整備（アートファイナンス等）には受動的・抑制的である。金融規制面では、金融犯罪調査委員会（MASAK）がAML/CFT（マネー・ローリング対策）を管轄する。アートディーラーの規制上の扱いは曖昧だが、国際基準（FATF）から規制対象と見なされるリスクが高い。</p>	<p>トルコのアートエコシステムは、私設美術館が中心的な役割を担っている。コチ・ホールディング（サドベルク・ハヌム博物館）やサバンジュ・ホールディング（サクブ・サバンジュ美術館）など、有力な富裕層一族が設立した私設美術館が、エコシステムの主要プレーヤーである。これらの機関は、創設者一族の重要なコレクションを所蔵・展示するだけでなく、国際的な展覧会を主催し、トルコ人アーティストの評価を確立する上で決定的な役割を果たしている。一般市民へのアクセスに関しては、ペラ美術館やサクブ・サバンジュ美術館などが特定の曜日に無料開放日を設けている。</p>
<p>▼</p> <p>有力な富裕層一族と私設美術館がエコシステムの中核を担う。</p>	<p>▼</p> <p>国家の目的は市場活性化ではなく、厳格な輸出禁止で文化財を国内に留め置くことである。</p>	日本への示唆
<p>トルコの事例は、特に民間セクターの役割において日本への示唆に富む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間主導のインフラ：国家の支援が限定的な中で、iKSV（ビエンナーレ主催）やSAHA協会（アーティストの国際展開支援）といった民間非営利団体が、国際競争力のある文化インフラを機動的に構築・運営している点は、日本が企業ファイナンスロープを戦略的インフラへと昇華させる上で参考になる。 明確な税制インセンティブ：トルコの税制は、法人によるアートの「購入」（減価償却のインセンティブが弱い）よりも「寄付」（文化プロジェクトは全額控除）を明確に優遇している。日本も、市場の何を活性化させたいか（プライマリーマーケットか公的施設か）を明確にし、減価償却制度の導入や寄付税制の拡充など、目的に応じた税制設計が求められる。 資産防衛としてのアート：高インフレと通貨安の環境下で、富裕層がアートをハードカレンシー建ての「資産防衛」手段として活用している事実は、アートが持つ価値保存機能の強さを示しており、日本でもオルタナティブ資産としての再評価の契機となり得る。 教育の課題：公教育における美術教育の欠如が、アート界と一般市民との断絶を生んでいる点は、日本の課題とも共通する。 		

4.2.23 スウェーデン | 税制と公的支援が育む、フィランソピー（慈善活動）主導のアートエコシステム

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>スウェーデンの文化・クリエイティブセクター（CCS）は国の付加価値総額*1の8%以上を占める重要な経済構成要素である。UPPDATERAD STATISTIK FÖR DE KULTURELLA OCH KREATIVA BRANSCHERNAによると、2023年の文化・クリエイティブ産業は、総額6,500億スウェーデン・クローナ（SEK）を超える売上高を生み出し、約25万人の雇用を創出した。このうち株式会社形態の事業体だけで売上高は6,070億SEKに達する。市場のトレンドは国際化とテクノロジー主導であり、オンライン販売が大きな割合を占める。ストックホルムを拠点とする主要オークションハウス（プロクスキー、ストックホルム・オークションヴェルク等）が市場を牽引している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税・贈与税：2005年に撤廃された。これがエコシステムの礎石であり、コレクターが税金支払いのためにコレクションを強制売却する必要がなくなり、財団設立や次世代への円滑な資産移転が促進された。 ・ 減価償却：企業の税法上、価値が減少しない美術品は減価償却することができない。美術品は機械設備等の償却対象から明確に除外されており、企業はアートを短期的な会計操作の対象ではなく、長期的な価値貯蔵手段として貸借対照表に計上せざるを得ない。 ・ 寄付：個人による寄付への税制優遇措置は非常に限定的である。文化全般への寄付は広く適用されず、税控除を受けられない。そのため、税控除がフィランソピーを促進しているのではなく、社会的動機によって駆動されている可能性を示している。 ・ その他：美術品輸入VATは12%の軽減税率が適用される（標準25%）。個人が美術品を売却した場合のキャピタルゲイン税は一律30%である（年間50,000SEKの非課税枠あり） 	<p>相続税撤廃を背景に、民間フィランソピー（慈善活動）が活発である。これは税制優遇（限定的）よりも、レガシー形成やCSR、ブランド構築といった動機によって推進される。民間財団（ハムリン財団等）がストックホルム商科大学のアート・イニシアティブに資金提供し、ビジネス教育とアートを融合させる例がある。アートファイナンスも進展しており、アート担保融資に加え、スウェーデン初の取引所で取引されるアート投資ファンド「Arte Collectum I」が登場し、過小評価されている女性アーティスト等に投資している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>公的機関、商業プレーヤー、支援サービス（物流、保険等）が緊密に連携する。国家（文化評議会、芸術家助成委員会）が芸術家支援と鑑賞者育成（公教育）という「インキュベーター」機能を提供し、エコシステムの基盤を構築する。一方で、ハイエンド市場は相続税撤廃を背景に活動する民間コレクターや財団（ロバート・ヴェイル・ファミリー財団等）によって牽引される。この官民の効率的な役割分担が特徴である。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>国家が芸術家や鑑賞者の育成を支援し、民間がアート市場（特にハイエンド市場）を牽引するという効率的な官民の分担が起こっている。</p>	<p>国家文化政策（2009年策定）に基づき、表現の自由と美術品への普遍的なアクセスを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術家支援：スウェーデン芸術家助成委員会（Konstnärnämnden）が、奨学金や助成金を通じて個々のプロ芸術家をキャリアの初期段階から直接支援する。 ・ 需要側（市民）の育成： <ol style="list-style-type: none"> 1. 公教育：美術は9年生まで義務教育の必修科目であり、知識ある将来の鑑賞者層を育成する。 2. パブリック・アクセス：Public Art Agency Sweden（スウェーデン公共美術庁）が公共空間へのアート設置を保証する。 ・ 流通：美術品輸入VATを12%に軽減し、国際的取引を促進する一方、文化財の輸出は国立文化遺産委員会が厳しく管理し、国内遺産の保護を図っている。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p>美術品の供給者である芸術家の支援だけでなく、需要者である市民のアートへのアクセスも確保している。</p>	<p style="text-align: center;">⑥美術館の施策</p> <p>民間美術館がエコシステムのハブとして重要な役割を果たしている。代表例であるMagasin III Museum for Contemporary Art（マガジンIII現代美術館）は、ロバート・ヴェイル・ファミリー財団によって運営される。同館は単なる展示に留まらず、芸術家への新作委嘱、コレクションの世界的な貸出、さらにストックホルム大学のキュレーター修士課程との連携や、大学のアートスペース「アクセラレーター」への資金・作品提供を行う。財団のような民間団体の資金が文化芸術や教育の支援に利用・転換される仕組みの一例であり、エコシステム全体を活性化させている。</p>
日本への示唆		
<p>スウェーデンモデルは、日本のアート市場発展に3つの重要な教訓を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 継承政策の力：文化資産に対する相続税・贈与税の撤廃がもたらす効果がある。これはコレクションの散逸を防ぎ、フィランソピー財団の設立を直接奨励し、私有財産を公共の文化的利益へ転換させる。 2. 共生的な官民関係：国家が「インキュベーター」として芸術家支援と鑑賞者育成（公教育）という基盤を構築し、民間がハイエンド市場を牽引するという効率的な役割分担が、市場の繁栄に不可欠である。 3. 寄付文化の醸成：フィランソピーが税控除（限定的）ではなく、市民的義務感や社会的資本の追求によって駆動されている点は、パトロンージュに対する深い文化的評価を育む重要性を示唆する。 <p>具体的提言：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策：日本の相続税制を検証し、作品の公開等を条件とした納税猶予や免除モデルを検証し、コレクションの散逸を防ぐ。 ・ 民間：アートアドバイザーやアートファイナンスの発展を奨励し、民間財団の設立を促進する。 ・ 官民連携：公立美術館、大学、民間コレクターが連携する正式なパートナーシップ（共同キュレーター育成、共同取得基金の設立等）を構築する。 		

*1「国の付加価値総額」とは、「国全体で1年間に生み出した価値の合計に相当する金額」である。

4.2.24 ロシア | 国家戦略と税制が牽引する、富裕層資産の国内集積メカニズム

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>2022年以降の地政学的変化で二極化。国際市場でのロシア美術セグメントは凍結状態にある一方、国内市場は著しく成長している。ARTInvestment.RUによると、2023年の国内売上総額は2,500万ドル超（前年比125%増）で過去13年で最高となり、別の調査機関Bidspiritでは2024年に1億1,400万ドル（16%増）と報告され、成長傾向は一致する。</p> <p>この背景には、国際市場へアクセスを絶たれたことにより、従来はロンドンやニューヨークで取引されていた高額な「ブルーチップ」作品が国内オークション市場に還流して、国内市場の成長を牽引しているという構造的変化がある（2023年売上の約30%が上位10件。取引は質的向上を見せており、平均ロット価格は2024年に164%増の13,000ドルに達した。一方で、出品総数は26%減少。それは、市場がより選別的になり、投機的な低価格帯の作品から、収集価値や投資価値の高い、実績ある作家の作品へと需要が集中していることを示唆している。こうした取引の質的変化と並行して、市場の地理的な集中も顕著であり、取引全体の75%がモスクワで行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ロシアのアートエコシステムを規定する最大の要因は、相続税および贈与税が2006年に完全に廃止されたことである。これにより、富裕層は美術品を含む全資産を、その価値にかかわらず非課税で次世代に承継可能となっている。相続人が支払うのは低額な国家手数料のみ（近親者は評価額の0.3%、上限10万ルーブル）。近親者間の生前贈与も非課税であり、この税制がアートを「資産防衛ツール」として機能させている。 寄付については、企業が国有・市営の文化施設や特定NPOのエンダウメント・ファンドへ寄付した場合、法人税の「投資税額控除」の対象となる。個人が文化施設に寄付した場合も「社会税額控除」の対象となる。 減価償却について、法人税法上、美術品は原則として減価償却資産として扱われない。物理的に減耗せず価値が増加する可能性があるため、減価償却の前提に合致しないと解釈される。 その他、個人が美術品を売却する際、3年以上の保有で譲渡所得が非課税となる。また、文化財の個人輸入は関税免除（VATは課税可能性あり）、輸出時は高額な手数料（法人10%、個人5%）が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業：国家による税優遇（投資税額控除）を活用したメセナ活動と、資産形成の両面でアートに関与している。 大手金融機関：プライベートバンキング（PB）部門のサービスとして、富裕層顧客のアートコレクション形成や資産管理のコンサルティングを提供している（例：ガスプロムバンクやアルファバンク）。 民間財団：ウラジーミル・ポタニコフやアリシエル・ウスマノフといったオリガルヒが設立した民間財団も、展覧会開催や作品購入、若手支援などを行っているが、国家の文化政策と協調的な関係にあることが多い。 専門サービス：輸送（Art-Courier等）、保管（美術館水準の専門倉庫）、保険（AXA XL等）など、コレクションの物理的管理を担う高度な専門サービス産業が発達している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>国家の監督下で機能する構造を持つ。文化省が政策立案、輸出入許認可、鑑定家認定など広範な権限でエコシステム全体を監督する。文化省認定の鑑定家は、輸出許可や売買時の評価を担い、信頼性の根幹を成す。オークションハウス（Vladey等）や画廊が国内流通の中核を担う。富裕層（オリガルヒ）は、相続税ゼロというインセンティブにより、アートを世代間富裕移転の主要手段として活用する。大手銀行（ガスプロムバンク等）はプライベートバンキング部門で富裕層の資産形成を支援している。</p>	<p>「文化財の国内集積」という明確な国家戦略に基づき、文化財を国家の戦略的資産とみなし流通を統制している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出入規制：文化財の輸出は厳格である。制作から100年以上経過した作品は原則輸出禁止であり、例外的な許可時も高額な国家手数料（評価額の5-10%）を課す。対照的に、個人による文化財の輸入は関税を免除し、国内への「里帰り」を奨励する。この非対称な規制が、国内に資産を集積させる一方通行の仕組みとして機能している。 文化財保護：所有者が文化遺産の安全性を脅かす場合、国が所有権を剥奪可能とするなど、個人の所有権より国家保護を優先する法制度を持つ。 芸術支援：2021年設立の大統領文化イニシアチブ基金が巨額の助成金を配分するが、2022年以降は「愛国心」や「伝統的価値」を推進する政治的・イデオロギー色の強いプロジェクトへの支援が顕著となっている。 	<p>国立トレチャコフ美術館やエルミタージュ美術館に代表される主要な国公立美術館は、ロシアの文化遺産の保存、研究、公開を使命とする中核機関である。これらの美術館は、単なる美術品の展示場所ではなく、国民の文化的アイデンティティと愛国心を育むための教育機関として、国家から役割を与えられている。ソビエト時代に貴族のコレクションが「人民の財産」として接収され、労働者の教育やイデオロギー普及に利用された歴史的背景があり、現代でも国家のイデオロギーを反映する場としての性格を持つ。また、富裕層コレクターからの作品寄付を受け入れる重要な受け皿としての機能も果たしている。</p>
<p>文化省が鑑定家の認定等で監督し、富裕層は相続税ゼロを背景に資産移転手段として活用している。</p>	<p>「文化財の国内集積」を国家戦略とし、輸出禁止・輸入優遇の一方通行の仕組みで囲い込む。</p>	日本への示唆
		<ol style="list-style-type: none"> 国家戦略の明確化：ロシアは「文化資本の国内集積」という明確な目標を掲げ、輸出入規制や税制をパッケージで実行している。日本も、市場をどの方向に導くかという国家レベルのビジョンを明確にし、戦略的な政策設計（例：アジアのアートハブ化を目指した輸入消費税の見直しや保税地域の活用）を検討すべきである。 税制のインパクト認識（特に相続税）：ロシアの相続税ゼロ政策は、富裕層によるコレクション形成・承継のインセンティブとなっている。日本の高額な相続税はコレクションの散逸・海外流出の一因である。ロシアの極端な例は非現実的だが、税制が長期行動に与える影響を直視し、美術品の相続税納税猶予制度の要件緩和（対象作品拡大、公開要件の柔軟化）や物納制度の拡充が、国内の文化資産保持に有効である。 富裕層の関与促進：ロシアは税制等で富裕層を文化の担い手としてエコシステムに深く関与させている。日本も、寄付税制の拡充（税額控除率引き上げ、生前寄付へのインセンティブ新設）や、法人取得美術品の損金算入要件の緩和により、富裕層や企業の市場参入を促し、市場の裾野を広げることが重要である。

第4章 44カ国・地域 国別サマリー報告

第2節 その他の調査対象国・地域 (5/6)

ヨーロッパ (2/2)

4.2.25 アイルランド | 税制が導く文化資産の循環：公共の利益へと昇華する民間コレクション

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>アイルランドのクリエイティブ産業は経済の重要要素であり、年間50億ユーロ以上を創出し、8万人以上の雇用を生み出している。特にデザイン・工芸分野は、2022年に42億ユーロの付加価値総額（GVA）を生み出し、これはアイルランド全体のGVAの約1.2%に相当する。芸術イベントへの参加に関連する市民の総支出額は15億ユーロ（総来場者数に1回あたりの平均支出額（51.5ユーロ）を乗じて計算）に達し、芸術への投資が広範な経済に波及効果をもたらすことを示している。市場情報プラットフォームのReportLinkerが発表した「Ireland Art Industry Outlook 2022 - 2026」によると、美術品の貿易額は2026年までに輸出が4,500万ドル、輸入が1,200万ドルに達すると予測されており、市場の着実な成長が見込まれる。</p>	<p>個人・法人ともに美術品売却で得た利益（キャピタルゲイン）には、原則として33%の税金が課される。税制の最大の特徴は、美術品を単なる個人資産から社会の文化資産へと転換させるインセンティブ設計にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却：法人税法上、美術品は減価償却の対象となる「プラント・アンド・マシナリー」とは見なされない。これにより、企業が美術品を償却資産として計上し、税務上の損失を創出して課税所得を圧縮することはできず、税目的での美術品の「死蔵」を防いでいる。 ・寄付：価値ある「遺産品目」を国立美術館などの承認された機関に寄付した場合、その市場価値の100%に相当する税額控除（ただし個別の納税限度額あり）が受けられる。この控除は法人税や個人の所得税などから直接差し引くことができ、売却してキャピタルゲイン税を支払うよりも経済的に有利な選択肢となり得るため、国家の文化資産を豊かにするフィランソピー活動を促進する。 ・相続税：美術品を相続または贈与で取得した場合、原則として33%の相続税（CAT）が課される。しかし、1976年相続税法に定められた「遺産相続免除」制度が重要な役割を果たす。国家的な価値が認められ、アイルランド国内に恒久的に保管され、かつ「一般市民への合理的な観覧の機会」が提供されることを条件に、CATが全額免除される。これは、高額な相続税が原因で歴史的なコレクションが散逸したり国外へ流出したりすることを防ぐための、国家とコレクター間の「社会的契約」である。 	<p>民間セクターでは、企業や富裕層がエコシステムの重要な担い手となっている。企業は、企業の社会的責任（CSR）やブランド戦略の一環として、コレクション形成やスポンサーシップを通じてアートと積極的に関わる。この動きを加速させているのが、企業と文化セクターの橋渡し役を担う非営利の中間支援組織「Business to Arts」であり、過去10年間で700万ユーロ以上を芸術分野に仲介するなどの成果を上げている。富裕層コレクターは、情熱や投資を動機としてコレクションを形成するが、その所有ライフサイクルの最終段階では、相続税の遺産免除や寄付に対する税額控除といった税制上のインセンティブにより、コレクションを公共の利益に還元する方向へと巧みに誘導される。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>アイルランドのアートエコシステムは、公的機関、商業プレイヤー、専門的サポートインフラが有機的に連携する構造を持つ。中核を担うのは、1951年設立の国家機関アーツ・カウンシルであり、公的資金の主要な配分機関として2025年には1億4,000万ユーロを芸術分野に投資する。商業セクターでは、Whyte'sなどのオークションハウスが流通市場（セカンダリー）を、Gormleysなどのギャラリーが現代アーティストを扱う一次市場（プライマリー）を形成する。これら市場の信頼性は、鑑定・評価サービス、アイルランド保存修復家協会（ICRI）に所属する専門家による保存・修復、協定保険価額を基本とする専門保険、国際美術品輸送業者協会（ICEFAT）の認定を受けた専門業者による輸送・保管といった、高度に専門化されたサポートインフラによって支えられている。</p>	<p>アイルランド政府は、文化資産の保護と市場の健全な発展を両立させるため、複数の戦略的政策を講じている。国家記念物法群や計画開発法に基づき、約44,000件の建造物や考古学的遺跡を保護し、文化資産の国外流出を管理している。マネー・ローンダリング防止（AML）対策として、EUの第5次指令（5AMLD）を国内法化し、10,000ユーロ以上の美術品取引を行う事業者に対し、顧客の身元確認（CDD）や疑わしい取引の報告（STR）を義務付けている。これにより市場の透明性と国際的信頼性を確保している。また、市民のアートへのアクセスを促進するため、「パーセント・フォー・アート・スキーム」*1を導入し、公共の建設プロジェクト予算の一部を、公共空間に設置するアート作品の制作委嘱に充当させている。</p>	<p>アイルランド国立美術館をはじめとする公的美術館は、国の文化政策の実行機関として重要な役割を担っている。具体的には、国立文化施設法に基づき、特定の文化財の輸出許可証の発行主体として、国内の重要文化資産の管理と保護に直接関与している。さらに、国家カリキュラム・評価評議会（NCCA）が策定する全国的な美術教育カリキュラムと密接に連携し、学校教育を補完するための質の高い教育リソースを開発・提供することで、将来の文化の担い手と鑑賞者層の育成に貢献している。</p>
<p>公的機関による資金供給を土台に、市場とサポートインフラが三位一体で機能し、市場全体の信頼性と美術品の資産価値を担保している。</p>	<p>文化資産の「保護」と、国際標準の規制による市場の「健全化」、そして市民のアートへのアクセスを保障する「裾野拡大」を同時に推進する包括的な政策体系が、エコシステムの安定を支えている。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>アイルランドのモデルは、税制という政策ツールを用いて、文化の保護育成と市場の活性化という二つの目標を見事に両立させており、日本にとって示唆に富むものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条件付き相続税免除制度の創設：アイルランドの「CAT遺産相続免除」制度をモデルとし、美術館への寄託や定期的な一般公開などを条件に、文化的に重要な美術品に対する相続税を免除または猶予する制度を創設する。これにより、相続を機に貴重な個人コレクションが散逸・国外流出することを防ぎ、私有財産を国民全体の文化資産として機能させることが可能となる。 2. 寄付税制の抜本的強化：アイルランドの制度に倣い、国公立の文化施設への美術品寄付に対し、市場価値の大部分（例：100%）に相当する額を所得税や法人税から直接控除できる「税額控除」制度を導入する。これは現行の所得控除より強力なインセンティブとなり、民間からの寄付を活性化させ、公的コレクションを充実させる持続可能な仕組みとなる。 3. 中間支援組織の育成：企業セクターと文化セクターを戦略的に結びつける「Business to Arts」のような非営利の中間支援組織を育成・支援する。これにより、企業のアート支援を一過性の社会貢献から、持続可能な経営戦略の一部へと進化させることができる。 4. 美術教育の国家的重視：アイルランドのNCCAの事例を参考に、初等・中等教育における体系的な美術教育のカリキュラムを強化し、文化を理解し評価する素養を持つ未来の鑑賞者層を長期的に育成する。

*1「パーセント・フォー・アート・スキーム」とは、公共の建設プロジェクトの予算の一部を、公共空間に設置するアート作品の制作委嘱に充当することを義務付ける制度である。

4.2.26 ノルウェー | 潤沢な公的資金と相続税ゼロが支える、循環型の文化資産モデル

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>ノルウェーの文化・クリエイティブセクター（CCS）は全就業者数の3%を占める（2021年）。広域経済圏（EU27+）において、ビジュアルアートは316億ユーロの付加価値を生む（2020年）。市場の根幹は国家による大規模な公的投資であり、2021年の文化目的の政府・自治体支出は合計435億NOK（約259億+176億）に達する。国家が「第一の投資家」かつ「市場形成者」として機能し、アーティストのリスク軽減と観客層の育成という土壌を創出し、その上で民間市場が存在する構造である。</p>	<p>ノルウェーの税制は、富裕層コレクターの行動に決定的な影響を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税・贈与税:最大の特徴は、相続税および贈与税が2014年に完全に廃止された点である。これにより、美術品コレクションは価値に関わらず税率0%で次世代に非課税移転が可能であり、構造的に相続が優遇される。 ・ 寄付:美術品そのもの（現物）を美術館に寄付した場合の税制優遇措置は実質的に存在しない。金銭寄付の所得控除は年間最大25,000NOKと少額である。 ・ 減価償却:企業は、美術品を事業用資産として減価償却し、課税所得を圧縮することは法的に禁止されている。 ・ 所有（富裕税）:美術品は個人の純資産の一部と見なされ、富裕税（最大1.1%）の課税対象となる。ただし、税務署による具体的な評価指針は公表されていない。 ・ 取得（VAT）:輸入時や二次市場での購入時にはVATが課税される。アーティスト本人からのオリジナル作品購入は免除される。 <p>この税制は、売却（キャピタルゲイン税）や寄付（インセンティブなし）よりも、相続（税率0%）を最も合理的な出口戦略として位置づけている。</p>	<p>民間セクターの活動は、公的支援が整備した土壌の上で行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業:直接的な税制優遇がないため、CSR、ブランド価値向上、労働環境改善を目的としたアート活用が中心である（例：ICArtによるコンサルティング）。 ・ 富裕層:主要なコレクターであると同時に、社会貢献とレガシー構築を動機として、公的インフラの創設者となる（例：ニコライ・タンゲン氏によるクストシーロへのコレクション寄贈）。 ・ 金融機関:DNB銀行（スベアバンク財団）やノルデア銀行は、財団を通じたコレクション形成と美術館への貸出という形でメセナ活動を行う。アートファイナンスは国内では未発達だが、富裕層はシティやJ.P.モルガンなどグローバルプライベートバンクのサービスを利用している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>ノルウェーのエコシステムは、公的セクターと商業セクター、支援サービスから成る。商業セクターにはギャラリー（クストガラーシェン等）やオークションハウス（プロムクヴィスト等）が含まれる。公的セクター（国立美術館、クストシーロ等）は文化遺産の保管者である。支援サービスとして鑑定（Nyborgs）、保険（AXA XL）、輸送（MTAB）などが存在する。この構造は、個人の寄贈（例：タンゲン氏）と公的機関が連携し、私的コレクションを国民の文化資産へと昇華させるメカニズム（例：クストシーロ、DNB財団の貸出）によって特徴づけられる。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>私的コレクションが寄贈され、国民の文化資産へと昇華させる循環型の構造が特徴である。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金提供（アームズ・レングス原則*1）:ノルウェー文化評議会が文化政策実行の中核を担う。文化省から財源供給を受けつつも、法的に確立された「アームズ・レングス原則」に基づき、政治的介入から独立して助成金（国家文化予算の約10%）を配分する。この安定した資金提供がエコシステムの信頼性の基盤である。 2. 教育（文化のランドセル）:全ての学童がプロの芸術に触れる機会を保障する国家プログラム「文化のランドセル（DKS）」を実施。義務教育と連携し、文化的にリテラシーの高い市民層（将来の観客・コレクター）を育成する。 3. 市場規制（文化遺産法）:1978年文化遺産法に基づき、制作から50年以上経過した作品等の国外輸出を管理する。これは国家的なキュレーションツールとして機能し、重要資産の流出を管理する。 <p>「アームズ・レングス原則」による安定的な資金支援と、戦略的に設計された芸術教育（DKS）による将来の担い手育成が核である。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>日本への示唆として以下3点が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アームズ・レングス原則に基づく公的資金提供の強化:ノルウェー文化評議会に類似した、政府から法的に独立した機関を設立・権限強化し、アーティストへの直接的かつ長期的な助成金を配分する。これは、市場に流通する作品の質と多様性を根本から向上させる投資となる。 2. 相続税制の戦略的再評価:ノルウェーの相続税ゼロ（予測可能性の高さ）から学び、日本の既存の物納制度の改革や、美術館への寄付（生前・相続財産から）に対する税制優遇措置を抜本的に拡充すべきである。これにより、相続人にとって強制的な売却以外の選択肢を提供し、文化資産の散逸を防ぎ公的コレクションを豊かにする。 3. 全国的芸術教育イニシアチブの導入:ノルウェーの「文化のランドセル」に着想を得て、全ての子供がプロの芸術に触れる機会を体系的に保証する。これは、将来の美術館訪問者、パトロン、コレクターという市場の需要サイドを育成する長期的投資である。

*1「アームズ・レングス原則」とは、政府の民間への介入や癒着・腐敗を防ぐために、政府と民間の間で距離を保つ方針を示すルールである。文化政策の分野においては、芸術表現・創造活動への過度な政府介入を禁じつつ、資金面での政府からの支援を保障する考え方として理解され、文化支援の普遍的な原理として浸透している。

4.2.27 デンマーク | 税制と民間財団が支える、文化資産循環のエコシステム Quick Confidential

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>2022年の文化・創造産業の生産額は1,580億DKK（デンマーク総生産の3%）であり、雇用は約14万8,000人（総労働力の5%）に達する。同年、文化セクターの付加価値総額(GVA)は770億DKKであった。ただし、デンマーク統計局による「アートとギャラリー」の直接生産額は3億DKK（2022年）と非常に狭義に記録されている。市場はプライマリー市場（現存作家の収入に極めて重要）とセカンダリー市場で構成され、文化セクターの企業数は増加予測にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却: 法人がアーティストまたはギャラリーからオリジナル作品を初回購入した場合、税制上の減価償却が認められる。壁掛け・設置型は備品として残高法で年間最大25%償却可能。購入価格が34,400DKK（2025年）以下の場合、購入年度の即時償却（全額損金算入）が可能である。これはプライマリー市場へのインセンティブとなっている。 ・ キャピタルゲイン: 個人が私有財産（家財の一部）として保有する美術品の売却益は、投機目的や事業目的でない限り、一般的に非課税である。 ・ VAT: アーティスト本人によるオリジナル作品の初回販売には、年間売上30万DKK超の場合、実効税率5%の軽減税率（アーティストVAT）が適用される。セカンダリー市場や関連サービスは標準税率25%が適用される。 ・ 寄付: 法人および個人は、査定法§8s（第8 s条）に基づき、承認された文化施設への美術品の現物寄付に対し、その価値に応じた税控除を受けられる。 ・ 相続税: 美術品は死亡時の市場価値で評価され、遺産に含まれる。美術品に特化した納税猶予や控除制度は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間財団: 新カールスベア財団に代表される民間財団がエコシステムの礎である。Carlsberg A/Sの配当金を財源とし、美術館の重要作品の取得、研究、公共美術プロジェクトへ資金提供を行う。国の文化遺産保護政策や美術館の収蔵活動は、これらの財団が提供するハイエンドな流動性なしには機能し得ない、構造的な構成要素となっている。 ・ 企業: 減価償却制度を活用し、コレクション形成やパトローネージュに積極的に関与している。これは現存作家とプライマリー市場への直接支援となる。 ・ 富裕層: 個人的な趣味や資産保全に加え、新進アーティストや地元ギャラリーを支援するパトローネージュの意識も高い。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>政府機関（文化省、文化宮殿庁、デンマーク芸術財団）が政策決定、執行、アーティスト支援（デンマーク芸術財団の2024年予算6.9億DKK）を担う。美術館（国立美術館、ルイジアナ近代美術館など）は収集・展示の中心である。特筆すべきは、新カールスベア財団などの民間財団の存在であり、美術館の重要作品の取得（国の予算不足を補完）において資金源となっている。商業セクター（ギャラリー、オークションハウス）も含め、これらの官民プレイヤーが、作品収蔵や輸出管理において密接に連携している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護: 文化資産保護法に基づき、国家的に重要な文化財（100年以上古く10万DKK超など）の輸出には文化資産輸出委員会の許可が必要である。輸出が拒否された場合、国は市場価格で買い取る申し出をする義務を負う。この際、実際の購入資金は民間財団（新カールスベア財団など）に依存する構造がある。 ・ 教育: 文化政策は文化の民主化と広範なアクセスを重視している。公立学校では1年生から6年生まで美術が必修科目である。 ・ 美術館アクセス: 国承認の美術館は18歳未満の入場を無料にしなくてはならない。 ・ AML規制: EUの5AMLDに基づき、美術市場参加者（ギャラリー等）に顧客デューデリジェンス(CDD)や疑わしい取引の報告義務を課している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達: 国立美術館(SMK)は国の資金提供を受けるが、収蔵品や特別プロジェクトのための助成金にも依存している。ルイジアナ近代美術館のような私立の国立認定美術館は、運営支援の約15%を公的資金から受け、残りは自己収入、スポンサー、財団によって賄われる。 ・ 収蔵: 重要な高額作品の収蔵は、国の予算だけでは不足しており、新カールスベア財団のような民間財団への助成金申請に依存している。この官民パートナーシップが、国のコレクションを豊かにする基本的な仕組みである。
▼	▼	日本への示唆
<p>民間財団が国の予算不足を補完し、美術館収蔵の主要な資金源を担う構造である。</p>	<p>文化財は「輸出規制 + 買取り義務」で保護し、「必修教育 + 無料アクセス」で文化の民主化を推進する。</p>	<p>デンマークモデルは、政策の一貫性、プライマリー市場への戦略的集中、官民の効率的な役割分担、信頼を醸成する法的インフラが成功要因である。</p> <p>【税制提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人向け取得インセンティブの導入: デンマークの減価償却制度を参考に、現存する日本人アーティストによるオリジナル作品の初回購入に特化した、法人向けの減価償却制度の創設を提案する。これは国内プライマリー市場への強力な資本注入手段となり得る。 ・ 個人コレクターの税制明確化: 個人的なコレクション品の非課税売却と、課税対象となる事業関連取引とを区別する法的基準（意図、頻度など）を確立し、不確実性を減少させ、個人的な収集を促進する。 ・ 寄付税制の拡充: 重要な美術品を公立美術館に寄付する法人・個人への税控除を拡充し、フィランソピーを魅力的な出口戦略とする。 <p>【政策・民間提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護制度の見直し: 重要文化資産の輸出時に、国が公正市場価格での優先交渉権または購入義務を持つ制度の導入を検討する。 ・ 財団の戦略的な役割強化: 日本の民間財団が、新カールスベア財団のように、公立美術館の重要作品確保を支援する専門の取得基金を創設するなど、より戦略的な役割を担う。

4.2.28 フィンランド | 高い文化的需要と公的支援が支えながらも、税制が資産循環を促すアートエコシステム

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>文化セクターはフィンランドの国内総生産（GDP）の3.4%、全雇用の3.1%を占める経済的重要性を持つ。しかし、国家予算に占める文化予算の割合は0.8%とEU平均（1.0%）を下回る。美術品輸出入総額は2021年で1,880万ドルと一定規模を維持するが、国内ギャラリーの総売上高は深刻な縮小傾向にあり、2022年の980万ユーロから2024年には520万ユーロへと半減近くまで落ち込んでいる。</p> <p>対照的に、2024年の美術館、ギャラリー、アートイベントへの総訪問者数は過去最高の約530万人に達した。この「高い文化的需要」と「低い商業的需要」の乖離が、フィンランド市場の中心的パラドクスである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • VAT:美術品に関する付加価値税（VAT）は、取引形態や作品種類により適用税率が異なる複雑な構造を持つ。特定の収集品・骨董品の輸入は0%、アーティストによる特定のオリジナル作品の初回販売は14%（2025年1月より）、メディアアートや二次市場の多くは25.5%の標準税率が適用される。 • 減価償却:法人が美術品を購入した場合、固定資産として計上される。美術品は「減価しない資産」と明確に位置づけられており、土地や有価証券と同様に、減価償却は認められない。この税制は、企業が節税目的で美術品を短期的に売買する動機を抑制し、ブランドイメージ向上や文化支援といった長期的なバトナージュへと誘導する政策的効果を持つ。 • 寄付:法人が科学・芸術等の公益団体へ寄付した場合、年間最大5万ユーロ（公的大学等へは最大25万ユーロ）まで損金算入が認められる。個人が公的大学等へ寄付した場合は、年間最大50万ユーロまで所得控除が可能である。 • 相続税:美術品は、相続発生時点での公正市場価値を基準に評価され、他の資産と合算されて課税される。英国の「Acceptance in Lieu（物納制度）」や、文化的に重要な美術品に対する相続税の納税猶予・免除といった特別な優遇措置は存在しない。この制度は、相続人が高額な相続税を現金で納付するためにコレクションの一部または全部の売却を迫られる状況を生み出し、結果として個人の文化資産を市場に再循環させるメカニズムとして機能している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の関与:企業によるアートへの関与は、直接的な投資よりもメセナ活動やCSR（企業の社会的責任）の一環として行われることが多い。税制上、美術品の減価償却が認められないため、短期的な節税メリットを目的とした購入は抑制され、ブランドイメージの向上や長期的な文化支援といった動機が誘導されている。 • 金融機関:NordeaやOPグループといった国内大手金融機関は、富裕層向けプライベートバンキングを提供しているが、公式サービスに美術品担保融資（アートローン）は明記されていない。これらの銀行のアートへの関与は、主に傘下の芸術財団を通じたコレクション形成や展覧会開催といった非営利の文化貢献活動に集中している。このため、フィンランド国内では「金融資産としてのアート」の市場が未開拓であり、富裕層コレクターが高度なアートファイナンスを求める場合は、Citi Private Bankのような国際金融機関に依存する状況となっている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>公的・半公的機関と民間事業者が相互連携する構造である。公的機関として、Taike（芸術振興センター）が助成金配分の中核を担い、フィンランド文化遺産庁が文化財保護や輸出許可を管理、フィンランド国立美術館が国家コレクションの収集・展示を行う。民間事業者としては、国内127のギャラリー、Sotheby'sなどの国際オークションハウス、Valööriのような鑑定家、専門修復工房、AXA XLのような専門保険会社、MTABなどの専門輸送業者が各機能を担う。官民連携の事例として、民間運営のフィンランド音楽博物館Fameが専門的なコレクションを形成し、その管理を信頼性と持続性の高い国立博物館に委託し、双方の専門性と信頼性を活かした効率的な管理を実現している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 芸術支援:Taike（芸術振興センター）が教育文化省傘下の独立機関として、専門委員会に基づきアーティスト個人への助成金や芸術団体への補助金を配分し、創作活動を財政的に支えている。 • 芸術教育:国民の文化リテラシー育成を重視し、基礎教育課程（小中学校）において美術、音楽、工芸といった芸術的・実践的科目を必修科目として位置づけている。さらに、学校教育外でも地方自治体が運営する芸術基礎教育プログラムが全国的に提供されている。 • 輸出規制:文化財輸出規制法（2016年に制定、同年の933番目に登録）に基づき、制作から100年以上経過したフィンランドの美術品や、国内に100年以上所在した美術品の国外持ち出しには、フィンランド国立美術館の輸出許可が必要である。 • AML/CFT:EUの第5次・第6次マネー・ローンダリング対策指令（AMLD）を国内法に反映させ、ギャラリーやオークションハウスなどの美術品取引業者に対し、顧客デューデリジェンス（CDD）の実施や疑わしい取引の報告義務を課している。 	<p>フィンランド国立美術館（アテネウム美術館、キアズマ現代美術館、シネブリュコフ美術館）を頂点に、32の地域自治体が管理する美術館、17の国が管理する美術館、数百の地方美術館が全国に配置され、広範な美術館ネットワークを形成している。これらの美術館の運営は博物館法に基づき、主に国からの補助金によって支えられており、公共財としてのアートを提供する社会的インフラとして機能している。国民の関心は高く、2024年のアート施設への総訪問者数は過去最高の約530万人を記録した。また、フィンランド国立博物館が民間運営のフィンランド音楽博物館Fameのコレクション管理業務を受託するなど、公的機関の信頼性・持続性と民間機関の専門性を融合させる官民連携の取り組みも見られる。</p>
<p>公的機関が助成・保護の中核を担い信頼性を確保し、民間が専門機能を提供することで、各セクターの強みを生かして官民が連携している。</p>	<p>独立機関であるTaikeによる芸術支援と、幼少期からの体系的な芸術教育による文化リテラシーの育成が特徴的である。</p>	日本への示唆
		<p>フィンランドのアートエコシステムからは、日本市場の発展に向けた複数の重要な示唆が得られる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文化リテラシーの国家的育成:フィンランドが基礎教育課程から体系的な芸術教育を必修科目として提供し、長期的な視点で文化の享受者・支援者を育む国家戦略は、日本の芸術教育の強化を検討する上で特筆すべき参考点である。 2. 独立した助成機関の役割:Taike（芸術振興センター）のように、政府から一定の独立性を保ち、政治的影響から距離を置いて専門家の知見に基づき助成金を配分する機関の存在は、芸術支援の公平性、専門性、継続性を担保する上で有効なモデルである。 3. 税制を通じた企業文化の誘導:美術品を減価償却の対象外とする税制は、企業のアートへの関与を短期的な節税手段から、ブランド価値や文化資本を高めるための長期的な投資へと誘導する洗練された政策ツールであり、日本のインセンティブ設計においても参考になる。 4. 官民連携による価値創造:公的機関の信頼性・持続性と、民間機関の専門性・機動性を組み合わせる官民連携（音楽博物館の事例）は、文化資産の効率的かつ持続可能な形成に貢献しうるモデルであり、日本の公立美術館等の事業展開にも示唆を与える。 5. 相続税制の比較:一方で、フィンランドには相続税の優遇措置が存在せず、コレクションの散逸リスクをはらんでいる。これは、日本の相続税の物納制度や納税猶予制度の重要性、およびその活用促進や制度改善の必要性を逆説的に示している。

4.2.29 ポルトガル | 国家戦略と税制が導く文化投資、歴史と現代が交差するアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>ポルトガルのアート市場規模に関する直接的な公式統計は乏しい状況である。学術研究では、世界GDPへの貢献度は約0.1%と指摘されている。これは、世界のアート市場全体の推定規模約6兆ドルと比較すると極めて小さい。しかし、政府はGDP貢献度といった直接的な経済データに基づかず、文化的アイデンティティの強化や富裕層の誘致といった国家戦略に基づき、文化セクターへの積極的な投資を行っている。ポルトガル全体のGDP成長率は近年1.9%から2.0%前後で推移しており、国内経済の健全性を示している。</p>	<p>ポルトガルの税制は、アート市場における資本の流れを巧みに誘導する設計となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却: 企業が美術品を購入した場合、有形固定資産として計上されるが、減価償却は認められていない。このため、美術品購入による直接的な法人税の節税効果はなく、購入は長期的な資産投資やCSR活動といった戦略的判断に基づくものとなる。 ・寄付: 「文化メセナ制度」が民間資金を文化活動へ誘導する強力なインセンティブとして機能している。法人が公的文化団体へ寄付した場合、寄付額の120%（特定の文化目的のために締結された複数年契約に基づく場合は130%）を損金算入できる「費用割増」が認められる。個人は寄付額の25%を税額控除できる（上限あり）。この制度は、企業資本を直接的な作品購入ではなく、美術館や文化プロジェクトの支援へと振り向ける効果を持つ。 ・相続税: 直系尊属・卑属（配偶者、子、親など）間の相続および贈与は、印紙税が完全に免除される。これにより、コレクションが市場に流出する財政的圧力がなくなり、複数世代にわたるファミリーコレクションの形成と維持が促進される。 ・付加価値税 (VAT): ギャラリーが販売する美術品には標準税率の23%が適用される。これはフランス（5.5%）やドイツ（7%）と比較して著しく高く、国内市場の国際競争力を損なう要因として、業界団体から大規模な抗議キャンペーンが展開されている。 	<p>民間セクター、特に大規模な財団がエコシステムで重要な役割を担っている。国営銀行カイシャ・ジェラル・デ・デポジトス（CGD）や電力会社EDP（EDP財団を通じて）などが主要なアートコレクションを形成している。また、ポルトガル・アートギャラリー協会（EXHIBITIO）は、美術品に課される23%という高率の付加価値税（VAT）に対し、税率を6%に引き下げるよう求めるなど、業界団体として政策への働きかけを行っている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>公的機関、民間営利・非営利団体、専門インフラが相互に連携し、エコシステムを形成している。公的セクターでは、芸術総局（DGARTES）が財政支援を調整し、文化遺産総局（DGPC）が文化遺産の管理を担う。民間では、カルースト・グルベンキアン財団やセラルヴェス財団といった強力な民間財団が、コレクター、展示主催者として市場に絶大な影響力を持つ。プライマリー市場はギャラリーが、セカンダリー市場はオークションハウスが中核をなす。これらを、美術品鑑定家、保存修復家、専門の物流・保険会社といった高度な専門家ネットワークが支えている。</p>	<p>政府の介入は、「歴史的な国宝の保存」と「国際的な現代アート市場の振興」という二つの目的を持つ。文化遺産基本法（Lei 107/2001）に基づき、国益に分類される文化財の国外輸出は原則禁止されるなど厳格な管理体制を敷いている。一方で、制作から50年未満の現代アート作品については輸出規制を緩和する法改正案が提出されるなど、市場の流動性を高める動きも見られる。また、文化の民主化を目指し、ポルトガル居住者は年間52日間、国立美術館や記念建造物に無料で入場できる制度を導入している。</p>	<p>政府の文化への市民アクセスを推進する広範な国家戦略の一環として、国内の37の国立美術館や記念建造物が年間52日間、ポルトガル居住者に対して無料開放されている。これは従来の日曜・祝日のみ無料という制度を大幅に拡充するものであり、美術館が市民の文化アクセスを保障する公的インフラとして機能していることを示している。</p>
<p>強力な民間財団が市場に絶大な影響力を持つ一方、公的機関が制度的基盤を規定する。これらを有機的に繋ぎ、市場の信頼性を担保するのが、鑑定や輸送などを担う高度な専門家ネットワークである。</p>	<p>「歴史的遺産の保護」と「現代アート市場の振興」という二つの目的を、輸出規制の厳格化と緩和という形で両立させる。文化の民主化を目指す市民アクセス拡充策も同時に推進し、エコシステムの土台を形成する。</p>	日本への示唆
<p>ポルトガルの事例は、税制による民間資金の誘導、長期的な需要基盤の育成、そして国内金融市場の新たな機会創出という三つの柱に大別できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要基盤の育成・市民アクセスと教育の強化: ポルトガルの年間52日間の国立美術館無料アクセス制度は、アートに対する国内の鑑賞者層を長期的に育成し、市場の需要基盤を拡大する上で有効なモデルとなりうる。また、初等教育からの体系的な美術教育の必修化は、将来のアーティストと鑑識眼を持つ鑑賞者の双方を育てる上で重要な示唆を与える。 ・ 税制改革: 民間資金の誘導と資産承継の多様化: <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本版メセナ制度」の創設: ポルトガルの「文化メセナ制度」を参考に、法人寄付に対する損金算入額の「費用割増」や個人向けの寛大な税額控除を導入することで、新たなフィナンソロピーの流れを創出し、文化セクターの資金調達を多様化させることが期待される。 ・ 相続税制の再評価: ポルトガルの直系卑属への非課税相続制度は、日本の物納制度とは異なる、コレクションの私的継承を促す選択肢として参考になる。 ・ 民間セクターの育成: 国内金融市場の開拓: ポルトガルにおいてアートファイナンスが国際金融機関に独占されているという事実は、日本の金融機関にとっての機会を示唆している。日本のプライベートバンクや金融機関は、国内で増加するコレクター層を対象とした独自のアート担保融資サービスを開発することで、この高収益なビジネスを国内経済に取り込むことが可能である。 		

4.2.30 チェコ | 非課税所得で実現する「文化資本」の国内集積

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>チェコのアート市場は成長傾向にあり、2022年の市場売上高は16億5,000万CZK（約7,821万米ドル）に達し、前年比10%の増加を記録した。これはチェコのオークション史上初めて1億CZK（約474万米ドル）の壁を突破した取引によって象徴される。ただし、市場構造は少数の高額作品が年間総売上高の大部分を占める集中型である。</p> <p>アート市場は、国内施策として取り組まれている売上高22億5,000万米ドル規模の「文化・創造産業（ICC）」の一部を構成している。市場の課題として、流通する美術品の大半が贋作である可能性が指摘されており、これは市場の信頼性を損なう最大のリスク要因と見なされている。</p>	<p>チェコの税制は、美術品を税負担のない長期的な資産保全と世代間移転の手段として位置づけている。主要な枠組みは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税:0%。2014年1月1日以降、相続税は撤廃された。美術品コレクションを含む相続財産は、所得税法上も非課税と規定されている。 ・ 贈与税:親族間および共同世帯の構成員間では0%である。 ・ 売却益（個人）:個人が美術品を売却して得た所得は、事業用資産に含まれていなかった場合、所得税法第4条に基づき非課税となる。美術品には最低保有期間の要件がない。 ・ 減価償却（法人）:美術品は、チェコ所得税法第27条(d)項により、税務上の減価償却の対象から明確に除外されている。これにより、美術品は短期的な節税手段ではなく、安定した長期保有資産として位置づけられる。 ・ 寄付:フィランソピーを奨励するため、個人は課税所得ベースの最大15%、法人は最大10%まで、文化目的の寄付を所得控除（法人は損金算入）できる。 ・ 輸入VAT:2024年の税制改正により、美術品の輸入には12%の軽減VAT税率が適用される。 	<p>チェコのアート市場における民間セクターの活動は、主に商業的な金融サービスや支援サービスに集中している。金融面では、シティ・プライベート・バンクやErste Private Bankingなどの銀行が、コレクションを売却せず流動性を確保するためのアート担保融資（ファインアート・レンディング）を提供している。支援サービス面では、保険、保存修復、資産計画のための評価、専門輸送、コレクション管理などを担う民間企業群が成熟したエコシステムを形成し、コレクターの資産価値の維持を支えている。本調査では、財団による助成や企業メセナといった、組織的な非営利活動は特定されなかった。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>チェコの国家戦略は、直接的な補助金ではなく、税制と法規制を用いて、国内に文化的・金融的資本を集積させる受動的な枠組みを構築している点に特徴がある。中核を成すのは実質的な相続税ゼロである「非課税所得」と「法人の減価償却不適用」であり、これにより富裕層コレクターは美術品を最も効率的な長期資産保全および世代間富裕移転の手段として国内で構築・維持する。「文化財保護法」による輸出規制が、この資産の国外流出を防ぐ「封じ込め」の役割を果たす。この法務務の枠組みを、アートファイナンスを提供する金融機関、修復・管理業者、専門家を育成する教育機関といった成熟した支援インフラが支えている。</p>	<p>国家文化政策は、文化を単なる保護対象ではなく「経済的要因」であり国家経済政策の構成要素として明確に位置づけている。この戦略に基づき、二元的な役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護（囲い込み）:「国家文化財保護法（法律第20/1987号）」を中心とする法制度で文化財を階層的に管理する。特に「国家文化記念物」の恒久的な国外輸出は禁止されており、輸出管理によって重要な文化資産の国内保持を図っている。 ・ 市場の健全化:EUの第5次AML指令を「AML法（法律第253/2008号）」を通じて国内法化。ギャラリーやオークションハウスに対し、10,000ユーロ以上の取引における顧客デューデリジェンス（KYC/CDD）の実施を義務付けている。 ・ 基盤形成:「フレームワーク教育プログラム（FEPs）」において「芸術と文化」を基礎教育の必須構成要素とし、将来の担い手を育成している。 	<p>国立美術館（プラハ国立美術館など）は、文化へのアクセスを保証し、将来のコレクター層を含む国民の関心を育むための施策を実施している。具体的な施策として、15歳未満の子供、美術アカデミーの学生、ICOM会員など、幅広い層に対して無料入場制度を提供している。また、高齢者や26歳未満の若者には割引料金が適用される。美術品の寄付受け入れに関しては、美術館は明確な手続きを定めている。寄付される作品がその機関の収集方針に合致しているか、また適切な管理が可能かについて、学芸員や理事会で構成される収蔵委員会の正式な審査プロセスを経る必要がある。寄付の前提として、明確な所有権と来歴の証明が不可欠である。</p>
<p>「非課税所得」や「輸出規制」により、文化資本を国内に集積・封じ込める枠組みが特徴である。</p>	<p>文化を「経済を成長させる分野」と位置づけ、法規制による国内での文化財の保護と、AMLによる市場の健全化を同時に推進する。</p>	日本への示唆
<p>チェコの「非課税移転モデル」は、日本の「物納・減価償却モデル」とは対照的に、税制を通じて文化資本を国内に集積させる戦略的アプローチを示している。この比較分析から、日本市場の活性化と文化資産保全のために、以下の政策的・私的施策が提言される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提言: <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続税制の再評価:現行の物納制度に加え、チェコモデルを参考に、重要文化資産が国内に留まり公共の利用に供されることを条件に、相続税の負担を大幅に引き下げる、あるいは非課税とする新たなカテゴリーの創設を検討する。 2. 法人税制の二元化:法人による美術品取得に関し、装飾目的等（現行の減価償却制度を維持）と、重要な文化資産（チェコ同様に減価償却対象外としつつ、保存費用控除など別インセンティブを付与）を区別する二元的な制度を導入する。 ・ 民間セクターへの示唆: <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融機関:欧州のプライベートバンクをモデルに、美術品を資産計画に組み込む専門的な「アート&ウェルス」アドバイザリーサービス（資産承継、アート担保融資）を開発する。 2. 市場関係者:国際的なAML/CFT基準への準拠を徹底し、透明性と信頼性を「強み」として活用することで、国際的な顧客層を獲得する。 		

4.2.31 ルクセンブルク | 金融国家戦略と一体化した世界有数のアート・ウェルスマネジメントハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>Report Linker が発表した「Luxembourg Art Industry Outlook 2022 - 2026」によると、ルクセンブルクのアート市場は、2026年の輸入予測額1億2,200万ドル、輸出予測額800万ドルであり、これは同国GDP（約970億ドル）の0.2%にも満たない。この取引規模は、世界の超富裕層（UHNWIs）が保有するアート資産総額（2022年時点で2兆1,740億米ドル）と比べても僅かである。最大の特徴は、この市場が単独で利益を生むのではなく、GDPの25%強を占める金融セクターと不可分である点にある。アート取引は、グローバルの資産を国内の金融エコシステムに引き込み、「管理・運用」させるための戦略的な「触媒」として機能している。</p>	<p>ルクセンブルクの税制は、アートを資産として長期保有・承継することを後押しする設計である。特に富裕層コレクターにとって極めて有利な税環境を提供しており、アートを通じた世代間の富の移転を円滑にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税・富裕税：最大の特徴は、直系血族間の相続税が0%であること、そして個人に対する富裕税が2006年に廃止され、アートも課税対象外になったことである。 ・VAT（付加価値税）：アーティストからの直接購入やEU域外からの輸入にかかるVATは8%の軽減税率が適用される。 ・キャピタルゲイン：個人コレクターによる売却益は、私有財産の管理の範囲内であれば原則非課税である。 ・減価償却：ルクセンブルク所得税法（Loi concernant l'impôt sur le revenu - L.I.R.）によると、法人によるアート取得において、耐用年数が限定されないとの理由から減価償却は認められていない。 ・寄付：公認文化施設への寄付（現物・現金）は、年間純利益の20%または100万ユーロを上限として税控除の対象となる。 	<p>民間、特に金融セクターがエコシステムの中核を担っている。ドイツ銀行やUBSなどの大手プライベートバンクは、富裕層顧客に対し、アートを担保とした融資、購入や売却に関するアドバイザリー、コレクション管理、相続計画といった包括的なアート関連サービスを提供している。法人によるアートへの関与は、税務上の理由から直接購入よりもアートリースが主流であり、リース料は事業経費として控除可能である。また、欧州投資銀行（EIB）やデレン・プライベートバンクといった多くの企業が大規模なアートコレクションを保有し、顧客エンゲージメントやブランディングに活用している。これらのコレクションは、「プライベート・アート・キルシュバルク」といったイベントを通じて定期的に一般公開され、市民の文化アクセス向上にも貢献している。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>ルクセンブルクのアートエコシステムは、アートを「資産」として捉え、その購入から管理、金融化、承継までをワンストップで支える成熟したバリューチェーンを形成している。このチェーンは、ギャラリーやオークションハウスといった市場仲介者に加え、プライベートバンク（アートファイナンス）、アート投資ファンド、専門保険会社といった金融プレイヤー、さらには専門物流業者、高セキュリティ保管施設（フリーポート）、鑑定家、修復家といった支援インフラで構成されている。これらの民間プレイヤーを、文化省が政策面で、そして2020年に設立されたKultur Ix - Arts Council Luxembourgがプロモーションや助成金を通じて下支えする官民連携の構造が特徴である。</p>	<p>政府は、文化財保護と市場流動性の両立を意図した政策を推進している。2022年制定の文化遺産法で国内の貴重な文化財を保護し、法的な安定性を確保する一方、EU規則に準拠した輸出入制度でグローバルな流通を保証している。また、アーティスト支援と市場創出のため、Kultur Ixを通じてアーティストのキャリア開発や海外展開を資金的・戦略的に支援しているほか、2023年からは公共建築の建設費の1%をアート作品に充てる「1% for art」制度を法的に義務付けている。さらに、EUのAML指令（AMLD5）を遵守し、アート取引における顧客デューデリジェンスを義務付けることで、市場の透明性と信頼性を確保している。特に、ルクセンブルク・ハイセキュリティ・ハブ（旧フリーポート）は、世界で最も規制された安全な保管環境を提供している。最大の特徴は、税関が施設内に常駐し、搬入出される物品の100%を監督・検証している点にある。加えて、法律（2020年AML法）により施設運営者には厳格な本人確認（KYC）が義務付けられており、登録税務局（AED）の監督下で金融機関と同等のマネーロンダリング対策が適用されている。</p>	<p>美術館、特に現代アートを牽引するMudam（ルクセンブルク大公ジャン近代美術館）は、エコシステムの文化的な核として機能している。Mudamは、バンク・ド・ルクセンブルク、CA Indosuez、PwCといった主要な金融機関や企業との長期的なパートナーシップを構築し、その財政的支援によって注目の高い展覧会を実現している。これは、展示されるアーティストの評価と市場価値を高める上で重要な役割を果たしている。さらに、美術館は富裕層コレクターとの関係構築にも積極的である。Mudamは「コレクターズ・サークル」といったイニシアチブを設け、富裕層が美術館を支援し、専門家とのネットワークを築くためのプラットフォームを提供している。</p>
<p>金融と一体化した官民連携のバリューチェーンが、アートの資産価値を最大化する。</p>	<p>「保護」と「流動性」を両立させる法制度と、厳格なAML規制が市場の信頼を醸成。国家が主導し、高付加価値資産が集まる「安全な港（セーフハーバー）」を創出している。</p>	日本への示唆
<p>ルクセンブルクの事例は、アートを文化振興の対象としてだけでなく、金融・ウェルスマネジメント戦略の構成要素として位置づけることの重要性を示唆している。日本が国際競争力のあるアート市場を形成するためには、以下の多角的な改革が不可欠である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最優先課題は税制改革：特に、アート作品を対象とした相続税・贈与税の大幅な優遇措置（特に直系血族間）の導入が、長期的なコレクション形成と富の国内還流を促す最も強力な手段となる。 2. 民間セクターの活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人向けインセンティブとして、存命作家の作品購入費の減価償却制度や、アートリースの損金算入の明確化がプライマリー市場を活性化させる。 ・ 国内金融機関に専門的なアートファイナンス・アドバイザリー部門の設立を奨励し、アート投資ファンド等の金融商品を開発できる環境を整備すべきである。 3. 制度的基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ Kultur Ixのような中央集権的なプロモーション機関の権限を強化し、海外での戦略的展開を図る必要がある。 ・ 国際的なAML/CFT基準を遵守し市場の信頼性を高めるとともに、規制と透明性を担保した「フリーポート・ライト」モデルの検討も、アジアのゲートウェイとして有効な選択肢となり得る。 		

4.2.32 リトアニア | 税制と法制度が牽引する、富裕層の資産保全と文化継承モデル

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>リトアニアのアート市場は、国際的な取引規模（2021年輸出約480万ドル、輸入約400万ドル）こそ限定的である。しかし、その強みは国内経済への高い貢献度にあり、文化セクターの付加価値総額は10億98万ユーロ（国全体の2.0%）、雇用者数は約49,200人（総雇用の3.6%）に達する。EUの統計では、全事業者に占める文化関連企業の割合が8.9%とEU平均を大きく上回り、活発な起業活動と内需に支えられたエコシステムが形成されている。</p>	<p>リトアニアの税制は、富裕層による美術品の長期所有と世代継承を強力に促進する「好循環の三角形」を形成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • キャピタルゲイン税：3年以上所有し、かつ「動産文化財登録簿」に法的に登録された美術品の売却益は、全額非課税となる。これにより、美術品は税効率の極めて高い長期資産クラスとなっている。 • 相続税：近親者（配偶者、子、孫、親、兄弟姉妹等）が相続した財産は、その価額にかかわらず相続税が完全免除される。 • 贈与税：上記の近親者カテゴリ内での贈与も非課税である。 • 寄付（法人）：「慈善・後援法」に基づき、法人が美術館等の受益者へ後援（寄付）を行った場合、その支出額の2倍の金額を損金算入できる（課税所得の40%が上限）。 • 寄付（個人）：納税者が、自身が支払った個人所得税額の最大1.2%を、アーティスト個人を含む指定受益者に直接割り当てる（寄付する）制度がある。 • 減価償却：企業が購入した美術品は、経年で価値が減少しない「非減価償却資産」として扱われるのが一般的であり、リトアニアの法人所得税法にも減価償却を認める具体的規定はない。 • その他：美術品に対する富裕税や固定資産税は存在しない。EU域外からのオリジナル美術品の輸入関税は0%、国内購入・輸入時のVATは標準税率21%が適用される。 	<p>⑤民間の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 私的美術館の設立：科学者であり慈善家でもある夫妻が、個人コレクション（1960年代以降のリトアニア近現代美術5,000点超）を基盤とする国内最大級の私的美術館「MOミュージアム」を2018年に開館させ、市場に新たなダイナミズムをもたらしている。 • 法人によるパトロン活動：企業による文化支援（後援）は、支出額の2倍を損金算入できるという世界的に見ても強力な税制優遇措置によって、単なるCSRを超えた合理的な経営判断として奨励されている。 • 資産管理インフラの整備：AXA XLやMarshといった国際的な大手保険会社による美術品専門保険、DB SchenkerやCrown Fine Artなどの専門業者による国内外への輸送・ロジスティクス、温度・湿度が管理された専門保管サービスが民間によって提供されており、コレクターが安心して資産を管理できる環境が整っている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>デュアル・ガバナンスモデルが特徴である。文化省が国家の文化政策の策定・実施を担い、傘下の文化遺産局が「動産文化財登録簿」を管理し、美術品の法的地位を確立する。一方、助成金の配分は、政府から独立した「リトアニア文化評議会（LCC）」が「アームズ・レングス」原則に基づき行う。LCCの評議員は、文化コミュニティ自身の選挙によって選出された専門家で構成され、政治的影響から独立した実力主義の文化振興を実現している。市場インフラとしては、公的美術館（国立美術館）、私的美術館（MOミュージアム）、現代アートギャラリー、地域密着型のオークションハウスが存在する。</p> <p>▼</p> <p>アームズ・レングス原則に基づき、正義的影響を排除されている。文化省による政策とLCCによる助成金が分離されている。</p>	<p>④公的な施策・政策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法的インフラと輸出規制の連携：美術品の所有権を明確化する「動産文化財登録簿」制度を運用。この登録はキャピタルゲイン非課税の前提条件だが、登録された文化財は恒久的な国外輸出が不可（一時輸出のみ可）となる。この「登録のトレードオフ」により、税制優遇と引き換えに、国の重要文化財が国内に留まるよう誘導している。 • 金融支援：公的投資開発庁（VIPA）等が「文化遺産基金」を設立し、登録文化財の所有者（法人・個人）に対し、修復や商業利用のための低利融資（2025年時点では金利<3%）を提供している。 • 市場の健全性確保：EUのAML指令（5AMLD/6AMLD）を厳格に国内法制化。美術品取引業者（ギャラリー等）は、10,000ユーロ以上の取引において顧客デューデリジェンス（CDD）や疑わしい取引の報告（STR）を義務付けられる。金融犯罪調査庁（FCIS）が専門の監督機関として機能し、市場の透明性と国際的信頼性を担保している。 <p>▼</p> <p>税制優遇と引き換えに国外輸出を禁止する制度が、国内に重要な文化財が保持されるよう促している。</p>	<p>⑥美術館の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公的美術館（価値基準の形成）：Lithuanian National Museum of Art（リトアニア国立美術館）とその分館であるNational Gallery of Art（国立美術館）は、20世紀から21世紀のリトアニア美術に関する包括的なコレクションを所蔵・展示している。これらの公的機関は、国内アートの歴史的価値を担保し、その価値基準を形成する上で中心的な役割を果たしている。 • 私的美術館（市場の活性化）：2018年に開館したMOミュージアムは、ヴィクトラス・ブツクスとダンゴレ・ブツキエネ夫妻の5,000点を超える個人コレクションを基盤とする国内最大級の私的近代美術館である。1960年代以降のリトアニア近現代美術に特化し、市場に新たなダイナミズムを創出している。 <p>日本への示唆</p> <p>リトアニアの成功は、個別の政策ではなく、税制、法制度、ガバナンス、規制が相互に連携し、一つの首尾一貫したシステムとして機能している点にある。日本への戦略的示唆として以下が提言される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガバナンス改革：リトアニア文化評議会（LCC）の「アームズ・レングス」原則を参考に、専門家が選挙等で選出され、政治的影響から独立して助成金配分を決定する「日本文化評議会（仮称）」の設立を検討する。 2. 税制改革： <ul style="list-style-type: none"> • キャピタルゲイン：リトアニアの3年ルールをモデルに、美術品の長期所有（例：5年や10年）に対するキャピタルゲイン税の優遇措置（軽減または免除）を導入する。 • 相続税：美術品の物納制度の要件緩和・手続き簡素化や、コレクションの一体継承・公開を条件とした納税猶予制度の拡充を検討する。 • 法人寄付：リトアニアの「二重控除」を参考に、法人による文化支援への損金算入限度額の拡大など、インセンティブを強化する。 3. 金融・法的インフラ構築： <ul style="list-style-type: none"> • 国家登録制度：「動産文化財登録簿」に倣い、美術品の所有権や来歴を公的に記録する国家管理の登録制度を創設し、美術品の資産としての法的地位を確立する。 • アート金融：上記登録制度を基盤とし、アート担保融資市場を官民連携で育成・推進する。

4.2.33 ラトビア | 相続税ゼロが育む「保有・承継中心型」アートエコシステム

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>ラトビアの文化・創造産業（CCS）は国の総付加価値額の8%超を占め、EU平均（5.3%）を大幅に上回る。政府の文化支出割合はEU内第2位と高い。一方、美術品市場は商業的取引規模の観点では限定的である。市場は高頻度の取引（フロー）よりも、富裕層による長期保有資産の総額（ストック）に依存する「保有・承継中心型」モデルが特徴である。国内コレクターの関心は著名作家10〜20名程度に集中し、市場の裾野は狭い。</p>	<p>最大の特徴は、相続税および贈与税（三親等内の親族間）が存在しないことである。これにより美術品は非課税で次世代に承継可能な戦略的資産となっている。一方、美術品の売却益（キャピタルゲイン）には原則20%の個人所得税（PIT）が課され（2025年以降25.5%予定）、短期売買は税務上不利である。法人税制は、企業による美術品保有に抑制的である。美術品は減価償却の対象外とされる。購入費用が「事業に直接関連しない費用」と判断されると「利益分配」と見なされ、法人所得税（CIT）の課税対象となるリスクがある。対照的に、寄付は優遇される。法人は公益団体（美術館等）への寄付に対し、①寄付額を課税標準から除外（上限あり）するか、②配当にかかる法人税額から寄付額の85%を控除（上限あり）するかを選択できる。個人も寄付額を課税所得から控除可能である（上限：課税所得の20%）。</p>	<p>企業による関与は、税制（減価償却不可、利益分配と見なされるリスク）を背景に、コレクション保有よりもメセナ活動が中心である。寄付税制の優遇措置（法人税額から寄付額の85%控除等）がこれを後押ししている。Swedbankがラトビア国立美術館（LNMA）と協力して現代アートコレクションを形成し行内に展示するなど、戦略的なCSRとしてのアート支援が見られる。富裕層コレクターの活動も活発であり、ヤニス・ズザース氏による私設美術館「Zuzeum」の設立はその象徴である。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>公的機関と有力な民間プレーヤーの戦略的連携が特徴である。中核的な公的機関として、文化支援の助成金を配分する国家文化資本財団（SCCF）や、研究・保存・教育を担うラトビア国立美術館（LNMA）が存在する。民間では、ヤニス・ズザース氏が設立した私設美術館「Zuzeum」が世界最大のラトビア美術コレクション30,000点以上を収蔵・公開している。LNMAとZuzeumはコレクション展を共同開催するなど密接に連携し、官民で文化インフラを補完し合っている。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>国立美術館と私設美術館が密接に連携することで、官民で文化サービスの提供などインフラを補完し合っている。</p>	<p>政府は文化財保護のため輸出入規制を敷いている。制作から50年以上経過したラトビア文化史関連の文化財等の輸出には、国家遺産保護検査局の許可が必須である。EU域外への輸出入にはEU統一規則も適用される。文化支援の中核機関である国家文化資本財団（SCCF）は、国庫補助金を財源とし、8つの専門分野（視覚芸術、文化遺産等）の専門家委員会を通じて文化プロジェクトへの助成金配分を行う。教育面では、2020/21年度からの新カリキュラムで「芸術における文化的理解と自己表現」が主要学習分野の一つに位置づけられ、視覚芸術等が必修科目となっている。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>輸出規制による文化財の保護、SCCFによる助成金の配分、美術教育の必修化により、文化の基盤を支えている。</p>	<p>中核的な公的美術館であるラトビア国立美術館（LNMA）は、ラトビア美術史の研究、文化遺産の保存・修復、国民への教育普及活動という広範な機能を担う。複数の分館（リガ証券取引所美術館等）を擁し、多様なコレクションを管理・展示する。LNMAは、子供から大人までを対象としたガイドツアー、講演会、ワークショップなど多岐にわたる教育プログラムを提供し、市民の生涯学習を支援している。また、国内最大の私設コレクション（Zuzeum）と連携した大規模なコレクション展を開催するなど、積極的な官民連携を通じて、国民への多様な文化体験の提供と、コレクションの学術的価値の向上を図っている。</p>
<p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">日本への示唆</p>		
<p>ラトビアの事例は、税制がアート市場の性質とコレクターの行動を根本的に規定するツールであることを示す。相続税・贈与税の不存在が、美術品を「投機対象」から「長期的資産承継ツール」へと変容させ、国内に質の高いコレクションが蓄積される好循環を生んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 美術品に関する相続税制の戦略的改革：ラトビアの完全非課税は非現実的だが、公的機関への貸し出し（公開要件）などを条件に、文化的に価値の高い美術品の相続税納税猶予制度を創設し、コレクションの世代間承継を促す（売却時には猶予税額を納付）ことを提言する。 法人によるアート保有・公開へのインセンティブ付与：ラトビアと異なり、日本は法人が美術品を保有しやすい税制（減価償却等）を持つが、さらに踏み込み、美術品をオフィス等で常設公開する場合の損金算入特例や減価償却制度の適用範囲の拡大するなど、企業の「保有」と「公開」を積極的に奨励すべきである。 官民の戦略的連携強化：ラトビア国立美術館とZuzeumの連携を参考に、日本の公的美術館と有力な民間コレクターとの戦略的パートナーシップを強化し、コレクションの公開機会や価値向上を相互に図ることも重要である。 		

4.2.34 エストニア | 相続税ゼロと文化基金が支える「文化資産循環」国家

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>エストニアの文化・創造産業（CCs）はGDPの約3.5%を占める。2019年のCCsの総売上高は18.6億ユーロ、雇用者数は28,300人（全就労者の4.2%）に達する。美術品市場の年間取引規模は専門家の推定で約2,000万ユーロである。市場は二重構造を持ち、公開市場であるオークションが約22.5%（2021年実績で450万ユーロ）、残りの約77.5%（約1,550万ユーロ）が画廊やアーティストとの直接取引などプライベートな「隠れた市場」で構成されると見られる。オークション市場は2001年の約17.4万ユーロから2021年の450万ユーロへと急成長しており、アートが代替資産クラスとして認識され始めたことが背景にある。</p>	<p>エストニアの税制は、富裕層と企業の行動を明確に方向付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税:利益が企業内部に留保・再投資される限り課税されず、配当時にのみ22%課税される。企業が美術品を事業用資産として購入することは、事業関連性が認められれば課税を伴わない有効な利益活用策となる。 ・ 減価償却:美術品は価値が減少しない資産と見なされるため、税務上の減価償却制度は存在しない。 ・ 寄付:法人が適格な非営利団体（美術館等）へ寄付した場合、年間社会保険税支払総額の3%または前年度利益の10%のいずれか大きい方を上限に非課税となる。個人は年間1,200ユーロを上限に所得控除の対象となる。 ・ 相続税:相続税、贈与税、富裕税が一切存在しない。これにより、美術品コレクションは価値を減損することなく非課税で次世代に承継可能であり、アートが魅力的な資産保全・承継手段となっている。 ・ その他:個人が美術品を売却して得た利益（キャピタルゲイン）は、税率22%の所得税課税対象だが、「個人的使用の動産」と見なされれば非課税となる。この基準の曖昧さが短期投機を抑制し、長期保有を促す設計となっている。美術品売買には原則22%のVATが適用される。 	<p>民間の施策は、官民連携の中核を担うエストニア現代アート開発センター（ECADC）によって牽引されている。ECADCは、EU地域開発基金の資金を活用し、国内の商業ギャラリーがArt BaselやFriezeといった世界トップクラスのアートフェアに参加する際の費用を最大70%まで補助するプログラムを運営している。この官民連携の取り組みにより、個々のギャラリーの負担を軽減し、エストニアのアーティストを国際市場に戦略的に紹介している。また、ECADCは2018年に主要ギャラリー等と協力し、オンラインデータベース「kunstiindeks.ee（エストニア・アートインデックス）」を立ち上げた。このプラットフォームは、オークションの落札価格に加え、通常は非公開であるギャラリーの販売データを含む5,000件以上の国内取引データを集約・公開している。これにより市場の透明性を飛躍的に高め、コレクターが客観的なデータに基づき時価管理を行うための不可欠なインフラとなっている。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>エストニアのアートエコシステムは、専門家が有機的に連携する構造を持つ。Haus Gallery等のオークションハウスが二次市場の価格透明性を担保し、画廊が一次・二次市場での取引とアーティストのプロモーションを担う。国立のKumu美術館（エストニア美術館傘下）が学術的・文化的な中核として機能する。修復家、国際的な保険会社（AXA XL等）、専門輸送業者（Libereco等）が、高価値資産である美術品の物理的な保存・管理を支えている。エン・クニラ氏のような主要コレクターは、コレクションを「公共の文化資産」と捉え、美術館と緊密に連携して国内外での展覧会を積極的に開催・貸出を行っている。</p>	<p>エストニアの公的施策の最大の特徴は、文化基金（Cultural Endowment of Estonia, Kulka）の存在である。この基金は、ギャンブル税、酒税、タバコ税の一部を財源とし、政府の年度予算や政治的判断から独立して運営されている。これにより、アーティストの創作活動、美術館のコレクション購入、若手の海外留学など、エコシステムのあらゆる階層に対し、安定的かつ長期的な資金供給が可能となっている。流通面では、「文化遺産保護法」に基づき、国家指定の文化財の恒久的な国外輸出は原則禁止されている。その他の美術品の輸出入はEU規則に基づき管理され、国家遺産委員会による許可証発行や、ATAカルネ制度*の活用による一時輸入時の関税免除などが行われる。また、EUの第5次マナー・ロンダリング防止指令に基づき、AML/CFT（マネー・ロンダリング対策）規制を導入。画廊やオークションハウスは、10,000ユーロ以上の取引時に顧客デューデリジェンス（身元確認）を行う義務を負う。</p>	<p>首都タリンにあるKumu美術館を本館とするエストニア美術館（5つの分館を擁する）が、エコシステムの学術的・文化的な中核をなす。その機能は収集、保存、研究、公開にとどまらず、サステナビリティなど現代的テーマに関する国際共同研究も主導している。市民の関与も活発で、2024年には国内の美術館への総訪問者数が260万人を超え、国民一人当たり平均1.9回訪問した計算になる。文化へのアクセスを経済的に支援するため、年間59ユーロで国内100以上の美術館や文化施設に無制限で入場できる「ミュージアムカード」制度も導入され、効果を上げている。また、公的機関と個人コレクターとの連携も緊密である。国立美術館が企画展のためにエン・クニラ氏のような代表的な個人コレクターから作品を借用するなど、公共の文化資産を充実させるための対等なパートナーシップが築かれている。</p>
<p>▼</p> <p>専門家が有機的に連携し、主要なコレクターと美術館が協働してコレクションを「公共の文化資産」として形成している。</p>	<p>▼</p> <p>独立した財源である「文化基金」が安定的かつ長期的な支援を行い、また、文化財の保護とAML規制によりアート市場の質を担保している。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>エストニアの成功は、税制、公的支援、市場インフラが戦略的に組み合わせられたエコシステム設計にある。日本が参考にすべき点は以下の3点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税制による長期インセンティブの醸成:エストニアの相続税・贈与税ゼロの制度は、富裕層による長期的なコレクション形成と世代間承継を後押しし、文化資産の散逸を構造的に防いでいる。日本は、現行の物納制度の要件緩和・簡素化に加え、美術品を美術館に寄託・公開することを条件に相続税を猶予・減免する「日本版条件付き納税猶予制度」の創設を検討すべきである。 2. 独立・安定財源による公的支援:ギャンブル税などを財源とし、政治的影響から独立して運営される「文化基金（Kulka）」は、安定的・長期的な文化支援を可能にしている。日本も一般会計予算への依存から脱却し、財源の多様化と独立した運営体制の確保を模索する必要がある。 3. 官民連携による市場インフラ整備:官民連携による「エストニア・アートインデックス」は、市場の透明性を飛躍的に高め、アートを信頼性の高い資産クラスとして確立させた。日本も主要オークションハウスや美術商が連携する「日本アートインデックス（仮称）」を構築し、市場の透明性を確保することで、金融機関等の新規参入を促す土台を築くべきである。

*1「ATAカルネ制度」とは、ATAカルネ（通関手帳）を用いて、商品見本、職業用具、展示会物品などを海外へ一時的に持ち込む際、各国の税関で免税扱いの一時輸入通関手続きを簡素化する制度である。

第4章 44カ国・地域 国別サマリー報告

第2節 その他の調査対象国・地域 (6/6)

オセアニア・アフリカ

4.2.35 オーストラリア | 税制優遇が牽引する企業の需要と富裕層の慈善的循環

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>オーストラリアの文化・クリエイティブセクターは、2023-24年度に674億豪ドルを経済にもたらし、GDPの2.5%を占める重要な経済の柱である。このセクターの成長率は6.6%で、国全体のGDP成長率4.1%を上回っている。しかしこの数値は広告（181億豪ドル）や出版メディアなど広範な分野を含んでおり、「ビジュアルアート・工芸」分野が占めるのはその一部に過ぎない。よりハイエンドな美術品市場の規模は、流通市場（セカンダリーマーケット）の中心であるアートオークションの年間売上高から把握できる。売上高は2019年以前の10年間、1億700万豪ドル前後で停滞していたが、パンデミック期に在宅コレクターの需要が急増し、2021年には1億2100万豪ドル、2022年には1億4500万豪ドルへと大きく成長した。また、市場のトレンドとしてオーストラリア先住民アートの国際的な評価が高まっており、2024年のオークション売上は1,350万豪ドルに達している。</p>	<p>エコシステム内の市場参加者の行動を後押しするインセンティブとして設計されていることが特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却:法人が事業目的で展示する美術品は「減価償却資産」として認められる。通常耐用年数は100年と長く節税効果は限定的だが、政府が導入する中小企業向けの「即時資産償却」制度が重要である。これにより、一定額（例：20,000豪ドル）までの美術品購入費用の全額を即時に損金算入でき、企業の安定した需要創出に直結している。 ・ 寄付:「文化贈与プログラム（CGP）」が富裕層の主要な出口戦略として機能する。文化的に重要な作品を適格機関に寄贈すると、①市場価格（政府認定鑑定人による評価）での全額所得控除（最大5年間分割可）、②キャピタルゲイン税（CGT）の完全免除、という2つの優遇措置を受けられる。これにより「売却するより寄付した方が税務上有利」な状況が生まれ、私的資産の公的資産化を促進する。 ・ 相続税・贈与税・どちらも存在しない。これにより、美術品コレクションを世代間で非課税で承継できる。キャピタルゲイン税は相続時点では課されず、相続人が将来その作品を売却するまで納税が繰り延べ（ロールオーバー）される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アートファイナンス:グローバル・プライベートバンク（Citi, J.P. Morganなど）やオークションハウス（Christie's）が、富裕層顧客向けサービスの 일환としてアート担保融資を提供する。 ・ 専門金融サービス:オーストラリア国内では、Pledgが美術品を担保に最大10万豪ドルまでの短期ローンを提供している。また、「Art Money^{*2}」は、提携ギャラリーでの美術品購入に特化した無利子の分割払いサービスを提供し、購入のハードルを下げることで市場の活性化に貢献していた。 ・ 政府系リース:政府が運営するArtbank^{*3}は、企業や個人向けにアートのリース（賃貸）プログラムを提供し、リース料は事業経費として税務控除の対象となる。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>政府系の中核機関として「クリエイティブ・オーストラリア（Creative Australia）」が、文化政策「Revive」に基づき、芸術セクターへの助成金配分（「Creative Australia Annual Report 23-24」によると2023-24年度の直接投資は2億5110万豪ドル）など、エコシステムの司令塔として機能する。市場はギャラリー（一次）とオークションハウス（Deutscher and Hackettなど）（二次）が形成する。これらを、鑑定家、修復家、専門保険（Chubb, Aonなど）、専門輸送（IAS Fine Art Logisticsなど）、アートアドバイザーといった専門化された民間インフラが支えている。政府は「文化贈与プログラム」で用いる鑑定人を承認・リスト化するなど、この専門インフラの信頼性担保に関与している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産保護:「1986年動産文化遺産保護法（PMCH Act）」により、国の重要文化財の国外流出を規制している。規制対象はクラスA（アボリジニの神聖な儀式用具など、原則輸出禁止）とクラスB（美術品など、輸出許可制）に分類される。制作後30年未満の美術品の多くは許可不要である。 ・ 国内保持支援:輸出不許可となった物品などを国内の文化機関が取得する際、「国家文化遺産勘定（National Cultural Heritage Account）」という助成金プログラムから資金援助を行う。規制（PMCH法）と助成金（本勘定）を連携させ、重要文化財の公的所有化を戦略的に促す。 ・ 金融規制（AML/CFI）:進行中の「トランシェ2^{*1}」改革において、EUや英国とは対照的に、美術品ディーラーをマネーロンダリング対策の規制対象から除外している点が特徴である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化的役割:国立、州立、地域レベルの公的美術館や博物館は、国民が自国の文化遺産にアクセスするための中心的な拠点である。特にオーストラリアの多文化社会や先住民の経験を伝え、議論を促す場として重要な社会的役割を担っている。 ・ エコシステムの出口機能:最大の役割は、「文化贈与プログラム（CGP）」の主要な受け皿として機能することである。富裕層コレクターから寄贈された文化的に重要な作品を、私的所有から公的所有へと移管し、国民全体のために恒久的に保存・公開するという、エコシステムの最終的な出口を担っている。
日本への示唆		
<p>オーストラリアの成功は、単一の政策ではなく、税制、政府支援、民間インフラが相互に連携し、アートを「文化資産」と「経済資産」の両面から社会に循環させるエコシステムを意図的に構築した結果である。日本が学ぶべき点は、①税制を通じた市場の「需要創出」（企業の即時償却）と「出口戦略」（CGP、相続税ゼロ）の巧みな設計、②官民連携による信頼性の高い「専門インフラ」（政府認定鑑定人制度など）の構築、③国家戦略としての「文化への長期的投資」（教育、サテライト勘定）という一貫した姿勢、の3点である。</p>		
<p>具体的提言（政策・税制）：</p>		
<p>1. 日本版「文化贈与プログラム」の創設:美術品を適格機関に寄贈した場合、その譲渡所得税（キャピタルゲイン税）を非課税とし、市場価値に基づく所得控除（複数年分割可）を認める制度を創設する。同時に、評価の信頼性を担保するため「政府認定美術品鑑定人」制度を整備する。</p>		
<p>2. 法人購入の促進（需要創出）:中小企業を対象に、一定金額以下（例：100万円）の美術品について、全額を即時損金算入できる特例措置を導入する。</p>		
<p>3. 相続税制の柔軟化:コレクションの散逸を防ぐため、現行の美術品物納制度の要件緩和や、美術館への貸与などを条件とした納税猶予制度を導入する。</p>		
<p>具体的提言（民間）：</p>		
<p>1. アートファイナンス市場の育成:金融機関と鑑定機関の連携を促進し、アート担保融資への参入リスクを低減させる。</p>		
<p>2. 専門人材の育成:アートアドバイザーやコレクションマネージャー等の専門職を育成し、業界横断的なネットワーク化を支援する。</p>		

*1「トランシェ2」とは、2024年11月29日にオーストラリアの下院を通過、成立したAML/CFI改正法案であり、不動産、法律、会計の各分野も規制対象となった。
 *2「Art Money」は、シドニー市議会が文化政策行動計画の 일환として取り組んでいるアートの購入を支援するための無利子分割払いプログラムであり、ニューサウスウェールズ州立美術館の会員誌「look」とアートマンス等が運営している。
 *3「Artbank」は、1980年にオーストラリア政府によって設立された政府機関であり、オーストラリアの現代アートのコレクションを所有し、作品のリース事業を行っている。

4.2.36 南アフリカ | 税制インセンティブと国家戦略が牽引する二元的なアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>南アフリカの文化・クリエイティブ産業（CCI）のGDP貢献額は2020年に1,610億ランド（約1兆2,880億円*）に達し、GDPの約3%を占め、農業に匹敵する規模である。そのうち「ビジュアルアートおよび工芸」ドメインは234億ランド（約1,872億円*、全体の15%）である。市場の将来予測は楽観的で、2026年の美術品輸出額は1億300万ドル、輸入額は1億6,600万ドルに達すると見込まれている。市場構造の最大の特徴は、広範な雇用（文化関連雇用の44.5%）を生む労働集約型の「工芸品経済」と、富裕層（HNWI）を対象とする高価値な「ファインアート経済」という二元的な構造を持つ点にある。 *1ランド=8円で換算</p>	<p>富裕層（HNWI）のアート市場参加を促進する税制が特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • キャピタルゲイン税（CGT）：個人が私的利用および鑑賞目的で所有する美術品は「個人使用資産」に分類される。その結果、これらの美術品を売却して得たキャピタルゲインは全額非課税となる。これは株式や不動産といった他の資産クラスにはない大きな魅力であり、富裕層がアート市場に資金を投じる主要な動機となっている。 • 寄付：個人は年間10万ランド、法人は年間1万ランドの寄付非課税枠がある。寄付先が税法上の承認を受けた公益法人（PBO）である場合は、寄付税は免除される。法人は、セクション18A承認のPBOへの寄付を行った場合、その寄付額を当該年度の課税所得の10%を上限として控除することができる。 • 相続税：コレクターの死亡時、所有する美術品はその時点での市場価値で遺産総額に算入され、遺産税（税率20%または25%）の対象となる。英国の「現物納税」制度のような、美術品そのもので納税する仕組みは南アフリカには存在しない。この税制が、相続税負担を回避したいコレクターに対し、コレクションを承認された美術館（PBO）へ寄付するインセンティブを与えており、私有財産が公的機関へ還流する主要なメカニズムとなっている。 • 減価償却：所得税法上、美術品は一般的に減価償却の対象となる資産とは見なされない。ファインアートは、その性質上、価値の維持または増加を期待して取得されるものであり、物理的に「損耗」するものではないため、減価償却引当金の対象外である。 	<p>官民パートナーシップ機関であるBASA（ビジネス・アンド・アーツ・サウス・アフリカ）の役割が際立っている。BASAは、企業とアートプロジェクトを繋ぎ、マッチンググラントやスキル開発プログラムを提供することで、企業による芸術支援を促進し、持続可能なスポンサーシップ文化を醸成している。この背景には、アパルトヘイト後の社会変革を促す「黒人経済力強化（BEE）」政策が、企業のアート支援へのインセンティブとして機能している側面もある。金融面では、国際的な大手プライベートバンクや国内専門業者がアート担保ローンを提供し、コレクターの流動性を確保している。近年は、Legacy Investなどのプラットフォームによる美術品の分割所有（証券化）も登場しており、アート投資の民主化が進んでいる。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>政府系機関、官民連携機関、国立美術館が強固な制度的基盤を形成している。具体的には、データ収集・政策立案を支援するSACO（南アフリカ文化オブザーバトリー）、文化遺産保護と輸出管理を担うSAHRA（南アフリカ遺産資源庁）、市場形成機能を持つArtbankSA（ナショナル・アート・バンク）、企業支援を促進するBASA（ビジネス・アンド・アーツ・サウス・アフリカ）、文化的中心機関である国立美術館（イジコ、ツァイツMOCAAなど）が挙げられる。これに、オークションハウス、専門鑑定、専門保険、物流・保管といった成熟した民間インフラが加わり、複雑な国際展（例：ツァイツMOCAA）を遂行できる多層的ネットワークを構築している。一方で、SAHRA（文化財保護）とオークションハウス（市場）が遺品の輸出を巡り法廷で対立するなど、エコシステム内には緊張関係も存在する。</p>	<p>政府はCCIを単なる文化保護対象ではなく、経済成長、雇用創出、国民統合のための「戦略的セクター」として明確に位置づけている。最大の特徴は、ナショナル・アート・バンク（ArtbankSA）の設立・運営に見られる、積極的な市場形成（マーケットメーカー）機能である。ArtbankSAは、政府が「南アフリカのアーティスト、特に新進アーティストからアート作品を購入し、政府機関や民間企業にリースする」事業を行う。これは、アーティストに直接収入とキャリアの「お墨付き」を与え、リース展示を通じて知名度を向上させる、洗練された産業政策である。また、文化遺産保護も厳格であり、SAHRA（南アフリカ遺産資源庁）が制作から50年以上経過した美術品の輸出を特別な許可制としている。この許可プロセスが、逆に作品の真正性と文化的重要性を国家が公的に保証する「証明書」として機能し、国際市場での金融的価値を高めるといった副次的効果も生んでいる。</p>	<p>イジコ南アフリカ国立美術館やツァイツ・アフリカ現代美術館（Zeitz MOCAA）といった主要美術館は、国家のコレクションを管理・保存する文化的中心機関である。主な施策として、展覧会や作品購入を通じたアーティストのキャリアの公的な認証、および教育プログラムや一般公開を通じた国民のアートへのアクセス保障を担う。政府も、文化遺産へのアクセスを国民の権利と位置づけ、デジタル化などを通じてその機会拡大を推進している。また、ツァイツMOCAAが開催した大規模展覧会『When We See Us』の事例のように、美術館がハブとなり、建築事務所、出版社、大学（ケープタウン大学）といった多様なセクターと連携し、学術プログラムを含む複合的な文化プロジェクトを主導している。</p>
<p>多様な専門機関（SACO、BASA等）が役割分担し、官民連携で強固な制度的基盤を形成している。</p>	<p>文化を「戦略的セクター」と位置づけ、ArtbankSAによる市場形成（産業政策）を積極的に行っている。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>日本への示唆：南アフリカの事例から日本が学ぶべき最も重要な点は、アート市場の活性化が、個別の施策の寄せ集めではなく、税制、産業政策、そして民間セクターのインセンティブが有機的に連携した「システム」として設計されていることである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税制インセンティブの導入：個人コレクターが所有する美術品の売却益（CGT）を全額非課税とする措置は、市場の需要サイドを劇的に刺激する最も効果的な手段の一つである。 2. 官民連携を促進する専門中間支援組織：BASAのように、企業とアート界を積極的につなぎ、共同出資（マッチンググラント）なども行う専門機関の設立が、持続可能な支援の仕組み構築の鍵となる。 3. 国家による「マーケットメーカー」機能の創設：ArtbankSAが新進アーティストの作品を体系的に購入・リースするモデルは、単なる文化支援を超えた戦略的な産業政策であり、プライマリー市場と若手アーティストを支える強固な基盤となりうる。 4. 相続税制と文化資産の循環メカニズムの連動：南アでは、高額な遺産税と現物納税制度の不在という組み合わせが、結果的にコレクターにコレクションを美術館へ寄付するインセンティブを与え、私有財産が公共の文化資産へと還流するサイクルを生み出している。これらの施策が相互に連携する統合的アプローチが南アの市場のダイナミズムを生んでおり、日本がアート市場を次なる成長産業へと飛躍させるための、貴重な道標となるであろう。

4.2.37 ナイジェリア | クリエイティブエコミーを国家戦略に据え、官民が駆動するアフリカ最大のアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
<p>ナイジェリアのビジュアルアート市場規模は2023年時点の推計では、アフリカ最大の5億ドル超とされる。2023年は経済混乱で縮小したが、世界的軟化(-18%)に比べ縮小幅は限定的(-8.4%)で、需要は底堅い。政府は石油依存経済脱却の柱として「クリエイティブエコミー」を国家戦略に位置づけ、GDP貢献度を現状の約56億ドルから2030年までに1000億ドル(GDPの10%)へ引き上げるという野心的な目標を掲げている。5億ドル規模の「クリエイティブ経済開発基金」設立も発表された。この目標は、国内外への政治的シグナルとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 購入・売却:美術品の取引には7.5%のVATが課される。売却益(キャピタルゲイン)にはキャピタルゲイン税が課され、2025年改革案では法人30%、個人最大25%(累進)となる見込みである。 • 減価償却:法人が所有する場合でも、美術品は減価償却資産として認められていない。 • 寄付:法人がナイジェリア博物館等の認定機関へ寄付した場合、評価所得の10%を上限に損金算入が認められる。しかし、個人による寄付には税制上の優遇措置が確認できず、これがプライベートコレクションの社会還元を阻む一因となっている。 • 相続税:体系的な相続税・贈与税制度は存在しない。しかし、遺産検認手続きの際に、遺産総額(美術品を含む)に対して州政府が最大10%の「遺産手数料」を課す実務があり、これが事実上の相続税として機能している。美術品に特化した納税猶予や免除などの優遇措置は確認できない。 	<p>銀行セクター(Access Bank等)が市場の最重要パトロンとして機能し、ブランド価値向上やCSRの一環として質の高い企業コレクションを形成してきた。富裕層コレクターも、資産形成、社会的地位の象徴、文化保護への使命感など複合的な動機で市場を牽引する。西アフリカ最大の民間アートフェア「ART X Lagos」は、ギャラリー、コレクター、企業スポンサー、金融・保険業者が集うエコシステムのハブとなっている。また、VBankとアート投資プラットフォーム(Artsplit)が提携してアート担保ローンを提供するなど、民間主導のアートファイナンスも黎明期にある。</p>
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
<p>ラゴスに集積する画廊(Nike Art Gallery等)がアーティスト発掘・育成、国際アートフェア(Art X Lagos等)への参加を担い、エコシステムのエンジンとして機能する。オークションは国際市場が中心。政府機関では、2023年新設の「芸術・文化・創造経済省(FMACCE)」が司令塔となり、傘下のNCMMが文化財保護と輸出管理(博物館証明書の発行)、NCACが文化振興を担う。保険、専門輸送、保管等のサービスも存在するが、専門保管施設の整備は途上である。アートフェア「ART X Lagos」が、これらプレーヤー間の連携ハブとして機能している。</p>	<p>政府はクリエイティブエコミーを国家戦略の中核に据え、2030年までに1000億ドル規模への成長目標を掲げる。2023年に「芸術・文化・創造経済省」を新設して政策を一元化し、5億ドル規模の開発基金(CEDF)設立も発表した。文化財保護も国家的重要課題であり、NCMM法に基づきベニン・ブロンズなど略奪文化財の返還交渉を推進している。流通面では、美術品の輸出にNCMM発行の「博物館証明書」取得を義務付けており、特に「古物」の輸出は厳しく制限される。この厳格な規制は、文化遺産保護と現代アートの市場振興という二つの政策目標間の緊張関係を示している。</p>	<p>ラゴスの国立現代美術館をはじめとする公的美術館は、文化遺産の保存・展示、教育の役割を担うが、多くは資金不足やインフラ老朽化の課題を抱え、機能不全が指摘されている。この公的機能のギャップを、民間の個人美術館が補完している点がナイジェリアの特徴である。著名コレクターが設立したイエミシ・シロン美術館は、自身のコレクションを一般公開し、大学と連携して教育機関としての機能も果たしている。このように、個人の情熱や民間資金が美術館の企画・運営を支える連携がエコシステムにおいて重要な役割を担っている。</p>
<p>政府(新設省)が司令塔となり、民間(画廊・フェア)がエンジンとハブを担う官民連携構造である</p>	<p>「1000億ドル目標」を掲げる国家戦略(市場振興)と、厳格な文化財保護(輸出規制)を同時に推進する。</p>	<p style="text-align: center;">日本への示唆</p> <p>ナイジェリアの事例から、日本のアート市場発展に向け以下の三点が示唆される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済戦略としての明確な位置づけと目標設定:政府はアートを単なる文化振興の対象ではなく、国家の経済成長戦略の柱として位置づけるべきである。ナイジェリアのように野心的な数値目標(GDP貢献額等)を掲げ、省庁横断的な体制でトップダウンに市場育成を推進することが、国内外の投資を呼び込むシグナルとなる。 2. 民間資金の流入を促す税制インセンティブの強化:市場の自律的成長には、民間資金の活用が不可欠である。法人の美術品購入に係る損金算入の拡充や、個人の美術館への寄付・相続時の税制優遇(納税猶予や物納制度の対象拡大など)を抜本的に強化し、企業や富裕層がパトロンとして機能しやすい環境を整備すべきである。 3. アートファイナンスと専門サービスの育成:アートを資産として社会で循環させるため、金融機関によるアート担保融資の提供や、富裕層の資産管理(評価、保管、承継)を包括的に支援する専門サービス産業を育成する必要がある。

第5章

【結論と提言】

「アート・レジストリー制度」を
中心としたエコシステム再構築

5.1 【提言】「アート・レジストリー制度」の創設：所有から「登録」へ（1/2）

1. 国による「所有」から、官民連携による「価値の認証・登録」へ

国が美術品を買い上げる予算には限界がある。民間の所有権を維持したまま、国がその「価値と真正性」を認証（アーカイブ）することで、美術品を「信頼できる資産」へと変革する情報インフラを構築する。

■ 従来の公的モデル（限界）

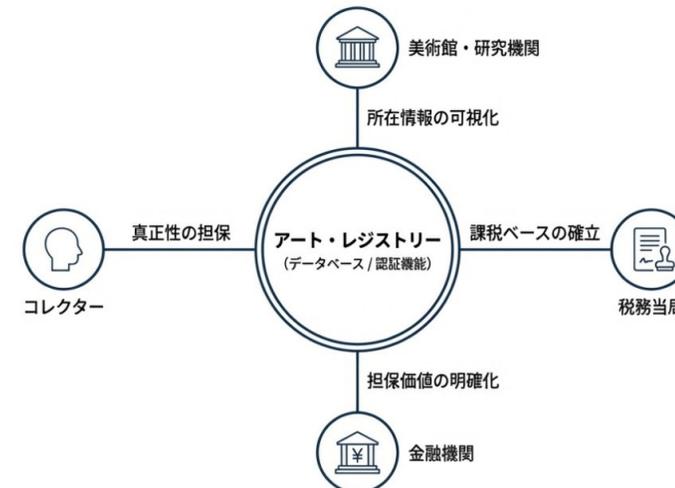
• 「所有」モデル

- 国が予算で作品を購入・管理する。
- 課題：予算の制約により購入数が限定される。収蔵庫が満杯で「死蔵」化。市場への経済波及効果が薄い。

■ 提言する「アーカイブ」モデル（拡張性）

• 「登録」モデル（アート・レジストリー）

- 民間（コレクター・企業）が所有したまま、国が認定した作品情報をデータベース化。
- 原則：
 - 任意性の原則：登録は所有者の自由意志（メリットがあるから登録する）。
 - 民業補完の原則：国は評価・取引のプレイヤーにならず、信頼を担保する「プラットフォーム（黒子）」に徹する。



5.1 【提言】「アート・レジストリー制度」の創設：所有から「登録」へ（2/2）

2. アーカイブ制度の3つのコア機能：市場の「不全」を解消するハブ機能

アート市場の成長を阻害する「贋作リスク（信用の欠如）」「所在不明（情報の非対称性）」「流動性不足」を、3つの機能によって構造的に解決する。

■ 3つのコア機能

1. 真正性・来歴の認証（信用創造）

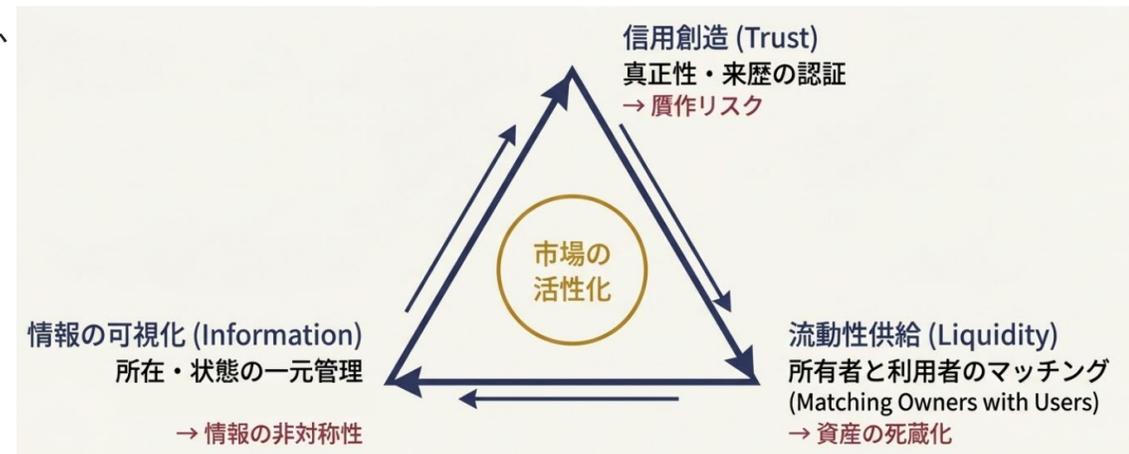
- 機能：将来的には、国が認定した適格評価事業者による評価・来歴情報を、コストが高いため改ざんは経済合理性がない「デジタルID（登録証）」に記録し、情報の透明性を公的に担保。
- 効果：登録した作品がすり替えられるリスクを排除し、金融・保険の引受を可能にする（「金融資産」化）。

2. 情報の集約・可視化（所在管理）

- 機能：作品の所在、状態、展示履歴を一元管理するデータベース。
- 効果：「死蔵」を防ぎ、研究者や美術館が作品にアクセス可能な状態を維持する。

3. マッチング（流動性供給）

- 機能：「貸したい所有者」と「借りたい利用者（官公庁・企業・地方美術館）」を繋ぐプラットフォーム。
- 効果：レンタル料というキャッシュフローを生み出し、資産としての魅力を高める。



5.2 制度を駆動するインセンティブ設計（税制と評価）

1. 富裕層の行動変容：個人と資産管理会社（ファミリーオフィス）へのメリット

個人コレクターには「出口戦略（相続・物納）」を、富裕層の資産管理会社には「運用コストの経費化」をインセンティブとして提供し、アーカイブ制度への登録を促進する。

■ 個人コレクター（資産防衛と制度登録による優遇）

- 相続時の評価適正化（最大のボトルネック解消）
 - 政策的評価額：アーカイブ制度への登録作品（公開・活用されているもの）については、市場価格（時価）ではなく、流動性などの各種条件を加味した「評価額の下限值（政策的評価額）」での相続税評価を検討する。
- 物納の優先化
 - 「金銭納付優先」要件を問わず、アーカイブ制度の登録作品は優先的に国への物納（美術館への移管）を認める。これにより、市場での売買等による散逸を防ぐ。

■ ファミリーオフィス・資産管理会社（事業的運用）

- 維持管理コストの「経費化」
 - 富裕層の多くは法人で資産を管理している。アーカイブ制度の登録作品に関する倉庫代、保険料、修復費、輸送費を、事業（資産運用・賃貸事業）に関わる「必要経費（損金）」として明確に認めるガイドラインを策定する。
- 減価償却の適用
 - 登録作品を「賃貸用資産」として運用する場合、時間の経過とともに減価償却を行うことを認め、保有期間中のキャッシュフローを改善する。



5.2 制度を駆動するインセンティブ設計（税制と評価）

2. 企業（事業会社）の参入促進と国家のメリット：購入・活用の両面支援

企業に対しては「レンタル（利用）」と「購入（保有）」の双方に税制メリットを用意し、新たな需要を創出する。国にとっては課税の公平性が担保されるWin-Winのモデルである。

■ 一般企業へのインセンティブ（需要創出）

• 購入・保有へのインセンティブ

- 減価償却の特例拡大：100万円未満の即時償却に加え、アーカイブ制度の登録作品（公開前提）については、100万円を超える高額作品であっても減価償却または「特別償却」を認める制度を検討する（韓国・フランスを参考）。
- 効果：企業の内部留保をアート市場へ還流させ、オフィスやロビーでの展示によるブランディング価値を高める。

• 活用（レンタル）へのインセンティブ

- 損金算入の明確化：アーカイブ制度を通じた作品のレンタル費用について、「交際費」や「寄付金」ではなく、全額「損金（福利厚生費・広報費）」であることを明確化し、利用のハードルを下げる。

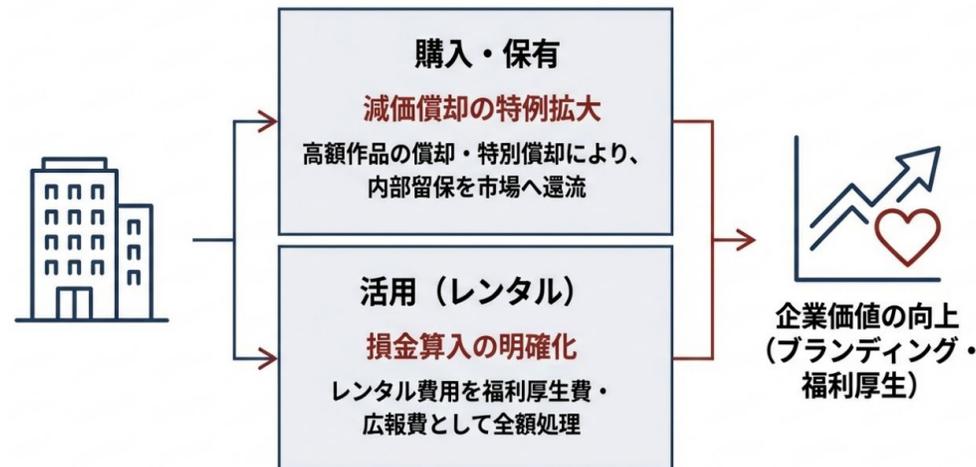
■ 国・税務当局へのメリット（制度の正当性）

• 課税の公平性と捕捉

- ブラックボックス化していた美術品の所在と価値を把握でき、適正な課税ベースを確立できる。

• 文化財の散逸防止

- 重要な作品が海外流出せず、国内のエコシステム内で循環・継承される。



5.3 循環を支えるインフラ

1. 制度を支える物理・金融インフラ：仕様書の必須項目の統合実装

アーカイブ制度の信頼性を担保に、金融（融資）、物流（保税）、保険（補償）の各インフラを接続し、アートを「動かせる資産」にする。

■金融インフラ

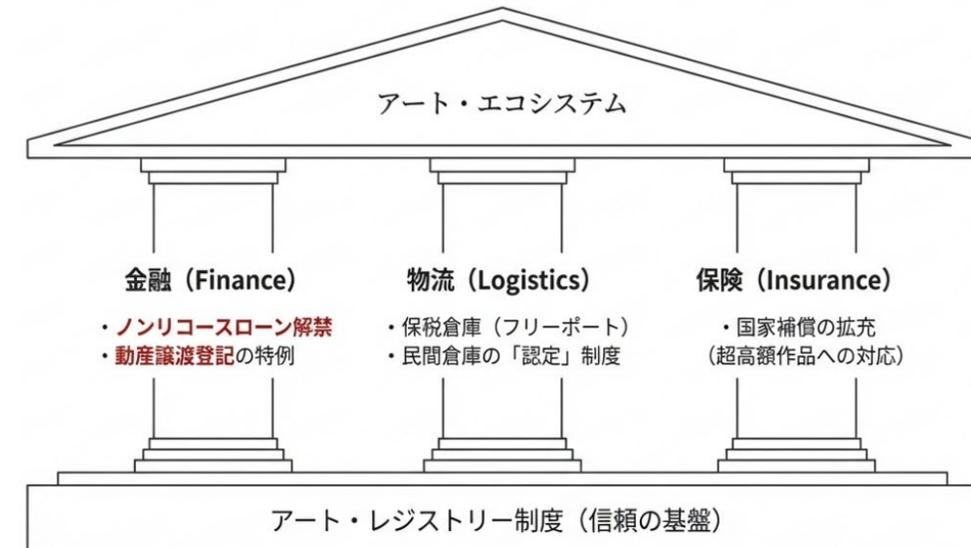
- ノンコースローンの解禁：アーカイブに登録された「データ」と「デジタルID（登録証）」を根拠に、金融機関が個人信用に依存しない融資を実行。
- 動産譲渡登記の特例：登録作品については、占有改定（手元に置いたまま）での対抗要件具備を簡易化し、担保活用を促進。

■物流・保管インフラ

- 保税倉庫（フリーポート）の指定：アーカイブ登録作品の保管場所として、関税・消費税未払いで保管・商談可能なエリアを指定。海外コレクターの資産を呼び込む。
- 保管環境の認証：国際水準（温湿度・セキュリティ）を満たす民間倉庫を国が「認定倉庫」とし、ここに保管することを登録要件の一部とする。

■保険インフラ

- 国家補償の拡充
 - 既存の「政府補償制度（展覧会における美術品損害の補償に関する法律）」は、展覧会での展示を目的に海外から超高額的美術品を借りやすくするため、民間の保険がカバーできない範囲を国が保証する。この対象の美術品を、アーカイブ制度に登録された超高額的美術品に拡大し、その登録作品の公開・貸出時に、民間保険でカバーしきれない部分を国が補償する。
 - 効果：展覧会コストの削減と、重要文化財の積極的な公開。



5.4 ロードマップ：官民役割分担による自律的成長

1. ロードマップ：公的支援から自律的な市場メカニズムへ

初期段階は国が制度を整備し、徐々に民間へ開放する。最終的には登録料とマッチング手数料で民間が運営する「自走型エコシステム」を目指す。

■ Phase 1: 基盤整備期

- 主体: 関係省庁（文化庁・国税庁・関税局など）
- アクション:
 - 制度設計、法整備（評価ガイドライン、物納要件緩和）。
 - 先行する「価格評価事業者」の認定。
 - 官公庁・在外公館でのパイロット展示（PoC）。

■ Phase 2: 民間開放期

- 主体: 民間事業者・金融機関
- アクション:
 - 登録作品の民間企業へのレンタル開始（損金算入ルール適用）。
 - 金融機関による「アーカイブ登録作品専用ローン」の組成。
 - 民間保税倉庫の稼働拡大。

■ Phase 3: 自走・拡大期

- 主体: 市場メカニズム
- アクション:
 - 運営主体の独立行政法人化、または民営化（登録・マッチング手数料による自立経営）。
 - アジアのアートハブとしての地位確立（海外作品の登録受け入れ）。
 - 蓄積データの二次利用（指数ビジネス等）。



